

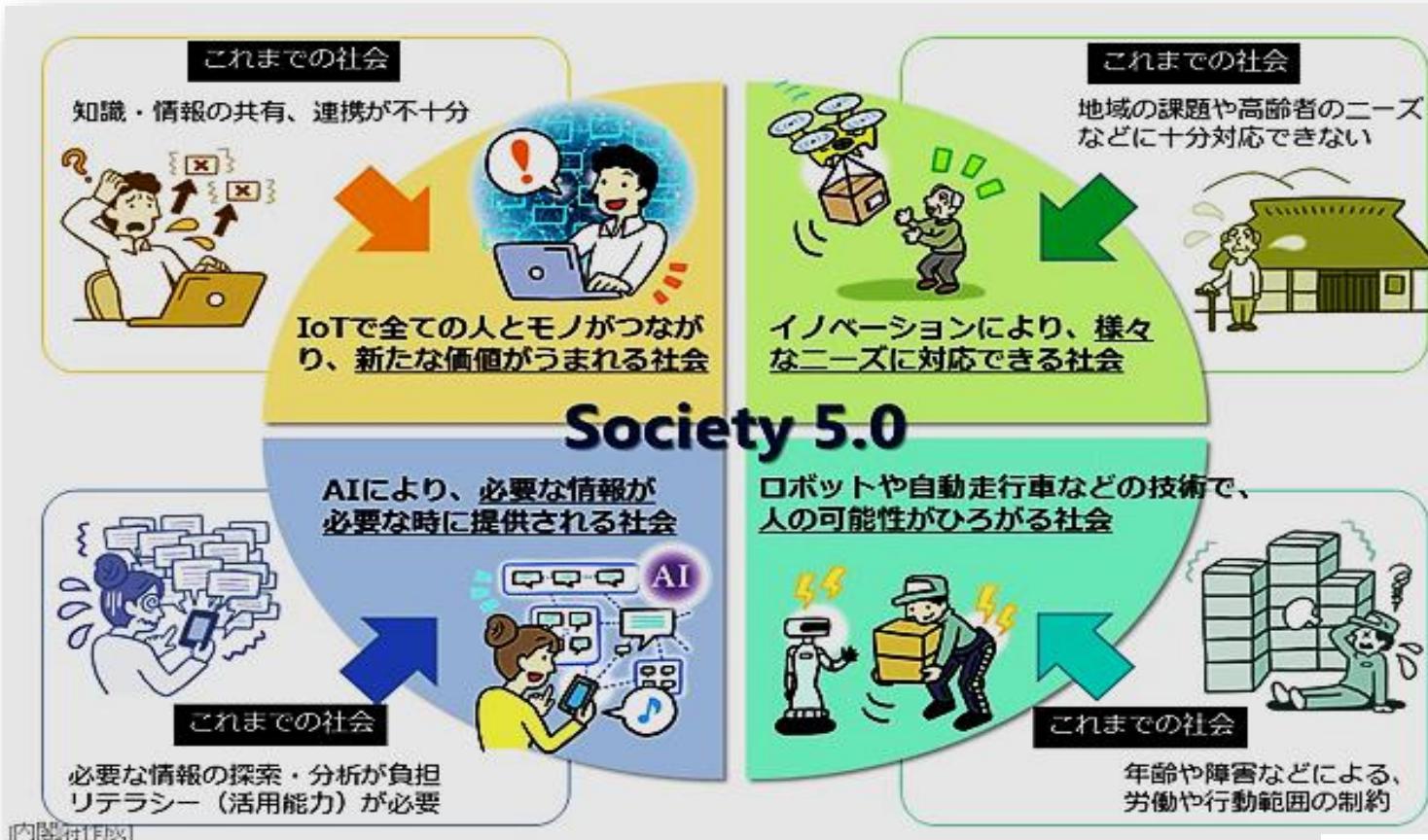
○Society5.0時代の到来	P1
○Society5.0の社会像・求められる人材像、学びの在り方	P2
○「学校」の在り方の国際比較	P3
○OECD生徒の学習到達度調査(PISA2015)結果	P4
○全国学力・学習状況調査結果	P5
○平成31年度(令和元年度)全国学力・学習状況調査結果(国語)	P6
○PISA2015 読解力の結果分析	P7
○小学校等における教科等の担任制の実施状況【平成30年度計画】	P8
○教科等の担任制の実施状況【小5・小6 経年比較】	P9
○昭和40年代の小学校における教科担任制に関する研究指定校の状況	P11
○昭和40年代に「初等教育資料」に掲載された、小学校における教科担任制の状況	P12
○小・中学校等における個に応じた指導の実施状況【平成30年度計画】	P13
○多様な高校教育の取組例	P14
○高等学校生の学習時間・学習意欲等の状況	P18
○高等学校の学校数 [推移]	P20
○高等学校の生徒数[推移]	P21
○高等学校の学科別生徒数の構成割合[推移]	P22
○高等学校生の文系・理系の選択状況について	P23
○高等学校における理数系科目の履修状況	P24
○定時制高等学校について	P25
○通信制高等学校について	P26
○幼児教育・保育の無償化の概要	P27
○幼稚園教育要領の改訂(平成29年3月告示)	P29
○学習指導要領改訂の方向性	P31
○小学校の標準授業時数	P34
○高等学校の教科・科目構成について	P35
○いじめの重大事態について	P38
○児童虐待相談の対応件数推移及び虐待相談の内容・相談経路	P39

○特別支援教育の現状	P40
○不登校の現状	P41
○公立学校における日本語指導が必要な児童生徒の現状	P42
○帰国・外国人児童生徒に対する日本語指導の現状	P43
○外国人の子供の就学状況等調査結果(速報値)	P45
○教員勤務実態調査(平成28年度)集計【確定値】	P49
○我が国の教員の現状と課題-TALIS2018結果より-	P50
○我が国の教員免許制度について	P51
○公立学校教員の採用選考試験倍率の推移	P53
○公立学校教員の採用選考試験の受験者数・採用者数・採用倍率の推移	P54
○教員研修の実施体系	P55
○新時代の学びを支える先端技術のフル活用に向けて	P56
○学校のICT環境整備	P57
○チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について(答申)概要	P59
○学校に置かれる専門スタッフ	P61
○学校に置かれる教諭以外の主な職について	P62
○「社会に開かれた教育課程」の実現のためのコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進	P63
○コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の導入状況【学校数】	P64
○地域学校協働本部整備率と学校運営協議会制度の導入率(都道府県別)	P65
○人口推移の予測	P66
○公立小中学校数と児童生徒数の推移(H1～H30)	P67
○平成30年度学校規模の適正化及び少子化に対応した学校教育の充実策に関する実態調査(概要)	P68
○小中連携教育、小中一貫教育、小中一貫教育制度の関係	P71
○小中一貫教育に関する制度の類型	P72
○義務教育学校の状況と小中一貫教育を行う学校数	P73
○学校における健康に関する指導について	P74
○学校における働き方改革に関する総合的な方策について(答申)	P75
○公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン【概要】	P81
○近年の主な制度改革等	P82

# Society5.0時代の到来

Society5.0とは、サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会(Society)。

狩猟社会(Society 1.0)、農耕社会(Society 2.0)、工業社会(Society 3.0)、情報社会(Society 4.0)に続く、新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画において我が国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱。



# Society 5.0の社会像・求められる人材像、学びの在り方 (Society 5.0に向けた人材育成に係る大臣懇談会の議論を踏まえて)

## Society 5.0の社会像

AI技術の発達 ⇒定型的業務や数値的に表現可能な業務は、AI技術により代替が可能に  
⇒産業の変化、働き方の変化

### 日本の課題

AIに関する研究開発に人材が不足、少子高齢化、  
つながりの希薄化、自然体験の機会の減少

### 人間の強み

現実世界を理解し意味づけできる感性、倫理観、  
板挟みや想定外と向き合い調整する力、責任をもって遂行する力

## Society 5.0における学びの在り方、求められる人材像

AI等の先端技術が教育にもたらすもの ⇒学びの在り方の変革へ

- (例) • スタディ・ログ等の把握・分析による学習計画や学習コンテンツの提示  
• スタディ・ログ蓄積によって精度を高めた学習支援（学習状況に応じたコンテンツ提供、学習環境マッチング等）

学校が変わる。学びが変わる。 ⇒Society5.0における学校（「学び」の時代）へ

- 一斉一律授業の学校 →読解力など基盤的な学力を確実に習得させつつ、個人の進度や能力、関心に応じた学びの場へ
- 同一学年集団の学習 →同一学年に加え、学習到達度や学習課題等に応じた異年齢・異学年集団での協働学習の拡大
- 学校の教室での学習 →大学、研究機関、企業、NPO、教育文化スポーツ施設等も活用した多様な学習プログラム

**共通して求められる力**：文章や情報を正確に読み解き対話する力

科学的に思考・吟味し活用する力

価値を見つけ生み出す感性と力、好奇心・探求力

**新たな社会を牽引する人材**：技術革新や価値創造の源となる飛躍知を発見・創造する人材

技術革新と社会課題をつなげ、プラットフォームを創造する人材

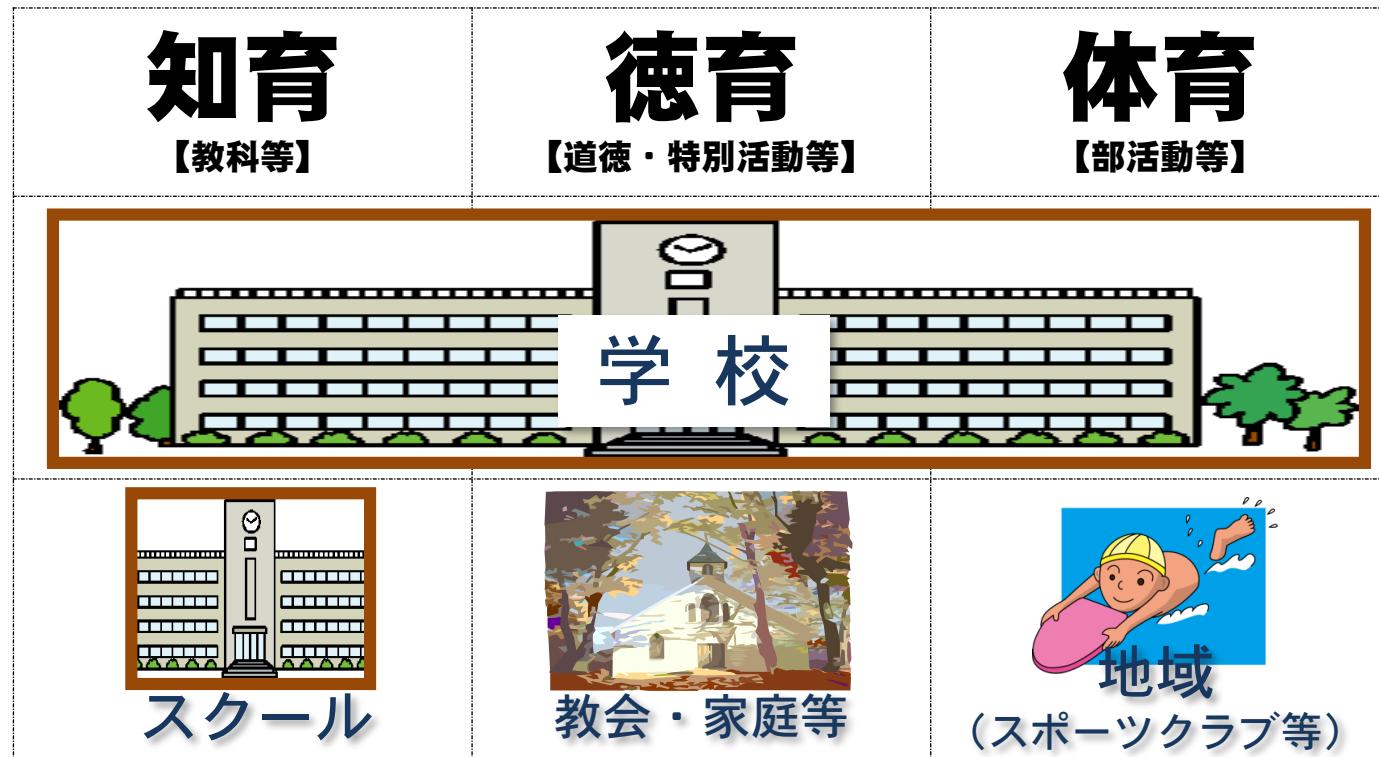
様々な分野においてAIやデータの力を最大限活用し展開できる人材 等

# 「学校」の在り方の国際比較

日本の「学校」と、諸外国の「スクール」の在り方は大きく異なる。

→諸外国の教員の業務が主に授業に特化しているのとは異なり、

日本の教員は、教科指導、生徒指導、部活動指導等を一体的に行うことが求められている。



※体育…部活動は、日・中・韓は学校を中心に行うが、米・英は学校と地域で、独・伊・北欧は地域を中心に行う。

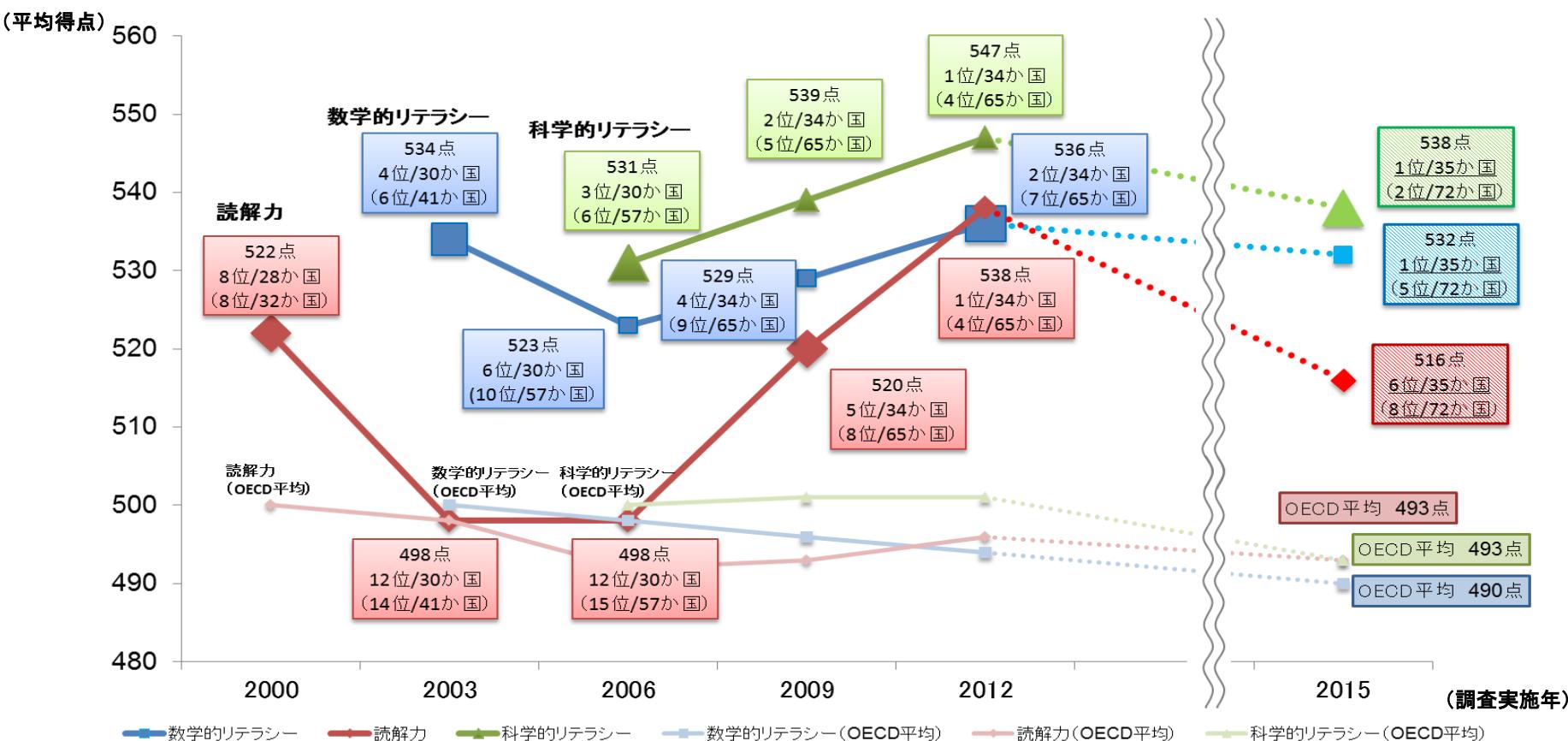
日本の教員が、知・徳・体を一体的に行う指導形態は、国際的にも高く評価され、効果を上げてきた。

# OECD生徒の学習到達度調査（PISA2015）結果

- PISA（OECD生徒の学習到達度調査）の結果において、日本は、世界トップレベルの学力水準を維持している。

## ■PISA2015(OECD生徒の学習到達度調査)

※順位はOECD加盟国中(カッコ内は全参加国・地域中の順位)  
※各リテラシーが初めて中心分野となった回(読解力は2000年、数学的リテラシーは2003年、科学的リテラシーは2006年)のOECD平均500点を基準値として、得点を換算。数学的リテラシー、科学的リテラシーは経年比較可能な調査回以降の結果を掲載。中心分野の年はマークを大きくしている。  
※2015年調査はコンピュータ使用型調査への移行に伴い、尺度化・得点化の方法の変更等があったため、2012年と2015年の間に波線を表示している。



# 全国学力・学習状況調査結果

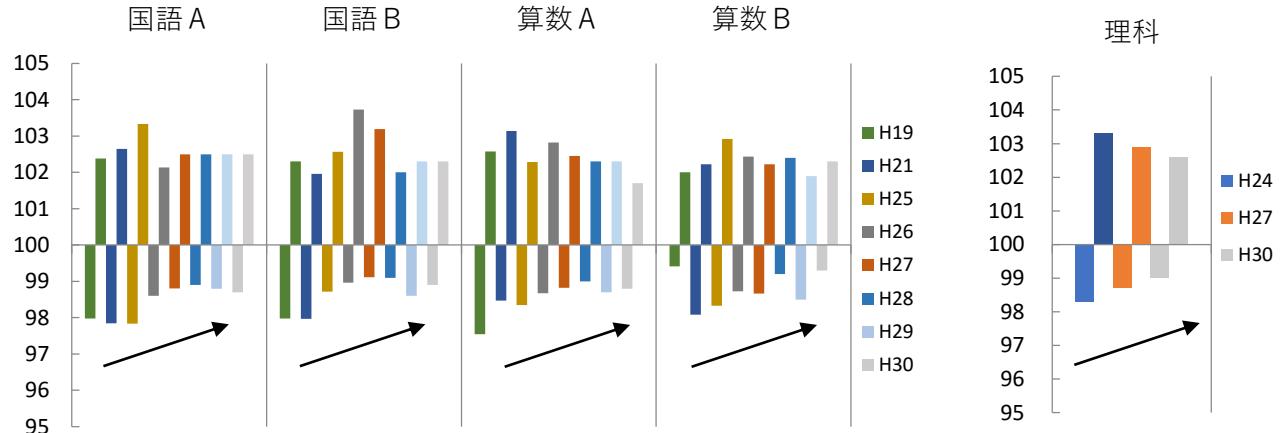
- 全国学力・学習状況調査の結果においては、成績下位都道府県の平均正答率と全国の平均正答率との差が縮小するなど学力の全体的な底上げが確実に進んでいる。

## ■平成30年度全国学力・学習状況調査

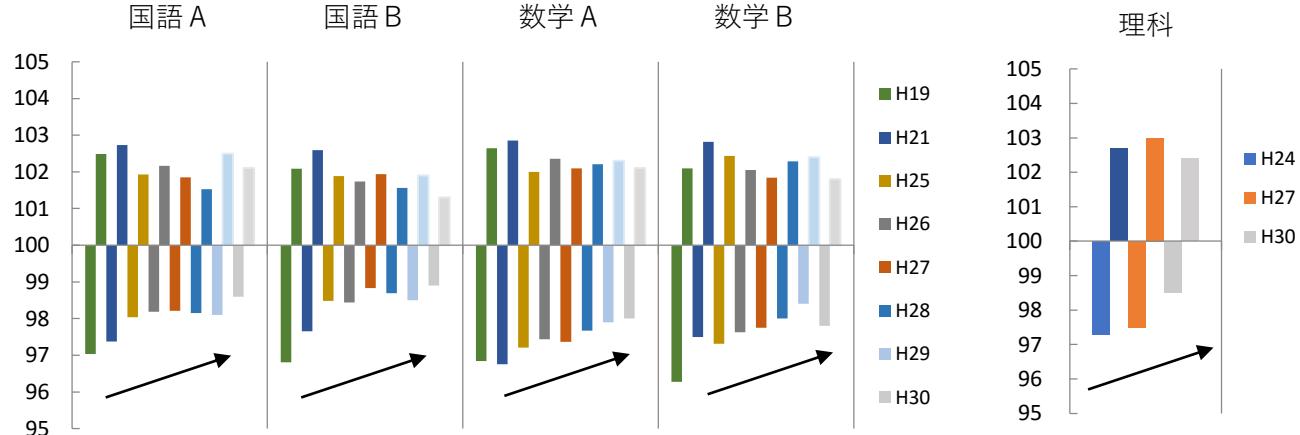
平成19・21・25・26・27・28・29・30年度で、平均正答数（公立）が高い3都道府県と低い3都道府県の標準化得点の平均を算出  
※標準化得点が同値の場合は、それらの都道府県全ての標準化得点の平均を算出

- 平均正答数（公立）が高い3都道府県と低い3都道府県の標準化得点の平均の変化

### 小学校



### 中学校



# 平成31年度（令和元年度）全国学力・学習状況調査結果（国語）

## 小学校 国語

- 話し手の意図を捉えながら聞き、話の展開に沿って、自分の理解を確認するための質問をすることはできている。
- 目的に応じて、質問を工夫することに課題がある。
- 情報を相手に分かりやすく伝えるための記述の仕方の工夫を捉えることに課題がある。
- 目的や意図に応じて、自分の考えの理由を明確にし、まとめて書くことに課題がある。
- 目的に応じて、文章の内容を的確に押さえ、自分の考えを明確にしながら読むことはできている。
- 目的に応じて、本や文章全体を概観して効果的に読むことはできている。

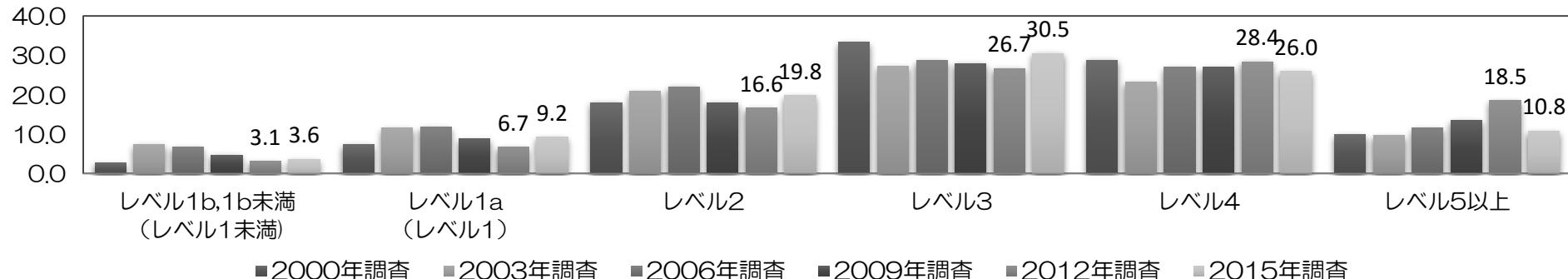
## 中学校 国語

- 話合いの話題や方向を捉えることはできているが、それを踏まえて自分の考えをもつことに課題がある。
- 書いた文章を読み返し、論の展開にふさわしい語句や文の使い方を検討することはできている。
- 自分が伝えたいことについて資料の中から根拠となる情報を取り出して正確に書くことはできているが、自分が伝えたいことの根拠として読み手に分かりやすいように書くことに課題がある。
- 文章に表れているものの見方や考え方について、自分の考えをもつことはできている。
- 文章の構成や展開、表現の仕方について、根拠を明確にして自分の考えをもつことや、文章の展開に即して情報を整理し、内容を捉えることに課題がある。

# PISA 2015 読解力の結果分析

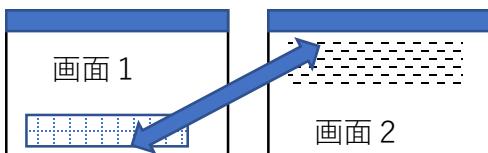
- 従来から見られた「自分の考えを説明すること」などに課題がある。（解答を課題文中から探そうとしているなどの誤答）
- 過去の結果と比べて正答率に大きな変化があった設問の誤答状況を分析すると、
  - ・複数の課題文の位置付け、構成や内容を理解しながら解答することができていない
  - ・コンピュータ上の複数の画面から情報を取り出して整理し、それぞれの関係を考察しながら解答することができないなどの誤答が見られた。

読解力の習熟度レベル別の生徒の割合（経年変化）



## 【過去の調査結果と比べて大きな変動があった設問の誤答分析】

- コンピュータ画面上での情報の理解<世界の言語 問3>



設問 1ページ目の「表」と2ページ目の「文章」の矛盾点を説明する

誤答 表と文章の読み取りが正確にできておりおらず、矛盾点をうまく説明できていない

2画面にわたる表の情報と文章の情報を、それぞれ整理し突き合わせることがうまくできなかった可能性

- 情報の見落とし<ワークライト社 問2>

設問 比較的長い非連續型の文章を読み、解答する

誤答 文章の最後にある情報（注意書き）の位置付けを捉えられていなかったための誤答

- 課題文の情報の誤読<本について 問1>

設問 宣伝文、書評1、書評2を読み、作者を解答する

誤答 宣伝文の中にある、本の登場人物や書評の執筆者を解答

課題文の情報を整理しながら読めていないために
 

- ・一部の情報について文章全体における意義を捉えられていなかった
- ・複数の文章の関係や個別の情報の意義が捉えられていなかった

 などの可能性

# 小学校等における教科等の担任制の実施状況【平成30年度計画】

	国語 (書写を除く)	書写	社会	算数	生活	理科	音楽	図画工作	家庭	体育	外国語活動
第1学年	1.1%	6.6%		1.5%	0.8%		12.2%	4.3%		6.1%	
第2学年	2.3%	13.5%		2.5%	1.6%		20.7%	9.8%		7.4%	
第3学年	2.4%	26.8%	6.0%	5.1%		21.6%	40.6%	16.8%		7.7%	11.3%
第4学年	2.5%	29.7%	7.4%	5.9%		32.3%	47.8%	20.4%		8.4%	12.0%
第5学年	3.4%	26.6%	14.5%	7.3%		45.1%	54.0%	20.4%	33.9%	9.9%	18.3%
第6学年	3.5%	26.8%	15.5%	7.2%		47.8%	55.6%	21.0%	35.7%	10.5%	19.3%

\*1 ここで教科等の担任とは、「学級担任以外で、教科等(複数教科を担当することも含む)を主指導する教師」のことである。

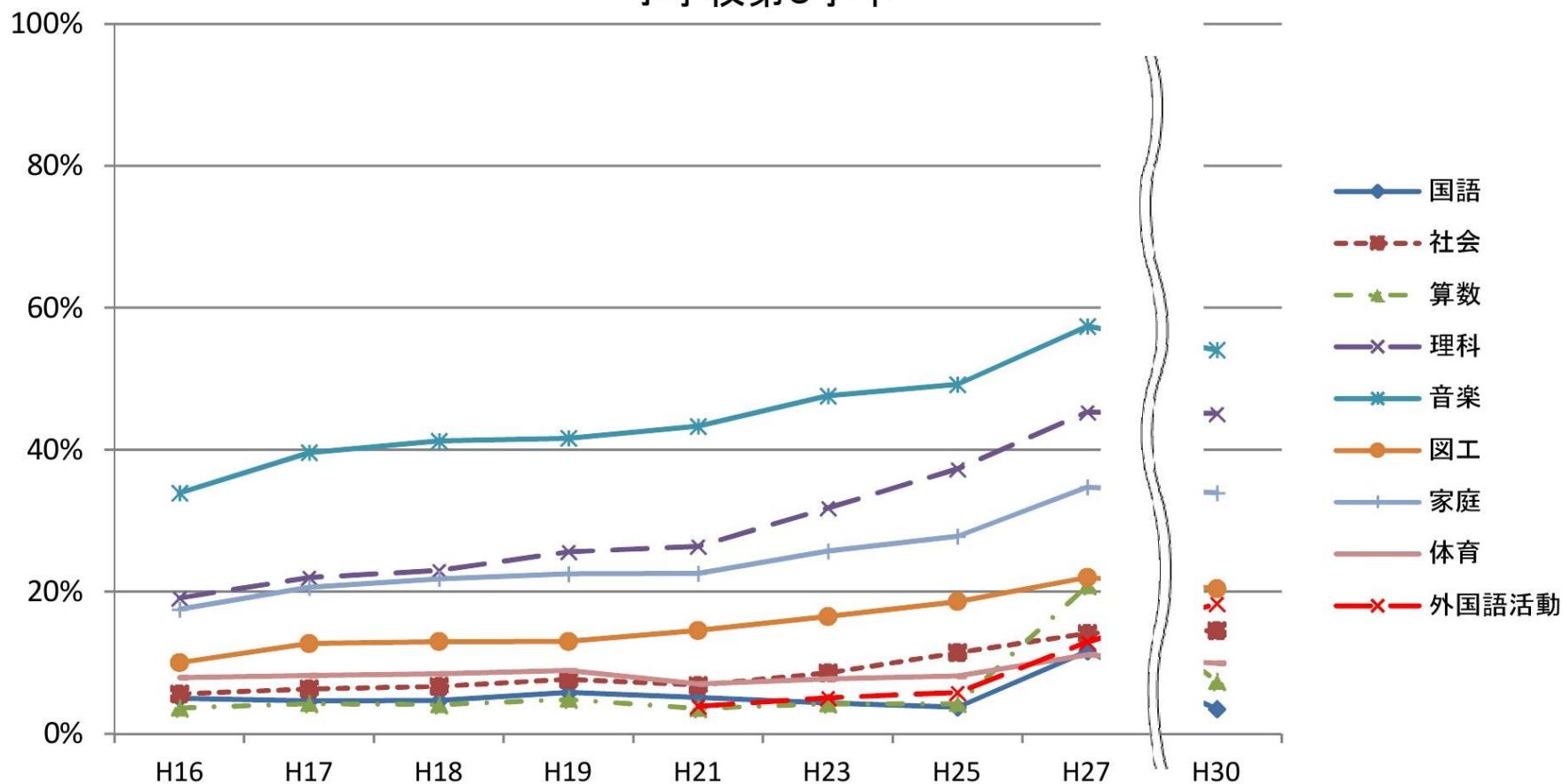
\*2 ここには、以下の様な多様な形態のものを含む(複数の教師が協力して行う指導(TT)で実施する場合も含む。)。

- ・教員の得意分野を生かして実施するもの。  
(例)あるクラスの担任を持ちながら、得意分野である理科については他のクラスの授業も受け持つ場合。
  - ・中学校・高等学校の教員が兼務して実施するもの。  
(例)地域の中学校の外国語の教員が、第6学年の外国語の時間のみ当該小学校において外国語活動の授業を行う場合。
  - ・非常勤講師が実施するもの。  
(例)音楽の専科教員が、市内の複数の学校を受け持ち、当該小学校の音楽の時間のみ授業を行う場合。
- \*3 各教科等の一部の領域についてのみ教科等担任制を実施している場合も含む。
- \*4 年度途中から教科等担任制を導入する場合も含む。ただし、担任以外の教師による指導が継続的でない(単発で担任以外の教師が指導する等)場合は含まない。

(出典:平成30年度公立小・中学校等における教育課程の編成・実施状況調査)

# 教科等の担任制の実施状況【小5・経年比較】

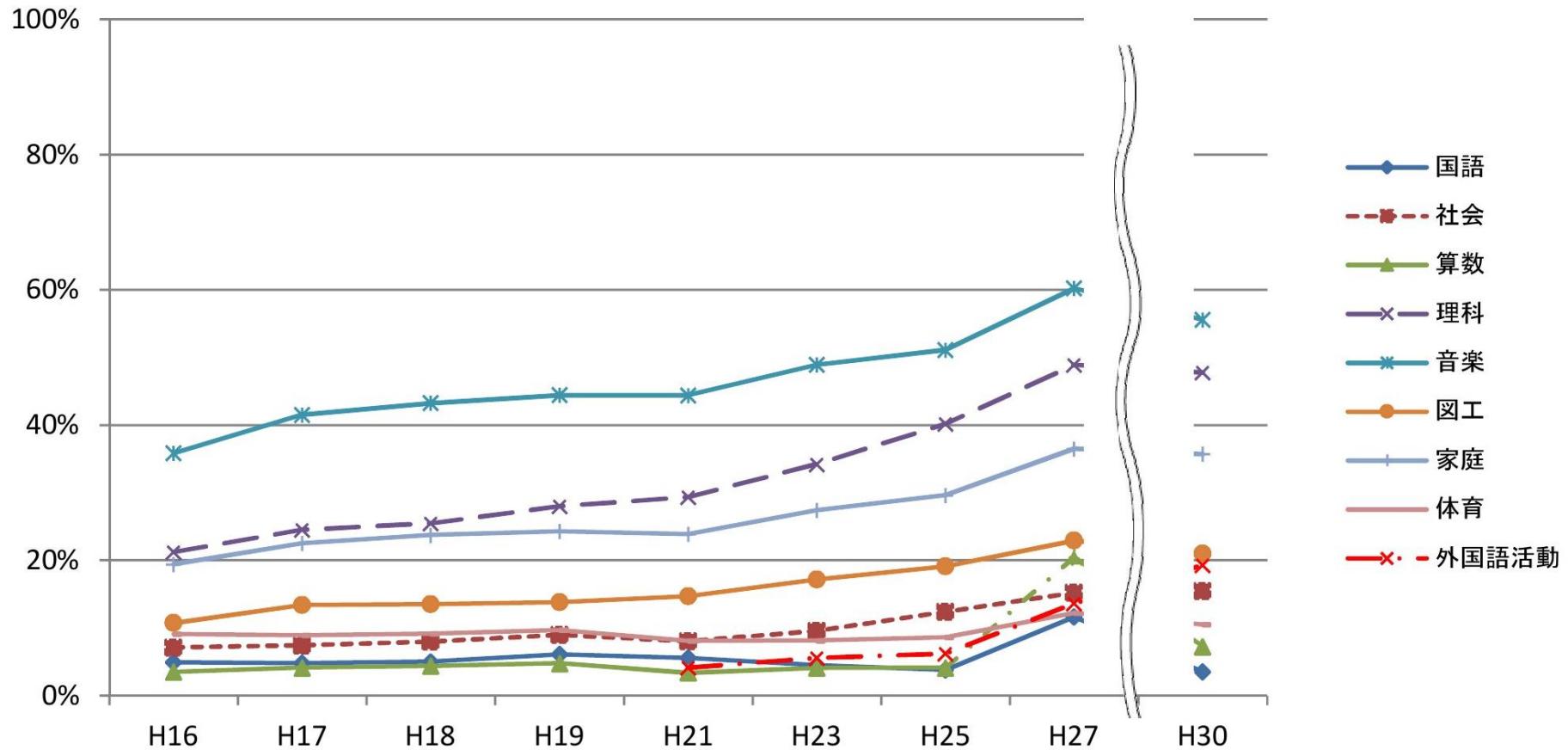
## 小学校第5学年



※ 平成30年度調査において「教科等の担任」の定義について改めて整理したため、  
平成27年度までの調査結果と単純な比較はできない。

# 教科等の担任制の実施状況【小6・経年比較】

## 小学校第6学年



※ 平成30年度調査において「教科等の担任」の定義について改めて整理したため、  
平成27年度までの調査結果と単純な比較はできない。

# 昭和40年代の小学校における教科担任制に関する研究指定校の状況

文部省初等教育課「小学校教育課程研究指定校研究収録」昭和40-41、昭和42-43、昭和44-45、昭和48-49年

	指定年	学校規模	教科担任制の実施方法	研究成果	今後の課題
群馬県A小	S40-41 S42-43	(学級数) 35学級 (児童数) 1,398名 (教員数) 42名	・学級数プラス1人（学年主任）の配置。 ・国語、算数、道徳、学級会は学級担任が担当し、自学級の担当時数の半分を下らないこととする。 ・教科担任の担当する教科は社会、理科、図画工作、家庭、体育、書写。 ・教科分担は同一学年内で行う。	・比較的得意な教科を担当すること、担当教科に対する責任感や自主的研究態度が高まるところから、教師としての特性が作られる可能性がある。 ・教材研究や指導の準備に余裕がもてる。 ・多数の教師による多面的な生活指導ができる。	・教科の本質に迫る教材研究 ・校内組織分掌等の内容と運営の体系化
神奈川県B小	S44-45	(学級数) 24学級 (児童数) 857名 (教員数) 32名	・5・6年生4学級ずつの構成に対して、教科担任を兼ねる学級担任4人、理科または体育を主に担当する専科的教師2人、家庭を担当する専科教師1人、計7名で1学年の教師集団を構成。	・教師が自分の指導に自信を持つことが出来た。 ・指導過程において無駄や無理がなくなり、科学化・能率化が図られた。 ・空き時間を利用して教材研究など授業の準備ができる。	・系統性や一貫性のある指導の積み重ね ・教育効果を高めるための人的・物的な環境整備
大阪府C小	S44-45	(学級数) 27学級 (児童数) 1,099名 (教員数) 33名	・学年は学級数プラス1名で構成し、学年主任は学級担任から外した。 ・自学級担当時数は、4年生は二分の一、5・6年生は三分の一を下らないこととした。 ・二年生からは合同授業を取り入れ、学習の効率化と高学年の教科担任制への移行をスムーズにすることをねらった。	・特性をもった教師、特性をつくり出された教師の組織により、教科本質の話し合いを通して授業研究の質が向上した。 ・教える教科が少なくなり、教材研究が少なくなり、得意な教科なので授業に熱が入った。	・研究組織を学校教育計画分掌組織にうまくのせた上で有機的な活動・活発化 ・児童の全人間形成に向かっての学年経営の在り方の検討
秋田県D小	S48-49	(学級数) 27学級 (児童数) 931名 (教員数) 34名	・4年生を一部教科担任とし、5・6年生には理科、音楽、図画工作、家庭、体育の5教科を教科担任にした。 ・教科分担は同一学年内で行う。	・学年内教師の人間関係が互いの尊敬と信頼のもとに円滑になる。 ・指導に責任を感じ研究的立場が専門性の向上となる。 ・多面的・客観的な生徒指導により、人間形成上プラスになる。	・教育効果を高めるための分担指導の在り方や環境の整備拡充 ・学年間の連携を密にした、児童理解や児童の学習習慣形成
千葉県E小	S48-49	(学級数) 54学級 (児童数) 2,114名 (教員数) 67名	・低学年は学級担任制で、週1時間は合同体育。 ・中学年は学級担任の自学級授業時数二分の一以上とし、社会、理科、音楽、図画工作において協力体制を構築。 ・高学年は学級担任の自学級授業時数三分の一以上とし、道徳、特別活動、算数、体育は学級担任が授業を行う。	・教師個々の特性を生かした協力指導組織を確立することにより、効率的な授業実践を行う。	・教育目標達成のための教育課程の有効かつ能率的な方途の追求 ・より望ましい学力形成への年間計画の作成 ・学年研修の充実 ・教科指導の鍛成 ・生活指導の徹底策

※学校規模については、研究収録に記載されている内容をそのまま引用している。

# 昭和40年代に「初等教育資料」に掲載された、小学校における教科担任制の状況

文部省初等教育課（小学校教育課・幼稚園教育課）「初等教育資料」昭和44、昭和45年

	発行年	学校規模	教科担任制の実施方法等	成果等	課題等
神奈川県	S44	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・神奈川県小学校教科担任制研究連絡協議会を発足。年間4回の連絡協議会及び年間3回の教科担任制研修会を開催。</li> <li>・全452校中、教科担任制実施校数は142校。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定教科への偏向のは正</li> <li>・学習指導の効率化</li> <li>・教具・施設の活用</li> <li>・学級差、学級王国的傾向の減少</li> <li>・教師の負担軽減</li> <li>・多面的な児童理解</li> <li>・学習意欲、学習習慣の深化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校における協力指導組織の確立とその共通理解</li> <li>・教材内容の研究</li> <li>・指導性、指導過程の改造</li> <li>・教材、教具の工夫</li> <li>・生徒指導の機能を全ての教育活動に生かす</li> </ul>
長野県 小	S44	(学級数) 26学級 (児童数) - (教員数) 32名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5・6年生において、音楽・家庭の専科教諭と、一部交換による教科担任制の実施。</li> <li>・5年生では国語・算数・道徳を学級担任が指導し、6年生では国語・体育を学級担任が指導する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各教師から感化を受け、学習に興味を持ち、児童が意欲的に学習するようになった。</li> <li>・各教師の得意性が生かされ、能率的で指導効果が上がる。</li> <li>・中学校への移行が円滑にできる。</li> <li>・時間の余裕が出来て、学習環境の整理や成績物の処理が出来る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学級担任と教科担任との連絡が欠けやすい。</li> <li>・欠けた授業の調整や課外指導の時間がとりにくい。</li> <li>・個別指導が十分にできない。</li> <li>・学年の方針が統一していないと、足並みが乱れる。</li> </ul>
神奈川県 国立大学附属小	S45	(学級数) 12学級 (児童数) - (教員数) -	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一人の教師が一教科又はそれ以上の教科を担当して、互いに分業と協業の相互関連を図りながら児童を指導する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教科担任が専門教科を教えることによって、学習指導が徹底し、学習効果を高め学力の向上を期待することが出来る。</li> <li>・教師全員が高い問題意識を持ち、互いに協力し、組織した力で教育を推進していくこうとする前向きの姿勢が助長される。</li> <li>・異なるタイプの教師から指導されることによって各教師の人格（持ちは）に触れ、その良さを吸収し、児童の性格の偏りを防ぐことが出来る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校の実情に応じて、教員の配置・構成について一つの規範を考えておく。</li> <li>・4年生以下の指導体制を固め、学校経営組織の統一を図る。</li> <li>・特に学級担任の責任分野を明らかにする。</li> <li>・協力指導の形態を創造し、弾力的な指導体制を確立する。</li> </ul>

※学校規模については、初等教育資料に記載されている内容をそのまま引用している。

# 小・中学校等における個に応じた指導の実施状況【平成30年度計画】

	小学校等	中学校等
個に応じた指導を実施	90.5%	92.5%
【内訳（重複あり）】		
少人数指導 (*1)	56.8%	61.1%
複数の教師が協力して行う指導（TT）(*2)	78.3%	78.1%
その他 (*3)	21.9%	16.9%

## \*1（少人数指導）

例えば、①2学級を3つの学習集団に分けるなど学級の枠を越えて学習集団を編成し、それぞれの学習集団を異なる教師が指導する場合、②1学級を2つ以上の学習集団に分け、それを異なる教師が指導する場合など、通常の学級集団よりも小さい学習集団を編成して指導を行う場合をすべて含む。また、年間を通して実施するものだけでなく、特定の単元や特定の時期のみ実施するものも含む。なお、複式学級で学年ごとの学習集団に分けて異なる教師が指導を行う場合、いわゆる「取り出し指導」（一人の児童を対象に行う）を行う場合、自治体の施策として少人数学級を編成している場合については、該当しないものとしている。

## \*2（複数の教師が協力して行う指導（TT））

例えば、①1学級を単位とし、学習集団を分けずに複数の教師が協力して指導する場合、②1学級内又は学級単位を超えて学習集団を編成し、全部又は一部の学習集団に対して複数の教師が協力して指導する場合など、1学習集団に対し2人以上の教師が協力して指導する場合をすべて含む。また、年間を通して実施するものだけでなく、特定の単元や特定の時期のみ実施するものも含む。なお、ここでの教師とは、教員免許を保有する教師を指し、ALT、外部人材等は除く。

## \*3（その他）

例えば、一人の教師が、個人や学習集団によって異なる課題等を与えて指導をする場合など、少人数指導や複数の教師が協力して行う指導（TT）以外の方法で個に応じた指導を実施する場合を含む。なお、放課後や休み時間等の教育課程外の時間における指導は、該当しないものとしている。

# 多様な高校教育の取組例① <理数分野における高大接続の取組>

先進的な理数系教育を通じて世界を牽引する科学技術人材の育成を図ることを趣旨・目的としたスーパー・サイエンスハイスクール（S S H）では、「特に期待される研究開発テーマの例」の一つとして、「高大接続の改善に資する方策の開発」を挙げている。S S Hにおける高大接続を意識した特色ある取り組みとして、例えば、以下のような事例がある。

## 横浜市立横浜サイエンスフロンティア高等学校

### ◆ 大学教員による学校設定教科「サイエンスリテラシー※」等への支援

- ・学校設定教科である「サイエンスリテラシー」において、講義・実習を通じて、幅広く科学者の考え方を学ぶことや主体的な探究活動を通して、論理的考察力や表現力の育成を図る。
- ・1年次の「サイエンスリテラシーⅠ」においては、大学の教員や研究所の研究者から、直接講座や課題研究の指導を受ける。多様な体験を通じて2年次の探究活動のテーマ設定や探究方法につながる考え方や知識を持つことに役立てることをねらいとする。

※課題探究型の学習であり、探究活動の基礎→サイエンス分野の実験・実習→ゼミ形式での主体的な課題研究の実施→英語によるプレゼンテーションを段階的に実施。

サイエンスリテラシーⅠ（1年次必履修）、Ⅱ（2年次必履修）、Ⅲ（3年次選択科目）



サイエンスリテラシーⅠ「結晶の生成と比較対照実験」において、大学教員から指導を受けている様子

### ◆ 横浜市立大学チャレンジプログラム

- ・横浜市立大学と横浜市教育委員会は、教育連携に関する協定の理念に基づき、横浜市立横浜サイエンスフロンティア高校の第1期生から、横浜市立大学国際総合科学部理学系への特別入学枠を設定。
- ・3年次の選択科目である「サイエンスリテラシーⅢ」の取組等を総合的に評価し、合格者を決定。
- ・合格した生徒に対しては、横浜市立大学国際総合科学部理学系の卒業研究発表会に参加するなど入学期前教育として継続的に指導。（平成29年度は7名が本プログラムにより入学）

# 多様な高校教育の取組例② <世界で活躍するグローバル人材の育成>

## 海外進学に向けた取組

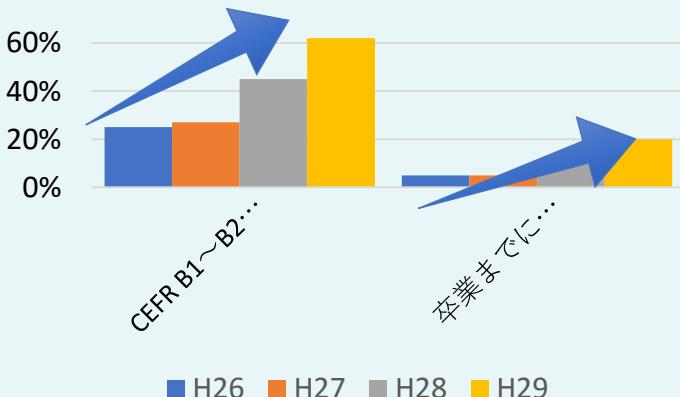
### 気づき、考え、行動するグローバル・リーダー育成の戦略的プログラムの実施

#### ◆課題研究を通じた探究型学習

⇒総合的な学習の時間を中心に、（1）グローバルビジネス、（2）国際平和貢献、（3）世界の環境問題の3つのテーマを基に一人一人が課題研究を実施。2年次には日本語論文、3年次には英語論文を執筆。

#### ◆外国語の授業でのディベート活動

⇒外国語（英語）の授業においては、3年間を通じてディベート活動を実施。英語力の向上とともに、自分の意見を持ち、意見を理解してもらうための手法や論理的思考力・課題分析力を身に付ける。



#### 神奈川県立 横浜国際高校

平成20年度に開校した  
単位制専門高校  
(国際情報科)



#### 将来の生徒像

グローバル人材としての将来像を明確に持ち、論理的に日本語・英語で意見を述べることができる。

#### ◆高大連携による専門的授業・講演会やピアサポート\*

⇒東京外国语大学と高大連携協定を結ぶ他、慶應義塾大学、上智大学、横浜市立大学からも指導・助言を受けながら課題研究活動を実施（英語による授業や講演を含む）。

\*生徒ひとりひとりの課題研究について、大学院生が助言したり、大学院生が自身の研究テーマについて話したりする企画

#### ◆海外研修・国内研修

⇒海外の大学生や留学生とのディスカッショングやプレゼンテーションによる課題研究

#### ◆グローバル・リーダーの明確なビジョンを持つための様々な機会の提供

⇒国際機関（JICA等）やグローバル企業による講演、各種サマープログラム、留学生や訪問団の受け入れ、海外大学に進学した卒業生による講演会の実施 等

海外大学進学者数	
平成30年 3月卒業生	8名 (195名中)
平成29年 3月卒業生	11名 (240名中)

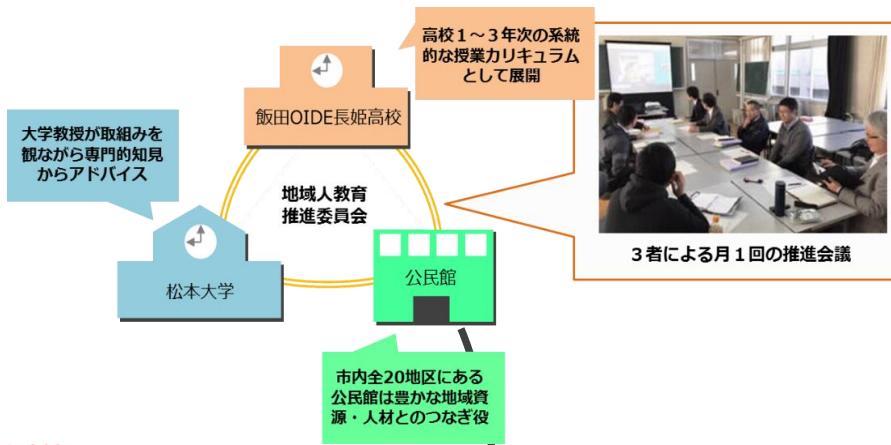
# 多様な高校教育の取組例③ <地域を支える人材の養成>

長野県立飯田OIDE長姫高校

※OIDE=独創(Originality)・想像(Imagination)・工夫(Device)・努力(Effort)

高校と飯田市と松本大学の3者がパートナーシップ協定を締結し、高校生が地域課題を主体的に考える「地域人教育」の実施を支援。

## 地域人教育の仕組



### 取組事例①



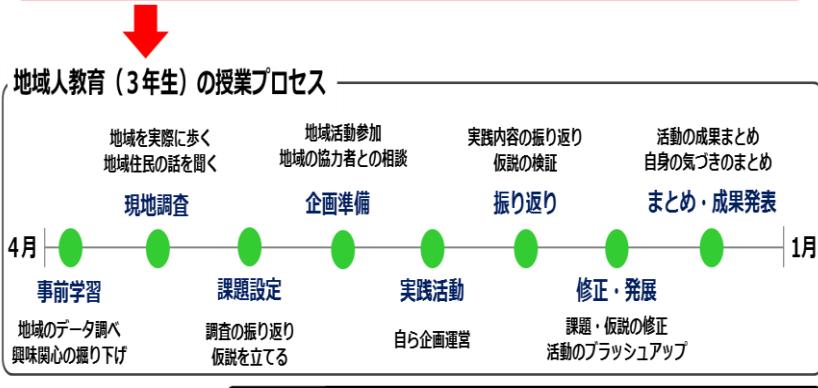
地域では想いを持った住民が高校教諭・公民館主事とともに学びをサポート



### 取組事例②

## 地域人教育のカリキュラム

学年	科目	学習内容
1学年	[基礎] ビジネス基礎 (3単位・105h)	*講義・演習 外部講師による講義 フィールドスタディ（松本市、飯田市、東京都）
2学年	[応用] 商業実務 (2単位・70h)	*地域でのイベントの運営サポート “りんご並木まちづくりネットワーク”に参加 年間6回程度イベントの運営サポート インターンシップを連携企業で実施
3学年	[実践] 課題研究 (3単位・105h) 金曜日4～6時間目	*地域づくり・課題解決への取り組み 地域商品開発・販売 イベント企画、運営 地域課題の取り組み（公民館との連携）



### 学びを深める要素

- ① 素敵な生き方をしている人の出会い
- ② 「仲間」の存在
- ③ 必要とされる「自己有用感」
- ④ 考えを整理して伝える機会

## 多様な高校教育の取組例④ <課題を抱える生徒への支援>

(総合学科・三部制)

### 様々な課題を持つ生徒のニーズに応える学習活動を実施

- 生徒一人一人の能力や特性、興味・関心、進路希望等に応じて学ぶことができるよう、既設の学校の特色化や多様なタイプの都立学校の開設を推進。

みのりがおか

### 東京都立穂ヶ丘高等学校

小・中学校時代に不登校経験を持つ生徒や、長期欠席等が原因で高校を中途退学した者等を主に受け入れる「チャレンジスクール」として、平成19年に開校した総合学科・三部制(午前部・午後部・夜間部)の高校。入学者選抜は作文と面接のみで学力検査は行わず、中学校の調査書の提出も不要。

#### 特徴

##### 豊富な自由選択科目の開設

- ・生徒一人一人の興味や関心、進路に応じた講座を選択できるよう、多様な科目を開設

##### (科目例)

情報・デザイン系列

情報の表現と管理、基礎デザイン、映像表現、ビジュアルデザイン、素描 等

ビジネス・コミュニケーション系列

ビジネス基礎、マーケティング、経済活動と法、簿記 等

人間・環境系列

防災技術、栽培と飼育、スポーツ1・2、子どもの発達と保育、リビングデザイン、日本の伝統・文化 等

##### 多様な単位認定

- ・英検や漢検、ボランティアも卒業単位として認定  
例：英検3級、漢検3級 ⇒ 1単位  
35コマ時間分のボランティア活動 ⇒ 1単位

##### 学校設定科目「コーピング」

- ・人間関係のスキルを高める目的で実施する科目。

<早稲田大学人間科学学術院と共同してプログラムを開発>

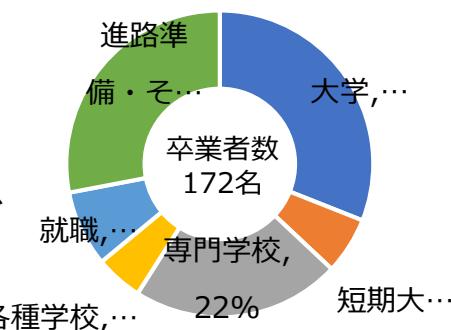
##### (学習例)

ストレスを和らげる考え方、リラックス法、人間関係を円滑にするコミュニケーションのスキル 等

##### 充実した教育相談体制

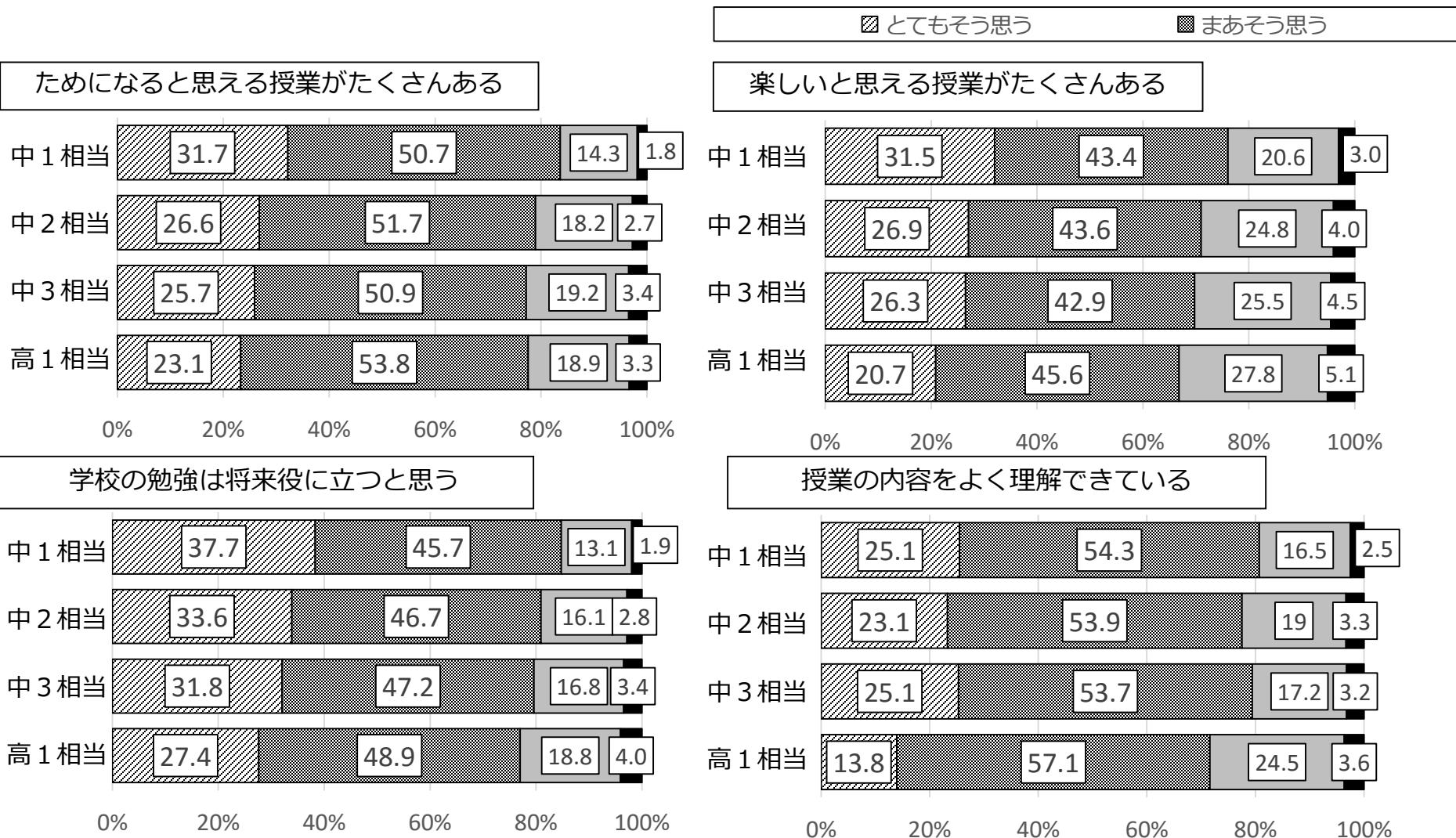
- ・保健室やスクールカウンセラーのほか、ユースソーシャルワーカーやメンタルフレンドと呼ばれる、心理学系を専攻する大学院生による相談体制を整備。

#### H29 進路状況



# 高等学校生の学習時間・学習意欲等の状況（学校生活の満足度の変化）

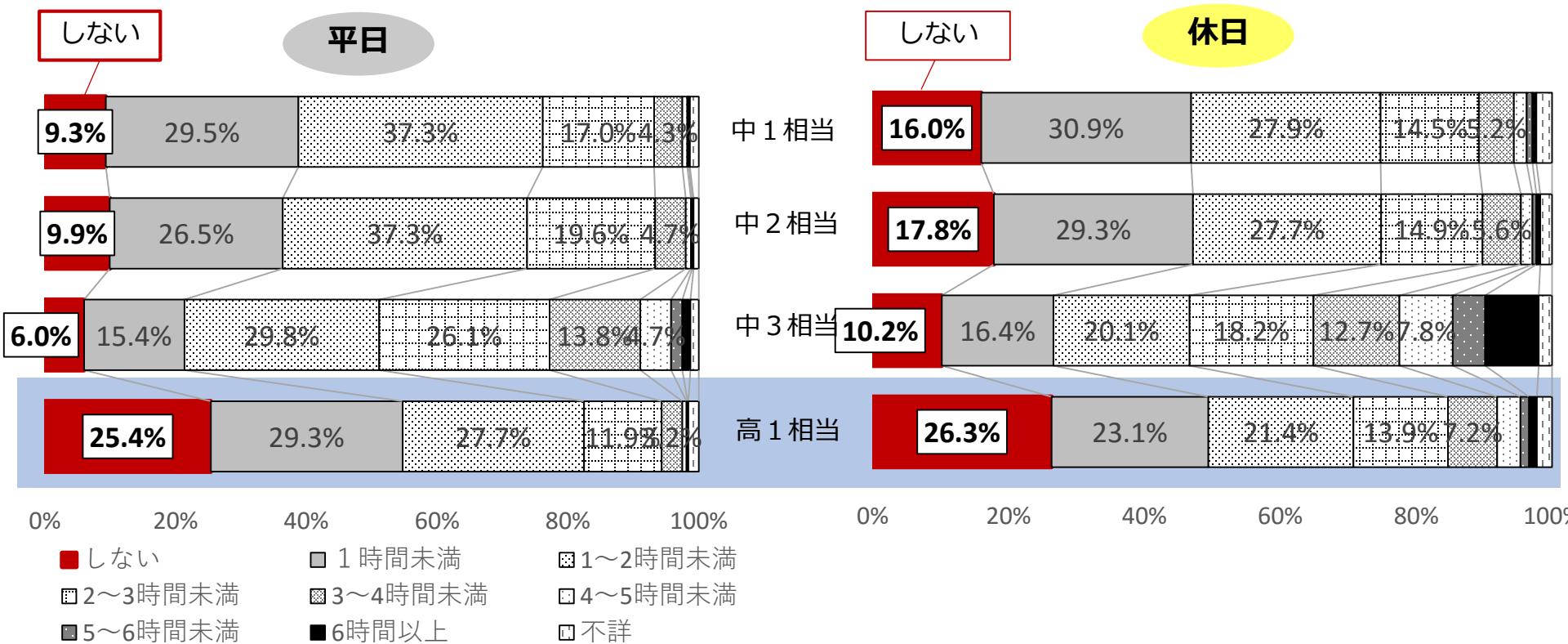
- 学校での学び・授業の満足度・理解度については、学年が上がるとともに低下傾向。



# 高等学校生の学習時間・学習意欲等の状況（学校外での学習時間の変化）

- 高1相当学年において、家や塾で学習を「しない」と回答する割合が急増。

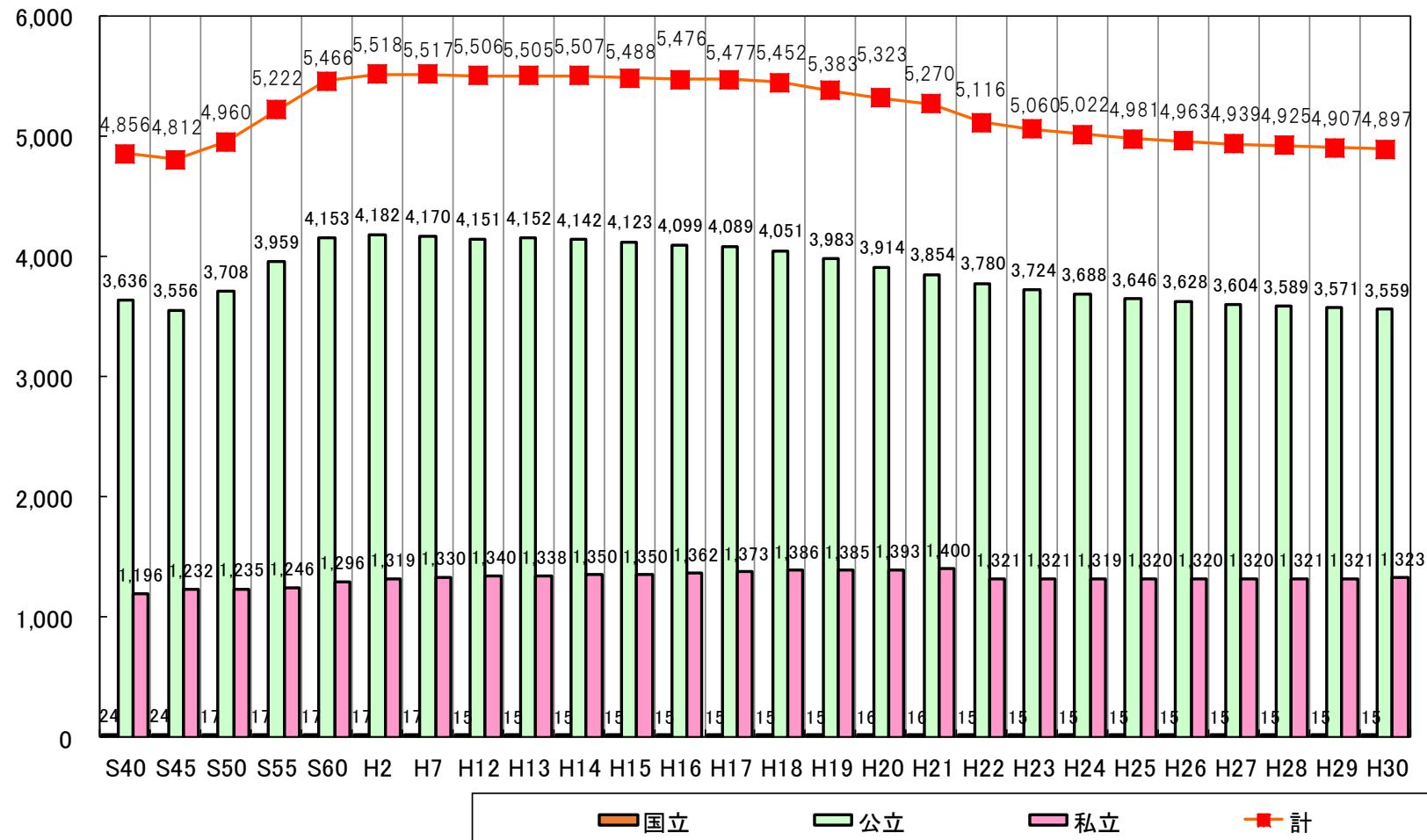
あなたはふだん、授業の予習・復習や受験勉強を家や塾でどのくらいしていますか。



出典：文部科学省・厚生労働省「第16回21世紀出生児縦断調査（平成13年出生児）」（平成30年9月）

# 高等学校の学校数 [推移]

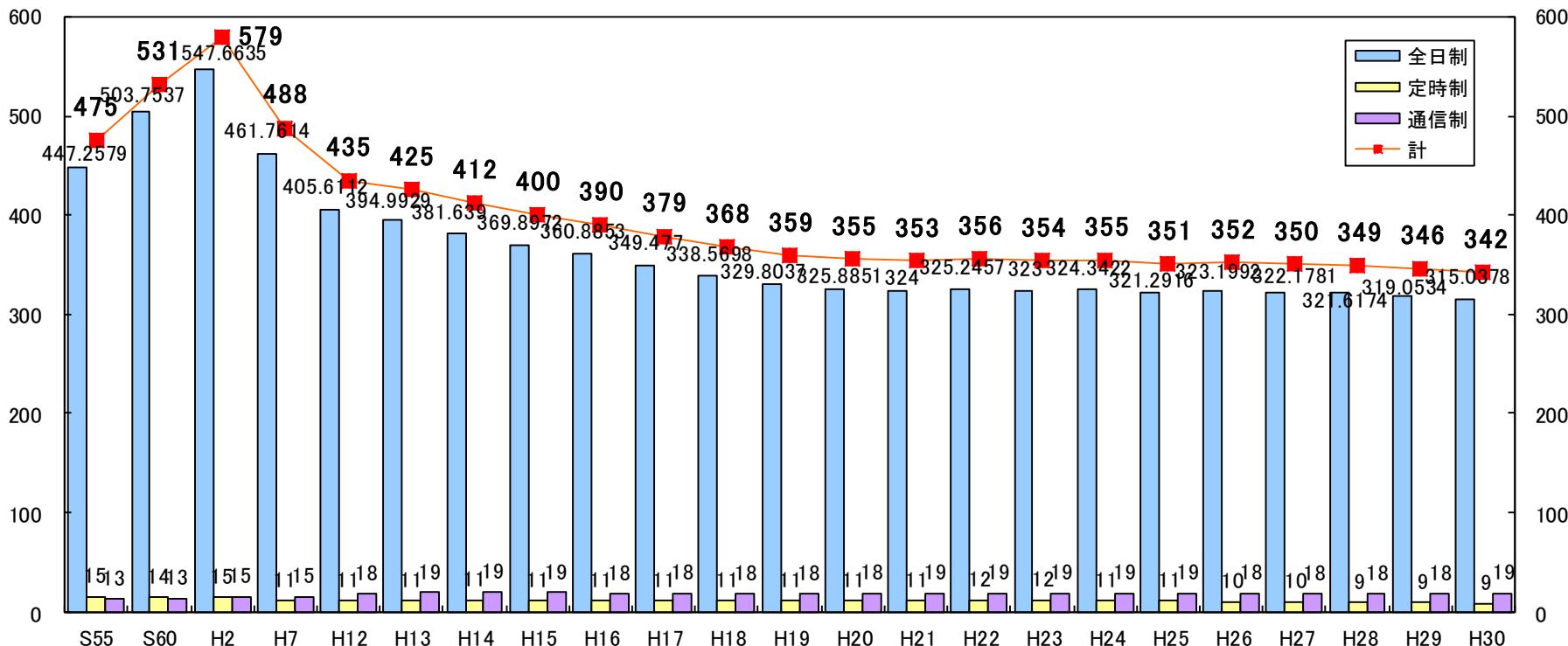
学校数(校)



文部科学省「平成30年度学校基本統計(確定値)」

# 高等学校の生徒数 [推移]

生徒数(万人)

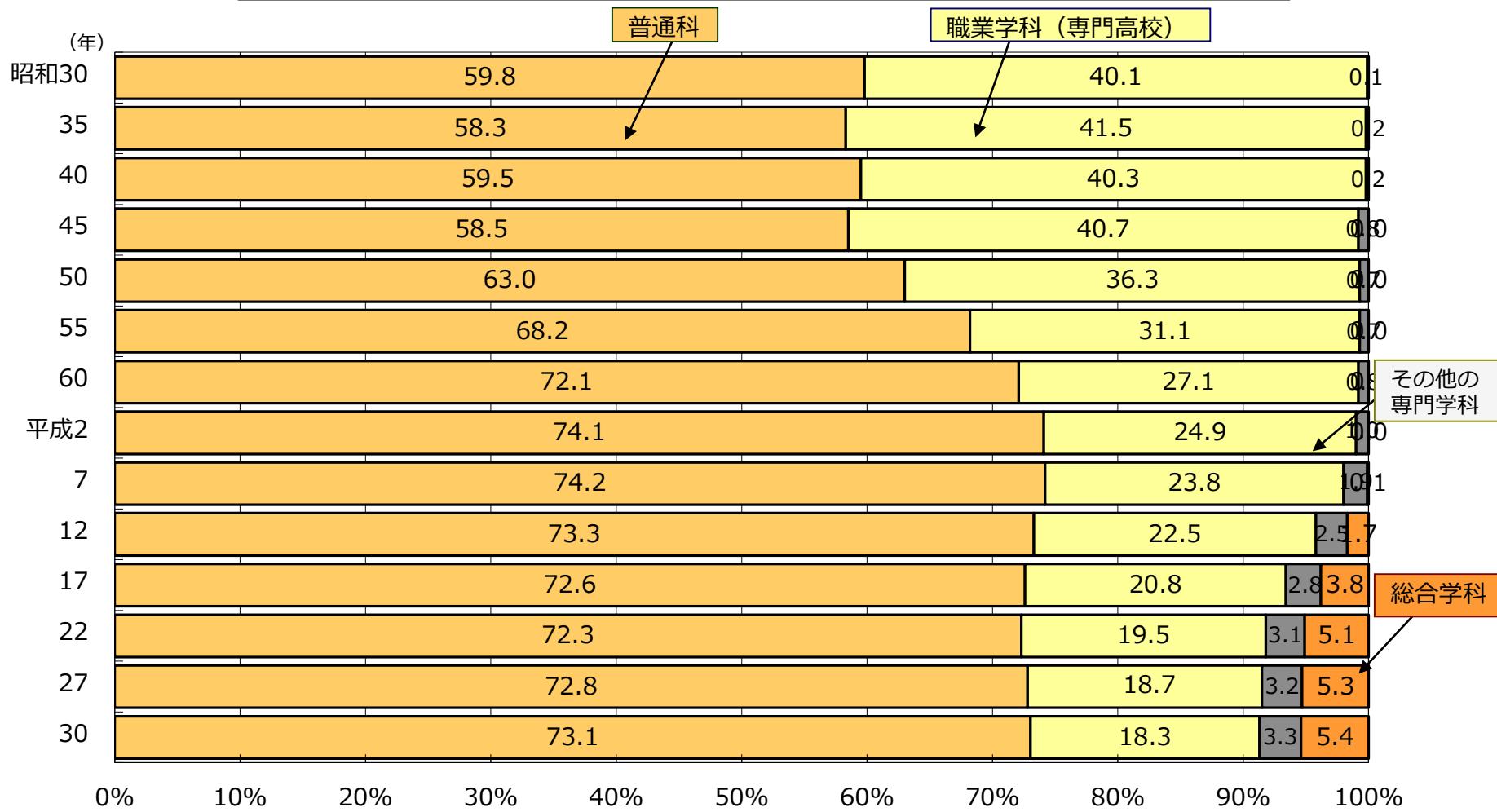


	S55	S60	H2	H7	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
全日制	4,472,579	5,037,537	5,476,635	4,617,614	4,056,112	3,949,929	3,816,390	3,698,972	3,608,853	3,494,770	3,385,698	3,298,037	3,258,851	3,235,937	3,252,457	3,233,248	3,243,422	3,212,916	3,231,992	3,221,781	3,216,174	3,190,534	3,150,378
定時制	149,351	140,144	146,701	107,331	109,322	111,827	112,962	110,855	110,195	110,472	108,815	108,524	108,638	111,374	116,236	116,007	112,187	106,724	102,027	97,333	93,168	89,713	85,283
通信制	128,987	132,644	153,983	153,983	181,877	190,132	192,092	190,106	181,785	183,518	182,517	182,595	183,279	186,112	187,538	188,251	189,418	185,589	183,754	180,393	181,031	182,515	186,502
計	4,750,917	5,310,325	5,790,322	4,878,928	4,347,311	4,251,888	4,121,444	3,999,933	3,900,833	3,788,760	3,677,030	3,589,156	3,550,768	3,533,423	3,556,231	3,537,506	3,545,027	3,505,229	3,517,773	3,499,507	3,490,373	3,462,762	3,422,163

文部科学省「平成30年度学校基本統計(確定値)」

# 高等学校の学科別生徒数の構成割合[推移]

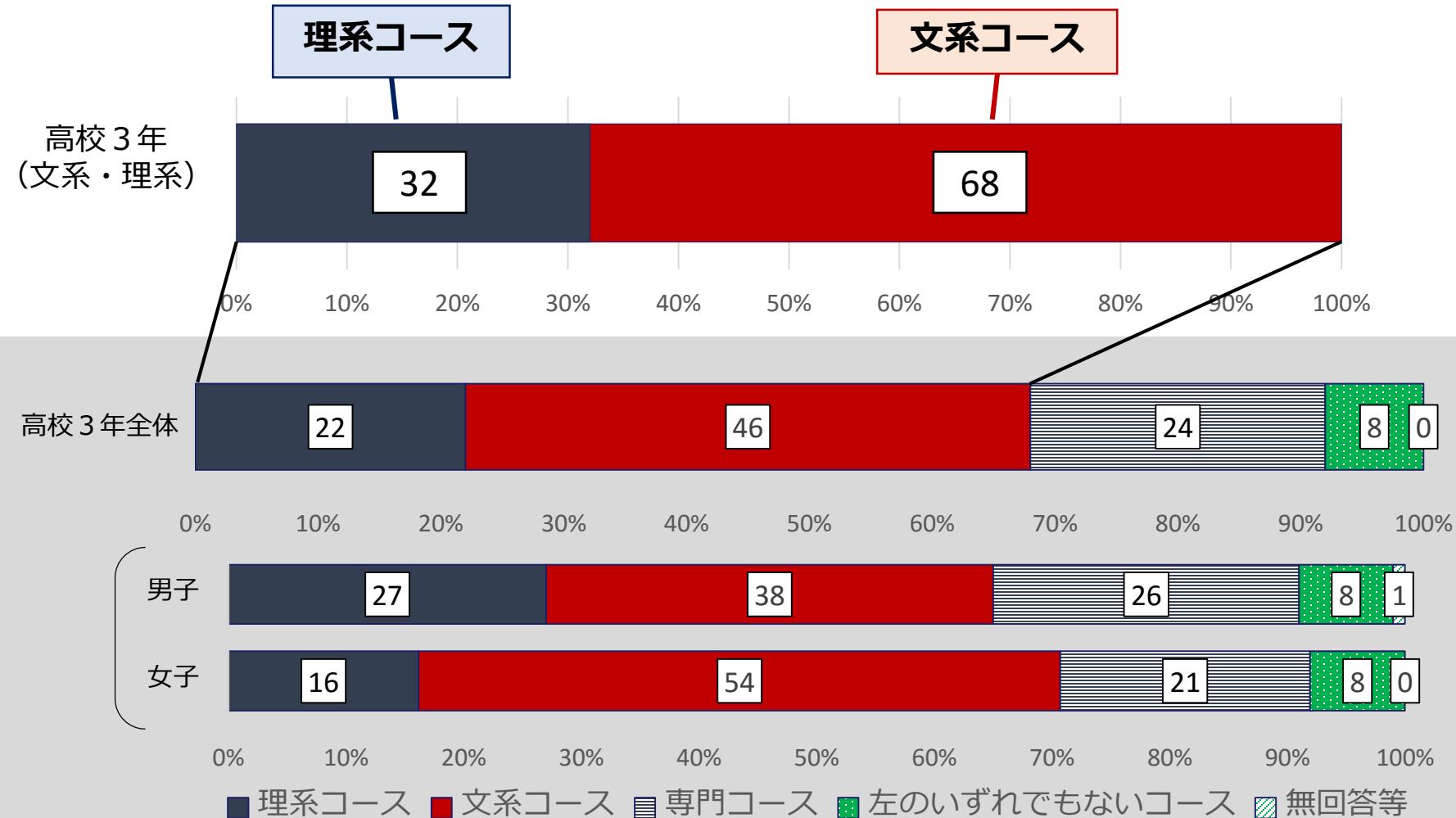
職業学科の比率は年々減少。普通科は最近30年間、ほぼ一定（約7割）で推移



※総合学科は平成6年度より制度化。「その他の専門学科」には、理数、体育、音楽、美術、外国語、国際関係等の学科がある。

# 高等学校生の文系・理系の選択状況について

- 高校の3校に2校（66%）では、文系・理系のコース分けを実施している。
- 高校3年（文系・理系）のうち、理系コースで履修する生徒の割合は32%、文系コースで履修する生徒の割合は68%である。



# 高等学校における理数系科目の履修状況

## 数学

	数学Ⅱ	数学Ⅲ	数学A	数学B	数学活用
普通科等	92.5%	29.5%	95.2%	74.1%	2.1%
職業教育を主とする専門学科	65.6%	3.2%	52.4%	10.4%	3.5%
総合学科	60.9%	11.7%	84.6%	29.9%	6.1%
合計	83.4%	21.6%	83.8%	54.8%	2.7%

※数学Iについては必履修科目であり全ての生徒が履修している

## 理科

	科学と人間生活	物理基礎	物理	化学基礎	化学	生物基礎	生物	地学基礎	地学	理科課題研究
普通科等	11.5%	65.6%	22.8%	93.4%	38.3%	94.3%	28.2%	34.6%	1.2%	0.7%
職業教育を主とする専門学科	82.2%	41.3%	1.7%	44.7%	2.1%	57.7%	2.5%	7.4%	0.0%	0.0%
総合学科	64.1%	28.2%	5.9%	66.7%	15.1%	80.0%	16.6%	22.5%	0.5%	0.7%
合計	33.1%	56.7%	16.2%	79.2%	27.5%	84.1%	20.9%	26.9%	0.8%	0.5%

## 情報

	社会と情報	情報の科学
普通科等	73.6%	26.1%
職業教育を主とする専門学科	59.7%	40.5%
総合学科	91.8%	9.3%
合計	71.5%	28.4%

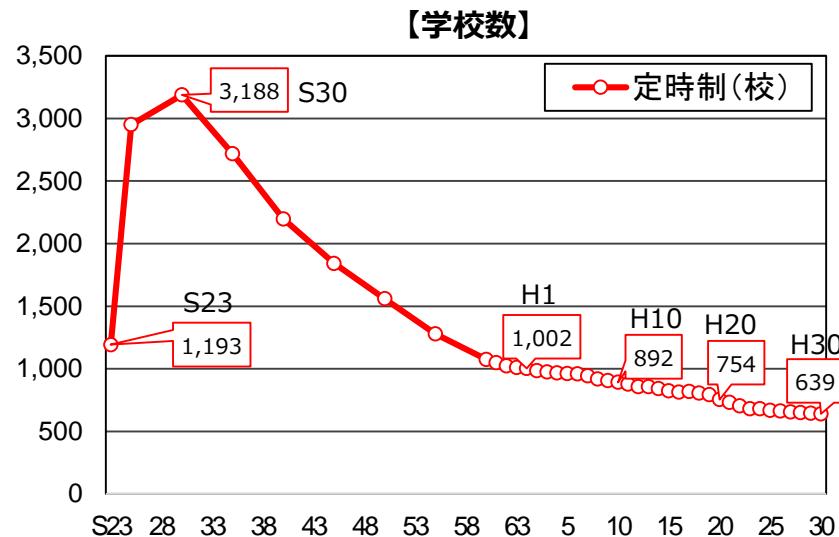
※平成27年度公立高等学校における教育課程の編成・実施状況調査(平成25年度入学者抽出調査)

# 定時制高等学校について

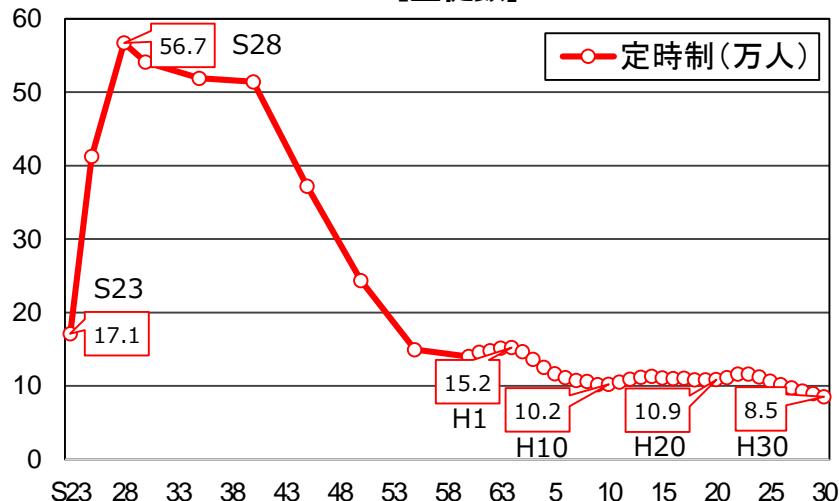
## 【1. 定時制課程の学校数・生徒数【推移】】

平成30年度の学校数：639校  
平成30年度の生徒数：85,283人

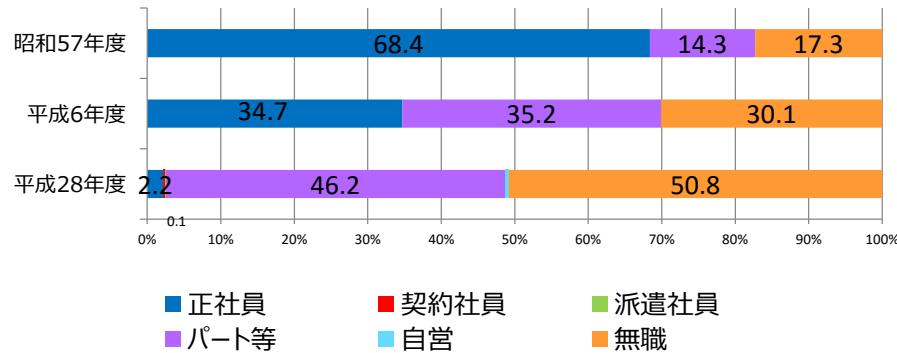
(文部科学省「学校基本調査」)



## 【生徒数】



## 【2. 生徒の就業状況の変化】



## 【3. 生徒の実態等】

定時制	
小・中学校及び前籍校における不登校経験がある生徒	39.1%
外国とつながりがある（外国籍・日本語を母語としない）生徒	6.6%
ひとり親家庭の生徒	36.9%
非行経験（刑法犯罪等）を有する生徒	7.7%
特別な支援を必要とする生徒	20.1%
心療内科等に通院歴のある生徒	9.2%

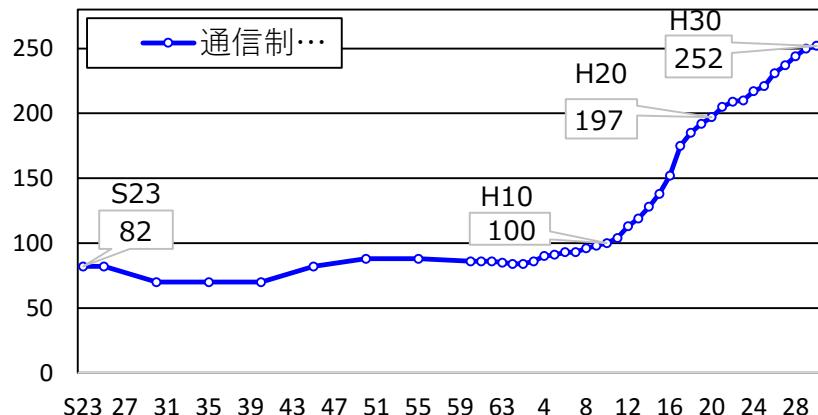
# 通信制高等学校について

## 【1. 通信制課程の学校数・生徒数【推移】】

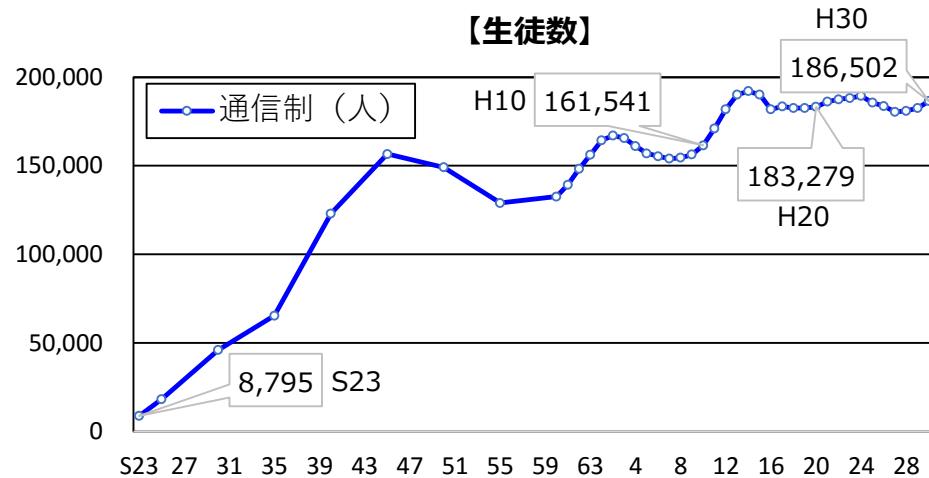
平成30年度の学校数：252校  
平成30年度の生徒数：186,502人

(文部科学省「学校基本調査」)

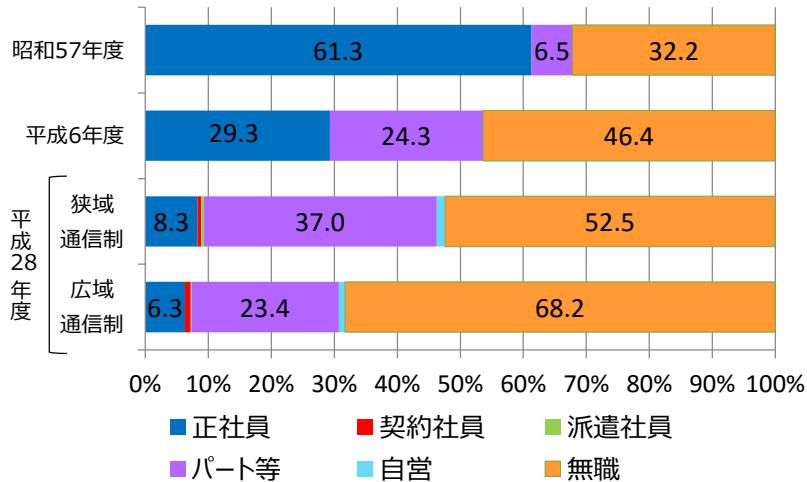
【学校数】



【生徒数】



## 【2. 生徒の就業状況の変化】



## 【3. 生徒の実態等】

	狭域通信制	広域通信制
小・中学校及び前籍校における不登校経験がある生徒	48.9%	66.7%
外国とつながりがある（外国籍・日本語を母語としない）生徒	2.8%	2.4%
ひとり親家庭の生徒	26.9%	18.7%
非行経験（刑法犯罪等）を有する生徒	2.1%	4.1%
特別な支援を必要とする生徒	11.8%	3.0%
心療内科等に通院歴のある生徒	11.0%	4.8%

# 幼児教育・保育の無償化の概要

## 1. 総論

- 「新しい経済政策パッケージ」、「骨太の方針2018」、「幼児教育無償化の制度の具体化に向けた方針」等を踏まえ、令和元年5月10日子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が成立。同年10月1日から実施。
- 趣旨：幼児教育・保育の負担軽減を図る少子化対策、生涯にわたる人格形成や義務教育の基礎を培う幼児教育の重要性

## 2. 対象者・対象範囲等

### (1) 幼稚園、保育所、認定こども園等

- 3～5歳：幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育（標準的な利用料）の利用料を無償化
  - ※ 新制度の対象とならない幼稚園については、月額上限2.57万円（注：国立大学附属幼稚園0.87万円、国立特別支援学校幼稚部0.04万円）まで無償化
  - ※ 開始年齢 … 原則、小学校就学前の3年間を無償化。ただし、幼稚園については、学校教育法の規定等に鑑み、満3歳から無償化
  - ※ 保護者が直接負担している通園送迎費、食材料費、行事費などは、無償化の対象外。食材料費については、保護者が負担する考え方を維持。  
3～5歳は施設による徴収を基本。低所得者世帯等の副食費の免除を継続し、免除対象者を拡充（年収360万円未満相当世帯）
- 0～2歳：上記の施設を利用する住民税非課税世帯を対象として無償化

### (2) 幼稚園の預かり保育

- 保育の必要性の認定を受けた場合、幼稚園に加え、利用実態に応じて、月額1.13万円までの範囲で無償化
  - ※ 保育の必要性の認定 … 2号認定又は2号認定と同等の認定（無償化給付のために新たに法制化）
  - ※ 預かり保育は子ども・子育て支援法の一時預かり事業（幼稚園型）と同様の基準を満たすよう指導・監督

### (3) 認可外保育施設等

- 3～5歳：保育の必要性の認定を受けた場合、認可保育所における保育料の全国平均額（月額3.7万円）までの利用料を無償化
  - ※ 認可外保育施設のほか、一時預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業を対象
  - ※ 上限額の範囲内において、複数サービス利用も可能。また、幼稚園が十分な水準の預かり保育を提供していない場合には、幼稚園利用者が認可外保育施設等を利用する場合も無償化の対象
  - ※ 都道府県等に届出を行い、国が定める認可外保育施設の基準を満たすことが必要。ただし、経過措置として5年間の猶予期間を設定
- 0～2歳：保育の必要性の認定を受けた住民税非課税世帯の子どもたちを対象として、月額4.2万円までの利用料を無償化

- 認可外保育施設等における質の確保・向上に向けて以下の取組を実施
  - ・児童福祉法に基づく都道府県等の指導監督の充実等（認可施設への移行支援、巡回支援指導員の配置の拡充、指導監督基準の見直し等）
  - ・市町村における、対象施設を特定する確認や、必要に応じた施設への報告徴収、勧告、命令、確認の取消し、都道府県知事に対する協力要請
  - ・都道府県等が有する認可外保育施設の情報を市町村が確認可能とする情報共有システムの構築
  - ・5年間の経過措置について、法施行後2年を目途に見直す旨の検討規定
  - ・5年間の経過措置中の措置として、市町村が保育の需給状況等を勘案し、条例により対象施設の範囲を定めることを可能とする仕組み

### 3. 財源

#### (1) 負担割合

- 財源負担の在り方：国と地方で適切な役割分担をすることが基本。消費税増収分を活用し必要な地方財源を確保
- 負担割合：国1/2、都道府県1/4、市町村1/4。ただし、公立施設（幼稚園、保育所及び認定こども園）は市町村等10/10

#### (2) 財政措置等

- 初年度の取扱い：初年度（令和元年度）に要する経費を全額国費で負担
- 事務費：初年度と2年目を全額国費。認可外保育施設等の5年間の経過措置期間に係る費用相当額を全額国費で負担するべく措置
- システム改修費：平成30年度・令和元年度予算を活用して対応

### 4. 就学前の障害児の発達支援

- 就学前の障害児の発達支援を利用する子どもたちについて、利用料を無償化
- 幼稚園、保育所、認定こども園等これらの発達支援の両方を利用する場合は、ともに無償化の対象

### 5. その他

- 幼児教育・保育の無償化に関する様々な課題について、P D C Aサイクルを行うため、国と地方自治体による協議を継続して実施
- 支払方法：新制度の対象施設 … 現物給付を原則。未移行幼稚園 … 市町村が実情に応じて判断（現物給付の取組を支援）  
認可外保育施設等 … 償還払いを基本としつつ、市町村が地域の実情に応じて現物給付とすることも可

## 幼児教育において育みたい資質・能力の整理

以上  
小学校

幼児教育  
環境を通して行う教育

### 知識・技能

### 思考力・判断力・表現力等

### 学びに向かう力・人間性等

※下に示す資質・能力は例示であり、遊びを通しての総合的な指導を通じて育成される。

#### 知識及び技能の基礎

(遊びや生活の中で、豊かな体験を通じて、何を感じたり、何に気付いたり、何が分かったり、何ができるようになるのか)

- ・基本的な生活習慣や生活に必要な技能の獲得
- ・規則性、法則性、関連性等の発見
- ・様々な気付き、発見の喜び
- ・日常生活に必要な言葉の理解
- ・多様な動きや芸術表現のための基礎的な技能の獲得等

#### 思考力、判断力、表現力等の基礎

(遊びや生活の中で、気付いたこと、できるようになったことなども使いながら、どう考えたり、試したり、工夫したり、表現したりするか)

- ・試行錯誤、工夫
- ・予想、予測、比較、分類、確認
- ・他の幼児の考えなどに触れ、新しい考えを生み出す喜びや楽しさ
- ・言葉による表現、伝え合い
- ・振り返り、次への見通し
- ・自分なりの表現
- ・表現する喜び等

#### 遊びを通しての総合的な指導

- ・思いやり
- ・相手の気持ちの受容
- ・葛藤、自分への向き合い、折り合い
- ・話し合い、目的の共有、協力
- ・色・形・音等の美しさや面白さに対する感覚
- ・自然現象や社会現象への関心等

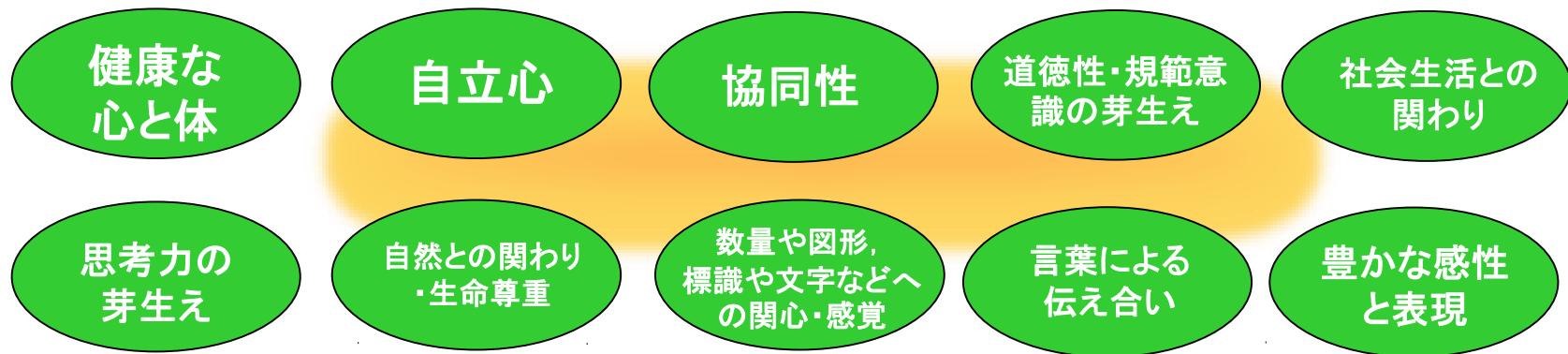
#### 学びに向かう力、人間性等

(心情、意欲、態度が育つ中で、いかによりよい生活を営むか)

・三つの円の中で例示される資質・能力は、五つの領域の「ねらい及び内容」及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」から、主なものを取り出し、便宜的に分けたものである。

### 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」

- 5領域のねらい及び内容に基づいて、各幼稚園で、幼児期にふさわしい遊びや生活を積み重ねることにより、幼稚園教育において育みたい資質・能力が育まれている幼児の具体的な姿であり、特に5歳児後半に見られるようになる姿である。



- 幼稚園の教師は、遊びの中で幼児が発達していく姿を、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を念頭に置いて捉え、一人一人の発達に必要な体験が得られるような状況をつくったり必要な援助を行ったりするなど、指導を行う際に考慮することが求められる。
- 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が到達すべき目標ではないことや、個別に取り出されて指導されるものではないことに十分留意する必要がある。幼児の自発的な活動としての遊びを通して、一人一人の発達の特性に応じて、これらの姿が育っていくものであり、全ての幼児に同じように見られるものではないことに留意する必要がある。
- 5歳児に突然見られるようになるものではないため、5歳児だけでなく、3歳児、4歳児の時期から、幼児が発達していく方向を意識して、それぞれの時期にふさわしい指導を積み重ねていくことに留意する必要がある。

# 学習指導要領改訂の考え方

新しい時代に必要となる資質・能力の育成と、学習評価の充実

学びを人生や社会に生かそうとする  
学びに向かう力・人間性の涵養

生きて働く知識・技能の習得

未知の状況にも対応できる  
思考力・判断力・表現力等の育成

## 何ができるようになるか

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を共有し、  
社会と連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む

「社会に開かれた教育課程」の実現

各学校における「カリキュラム・マネジメント」の実現

## 何を学ぶか

新しい時代に必要となる資質・能力を踏まえた  
教科・科目等の新設や目標・内容の見直し

小学校の外国語教育の教科化、高校の新科目「公共」の  
新設など

各教科等で育む資質・能力を明確化し、目標や内容を構造的  
的に示す

学習内容の削減は行わない※

## どのように学ぶか

主体的・対話的で深い学び（「アクティブ・  
ラーニング」）の視点からの学習過程の改善

生きて働く知識・技能の習得  
など、新しい時代に求められる資質・能力を育成

知識の量を削減せず、質の  
高い理解を図るために学習  
過程の質的改善

主体的な学び  
対話的な学び  
深い学び

## これからの教育課程の理念

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な教育内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを明確にしながら、社会との連携・協働によりその実現を図っていく。

### <社会に開かれた教育課程>

- ① **社会や世界の状況を幅広く視野に入れ、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を持ち、教育課程を通してその目標を社会と共有していくこと。**
- ② **これからの中学生たちが、社会や世界に向かい合い、自分の人生を切り拓いていくために求められる資質・能力とは何かを、教育課程において明確化し育んでいくこと。**
- ③ **教育課程の実施に当たって、地域の人的・物的資源を活用したり、放課後や土曜日等を活用した社会教育との連携を図ったりし、学校教育を学校内に閉じずに、その目指すところを社会と共有・連携しながら実現させること。**

## 主体的・対話的で深い学び（「アクティブ・ラーニング」） の視点からの授業改善について（イメージ）

「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善を行うことで、学校教育における質の高い学びを実現し、学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的（アクティブ）に学び続けるようにすること

### 【主体的な学び】の視点

学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しを持って粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「主体的な学び」が実現できているか。



主体的な学び  
対話的な学び  
深い学び



学びを人生や社会に  
生かそうとする  
学びに向かう力・  
人間性等の涵養

生きて働く  
知識・技能の  
習得

未知の状況にも  
対応できる  
思考力・判断力・表現力  
等の育成



### 【対話的な学び】の視点

子供同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める「対話的な学び」が実現できているか。



### 【深い学び】の視点

習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう「深い学び」が実現できているか。

# 小学校の標準授業時数

〔 改 訂 後 〕

〔 現 行 〕

	1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年	計
国語	306	315	245	245	175	175	1461
社会	-	-	70	90	100	105	365
算数	136	175	175	175	175	175	1011
理科	-	-	90	105	105	105	405
生活	102	105	-	-	-	-	207
音楽	68	70	60	60	50	50	358
図画工作	68	70	60	60	50	50	358
家庭	-	-	-	-	60	55	115
体育	102	105	105	105	90	90	597
特別の教科 である道徳	34	35	35	35	35	35	209
特別活動	34	35	35	35	35	35	209
総合的な 学習の時間	-	-	70	70	70	70	280
外国語 活動	-	-	35	35	-	-	70
外国語	-	-	-	-	70	70	140
合計	850	910	980	1015	1015	1015	5785

	1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年	計
国語	306	315	245	245	175	175	1461
社会	-	-	70	90	100	105	365
算数	136	175	175	175	175	175	1011
理科	-	-	90	105	105	105	405
生活	102	105	-	-	-	-	207
音楽	68	70	60	60	50	50	358
図画工作	68	70	60	60	50	50	358
家庭	-	-	-	-	60	55	115
体育	102	105	105	105	90	90	597
道徳	34	35	35	35	35	35	209
特別活動	34	35	35	35	35	35	209
総合的な 学習の時間	-	-	70	70	70	70	280
外国語 活動	-	-	-	-	35	35	70
合計	850	910	945	980	980	980	5645

※ この表の授業時数の1単位時間は、45分とする。

※ 各教科の授業について、15分程度の短い時間を活用して学習活動を行う場合については、総授業時間数や学習活動の特質に照らし妥当かどうかの教育的な配慮に基づいた判断が必要である。



…共通必履修



…選択必履修

※ グレーの枠組みは既存の科目

## 高等学校の教科・科目構成について (各学科に共通する各教科及び総合的な探究の時間)

### 国語科

論理国語	文学国語	国語表現	古典探究
現代の国語		言語文化	

### 地理歴史科

地理探究	日本史探究	世界史探究
地理総合		歴史総合

### 公民科

倫理	政治・経済
公共	

### 数学科

数学Ⅲ	数学C
数学Ⅱ	数学B
数学Ⅰ	数学A

### 理科

物理	化学	生物	地学
科学と人間生活	物理基礎	化学基礎	生物基礎

### 保健体育科

体育	保健
----	----

### 芸術科

音楽Ⅱ・Ⅲ	美術Ⅱ・Ⅲ	工芸Ⅱ・Ⅲ	書道Ⅱ・Ⅲ
音楽Ⅰ	美術Ⅰ	工芸Ⅰ	書道Ⅰ

### 外国語科

英語コミュニケーションⅡ・Ⅲ （「聞くこと」「読むこと」「話すこと」「書くこと」の統合型）	論理・表現Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ （スピーチやプレゼンテーション、ディベート、ディスカッション等）
英語コミュニケーションⅠ （「聞くこと」「読むこと」「話すこと」「書くこと」の統合型）	

※英語力調査の結果や C E F R のレベル、高校生の多様な学習ニーズへの対応などを踏まえ検討。

### 家庭科

家庭基礎	家庭総合
------	------

### 情報科

情報Ⅱ
情報Ⅰ

### 理数科

理数探究
理数探究基礎

### 総合的な探究の時間

総合的な探究の時間
-----------

※ 実社会・実生活から自ら見出した課題を探究することを通じて、自分のキャリア形成と関連付けながら、探究する能力を育むという在り方を明確化する。

高等学校の各学科に共通する教科・科目等及び標準単位数  
〔改訂〕 〔現行〕

教科	科目	標準単位数	必履修科目	教科	科目	標準単位数	必履修科目
国語	現代の国語	2	<input checked="" type="radio"/>	国語	国語総合	4	<input checked="" type="radio"/> 2単位まで可
	言語文化	2	<input checked="" type="radio"/>		国語表現	3	
	論理国語	4			現代文A	2	
	文学国語	4			現代文B	4	
	国語表現	4			古典A	2	
	古典探究	4			古典B	4	
地理歴史	地理総合	2	<input checked="" type="radio"/>	地理歴史	世界史A	2	<input type="checkbox"/>
	地理探究	3	<input checked="" type="radio"/>		世界史B	4	<input checked="" type="radio"/>
	歴史総合	2	<input checked="" type="radio"/>		日本史A	2	<input type="checkbox"/>
	日本史探究	3	<input checked="" type="radio"/>		日本史B	4	<input type="checkbox"/>
	世界史探究	3			地理A	2	<input type="checkbox"/>
公民	公共	2	<input checked="" type="radio"/>		地理B	4	<input type="checkbox"/>
	倫理	2		公民	現代社会	2	「現代社会」
	政治・経済	2			倫理	2	又は「倫理」・「政治・経済」
数学	数学I	3	<input checked="" type="radio"/> 2単位まで可		数学I	3	<input checked="" type="radio"/> 2単位まで可
	数学II	4			数学II	4	
	数学III	3			数学III	5	
	数学A	2			数学A	2	
	数学B	2			数学B	2	
	数学C	2			数学活用	2	
理科	科学と人間生活	2	<input type="checkbox"/>	理科	科学と人間生活	2	<input type="checkbox"/>
	物理基礎	2	<input type="checkbox"/>		物理基礎	2	<input type="checkbox"/>
	物理	4	<input type="checkbox"/> 「科学と人間生活」を含む2科目		物理	4	<input type="checkbox"/>
	化学基礎	2	<input type="checkbox"/>		化学基礎	2	<input type="checkbox"/>
	化学	4	<input type="checkbox"/> 又は基礎を付した科目を3科目		化学	4	<input type="checkbox"/>
	生物基礎	2	<input type="checkbox"/>		生物基礎	2	<input type="checkbox"/>
	生物	4	<input type="checkbox"/>		生物	4	<input type="checkbox"/>
	地学基礎	2	<input type="checkbox"/>		地学基礎	2	<input type="checkbox"/>
	地学	4	<input type="checkbox"/>		地学	4	<input type="checkbox"/>
					理科課題研究	1	

保健 体育	体育 保健	7~8 2	○ ○
芸術	音楽 I	2	
	音楽 II	2	
	音楽 III	2	
	美術 I	2	
	美術 II	2	
	美術 III	2	
	工芸 I	2	
	工芸 II	2	
	工芸 III	2	
	書道 I	2	
	書道 II	2	
	書道 III	2	
外国語	英語コミュニケーション I	3	
	英語コミュニケーション II	4	
	英語コミュニケーション III	4	
	論理・表現 I	2	
	論理・表現 II	2	
	論理・表現 III	2	
家庭	家庭基礎 家庭総合	2 4	○
情報	情報 I 情報 II	2 2	○
理数	理数探究基礎 理数探究	1 2~5	
<u>総合的な探究の時間</u>		3~6	○ 2単位まで可

保健 体育	体育 保健	7~8 2	○ ○
芸術	音楽 I	2	
	音楽 II	2	
	音楽 III	2	
	美術 I	2	
	美術 II	2	
	美術 III	2	
	工芸 I	2	
	工芸 II	2	
	工芸 III	2	
	書道 I	2	
	書道 II	2	
	書道 III	2	
外国語	コミュニケーション英語基礎	2	
	コミュニケーション英語 I	3	
	コミュニケーション英語 II	4	
	コミュニケーション英語 III	4	
	英語表現 I	2	
	英語表現 II	4	
家庭	英語会話	2	
	家庭基礎	2	
	家庭総合	4	
情報	生活デザイン	4	○
	社会と情報	2	
	情報の科学	2	○
<u>総合的な学習の時間</u>		3~6	○ 2単位まで可

# いじめの重大事態について

- 平成29年度における重大事態の発生件数は474件であり、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）が施行された25年度以降過去最多となった（前年度396件）。このうち、法第28条第1項第1号に規定するものは191件（前年度161件）、同項第2号に規定するものは332件（前年度281件）である。
- 文部科学省では、法第28条第1項のいじめの重大事態への対応について、学校の設置者及び学校における法、基本方針等に則った適切な調査の実施に資するため、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を平成29年3月に策定している。

## ○いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計
重大事態発生校数（校）	140（114）	203（169）	98（85）	3（4）	444（372）
重大事態発生件数（件）	145（119）	224（186）	102（88）	3（3）	474（396）
うち、第1号	46（42）	104（83）	40（35）	1（1）	191（161）
うち、第2号	116（92）	143（128）	71（59）	2（2）	332（281）

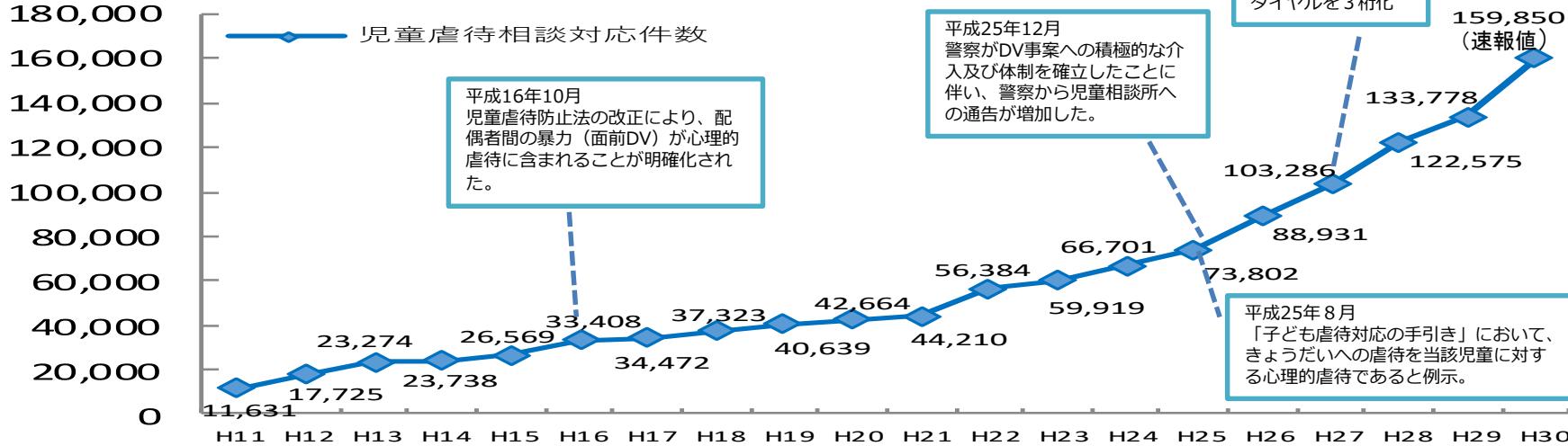
出典：平成29年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査

- ※（　）内は平成28年度の件数。
- ※ いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号の規定は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」であり、同項第2号の規定は「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」である。
- ※ 1件の重大事態が第1号及び第2号の両方に該当する場合は、それぞれの項目に計上されている。

# 児童虐待相談の対応件数推移及び虐待相談の内容・相談経路

- 平成30年度における児童相談所の児童虐待相談対応件数（速報値）は、159,850件。平成11年度に比べて約13.7倍。
- 心理的虐待の割合が最も多く（55.3%）、次いで身体的虐待の割合が多い（25.2%）。
- 相談経路は、警察等（50%）、近隣知人（13%）、家族（7%）、学校等（7%）からの通告が多くなっている。

児童虐待相談対応件数の推移



## ○ 虐待相談の内容別割合

	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	総 数
平成30年度	40,256 (25.2%) (+7,033)	29,474 (18.4%) (+2,653)	1,731 (1.1%) (+194)	88,389 (55.3%) (+16,192)	159,850 (100.0%) (+26,072)

## ○ 虐待相談の相談経路

	家族	親戚	近隣知人	児童本人	福祉事務所	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉施設	警察等	学校等	その他	総 数
30年度	11,178 (7%) (+1,514)	2,313 (2%) (+142)	21,449 (13%) (+4,467)	1,414 (1%) (+296)	8,331 (5%) (+705)	230 (0%) (+12)	216 (0%) (+48)	3,542 (2%) (+343)	2,440 (2%) (+394)	79,150 (50%) (+13,095)	11,449 (7%) (+2,168)	18,138 (11%) (+2,888)	159,850 (100%) (+26,072)

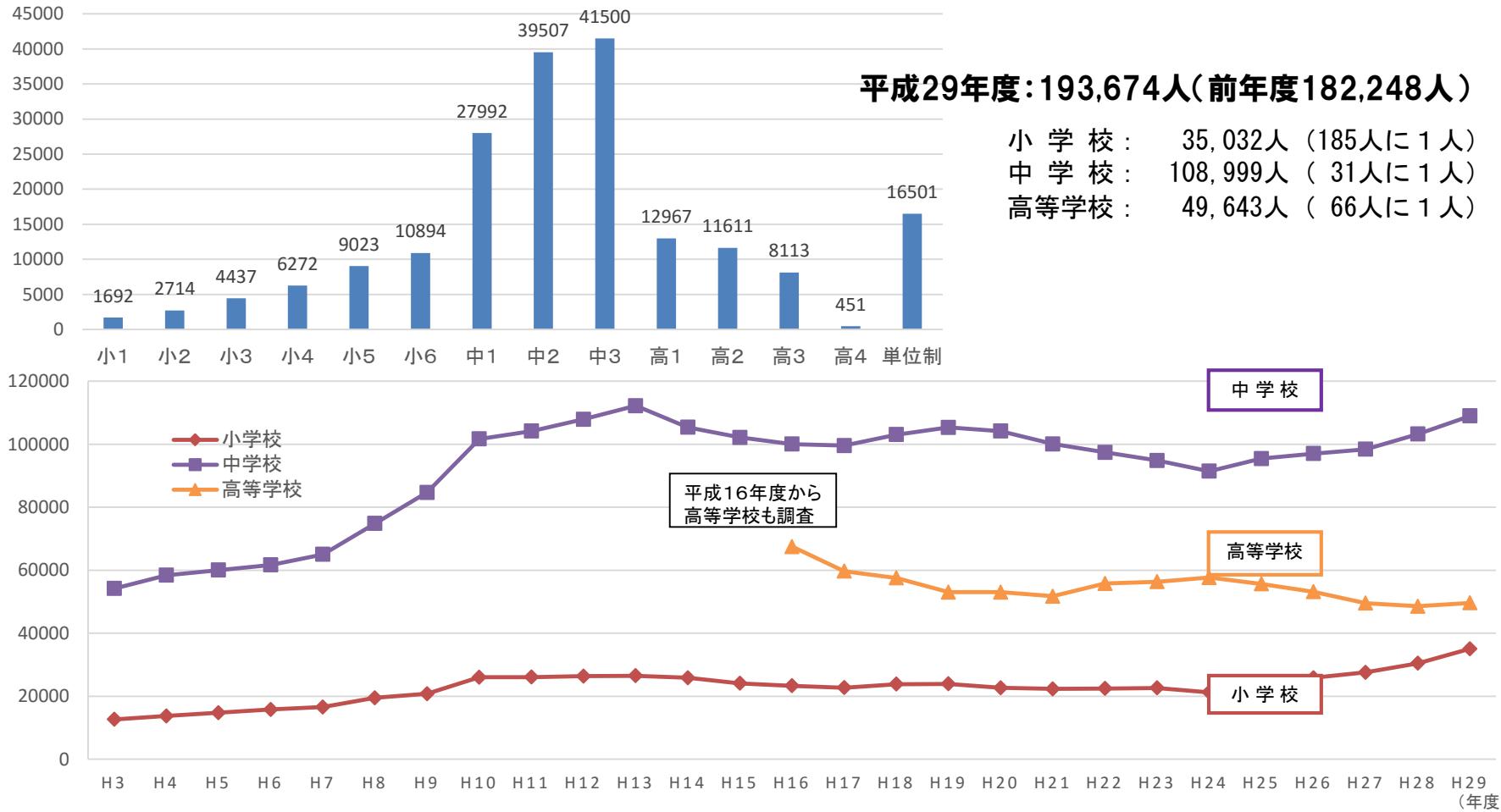
# 特別支援教育の現状

障害のある子供に対し、多様な学びの場において、少人数の学級編制、特別の教育課程等による適切な指導及び支援を実施。

	特別支援学校	小・中学校等				
		特別支援学級	通級による指導			
概要	障害の程度が比較的重い子供を対象として、専門性の高い教育を実施	障害の種別ごとの学級を編制し、子供一人一人に応じた教育を実施	大部分の授業を在籍する通常の学級で受けながら、一部の時間で障害に応じた特別な指導を実施			
対象障害種と人数 (平成29年度)	視覚障害 (約5,300人) 聴覚障害 (約8,300人) 知的障害 (約128,900人) 肢体不自由 (約31,800人) 病弱・身体虚弱 (約19,400人)  ※重複障害の場合はダブルカウントしている  <b>合計：約141,900人</b> <b>(平成19年度の約1.3倍)</b>	知的障害 (約113,000人) 肢体不自由 (約4,500人) 病弱・身体虚弱 (約3,500人) 弱視 (約500人) 難聴 (約1,700人) 言語障害 (約1,700人) 自閉症・情緒障害 (約110,500人)  <b>合計：約235,500人</b> <b>(平成19年度の約2.1倍)</b>	言語障害 (約37,600人) 自閉症 (約19,600人) 情緒障害 (約14,600人) 弱視 (約200人) 難聴 (約2,200人) 学習障害 (約16,500人) 注意欠陥多動性障害 (約18,100人) 肢体不自由 (約120人) 病弱・身体虚弱 (約30人)  <b>合計：約109,000人</b> <b>※公立小・中 (平成19年度の約2.4倍)</b>			
幼児児童生徒数 (平成29年度)	幼稚部：約 1,400人 小学部：約41,100人 中学部：約30,700人 高等部：約68,700人	<b>全児童生徒の 0.7%</b>	小学校：約167,300人 中学校：約 68,200人	<b>全児童生徒の 2.4%</b>	小学校：約97,000人 中学校：約12,000人 <b>高等学校は平成30年度から開始</b>	<b>全児童生徒の 1.1%</b>
学級編制定数措置 (公立)	<b>【小・中】1学級6人</b> <b>【高】 1学級8人</b> ※重複障害の場合、1学級3人	1学級8人		<b>【小・中】13人に1人の教員を措置</b> <b>※平成29年度から基礎定数化</b> <b>【高】 加配措置</b>		
教育課程	各教科等に加え、「 <b>自立活動</b> 」の指導を実施。障害の状態等に応じた弾力的な教育課程が編成可。 ※知的の障害者を教育する特別支援学校では、他の障害種と異なる教育課程を編成。	基本的に、小学校・中学校の学習指導要領に沿って編成するが、実態に応じて、特別支援学校の学習指導要領を参考とした特別の教育課程が編成可。	通常の学級の教育課程に加え、又はその一部に替えた特別の教育課程を編成。 <b>【小・中】週1～8コマを標準</b> <b>【高】年間7単位以内</b>			
	それぞれの児童生徒について <b>個別の教育支援計画</b> （家庭、地域、医療、福祉、保健等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で教育的支援を行うための計画）と <b>個別の指導計画</b> （一人一人の教育的ニーズに応じた指導目標、内容、方法等をまとめた計画）を作成。					

# 不登校の現状

小・中・高等学校における、不登校児童生徒数は、小学校35,032人(185人に1人)、中学校108,999人(31人に1人)、高等学校49,643人(66人に1人)となっており、合計で、193,674人(前年度182,248人)となっている。



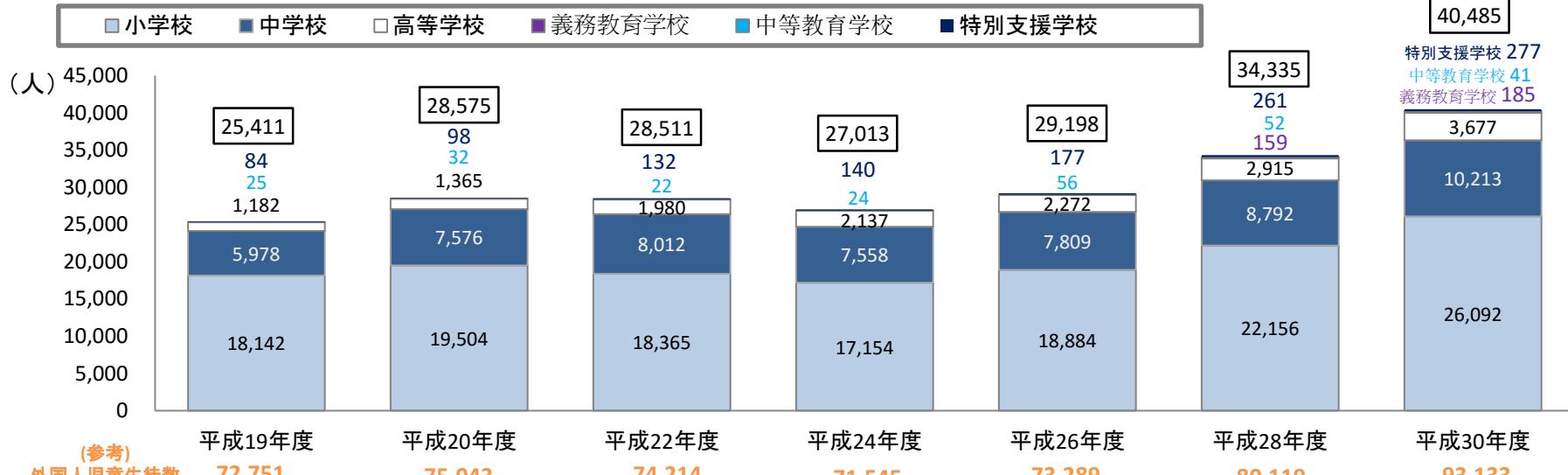
(注) 不登校の定義は、年間30日以上欠席した児童生徒のうち、病気や経済的な理由を除き、「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはいたくともできない状況にある者」

(出典)文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」(平成29年度)

# 公立学校における日本語指導が必要な児童生徒の現状

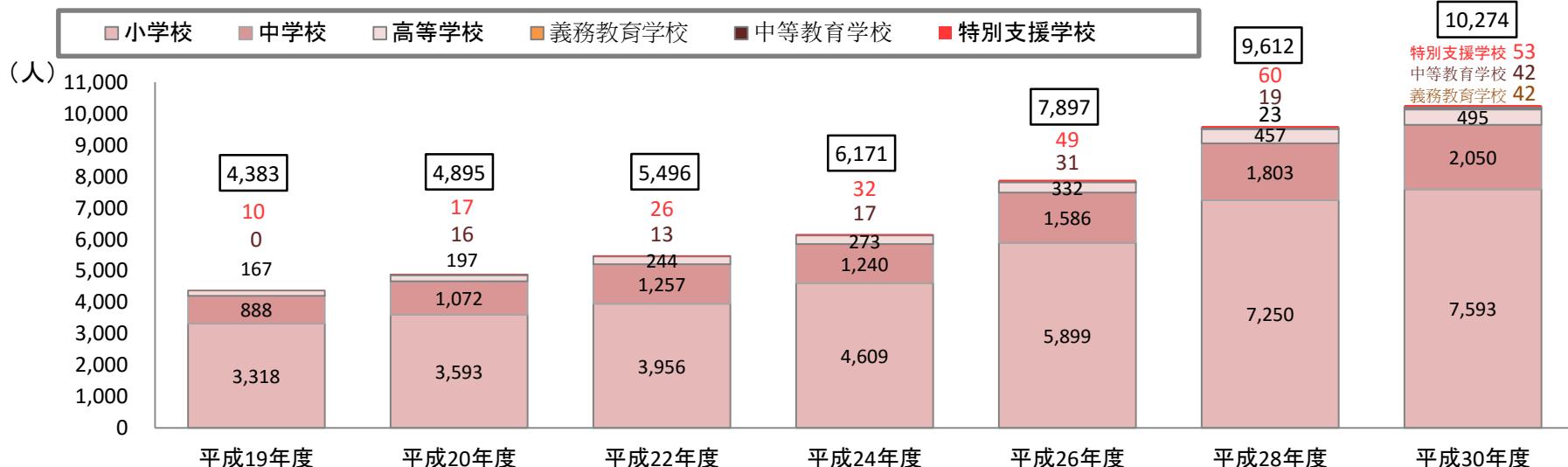
- ① 公立学校に在籍する外国人児童生徒の約4割が日本語指導を必要としており、増加傾向。
- ② 日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒も近年急増している。

【 公立学校に在籍する日本語指導が必要な外国人児童生徒数 】出典:文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受け入れ状況等に関する調査(平成30年度)」



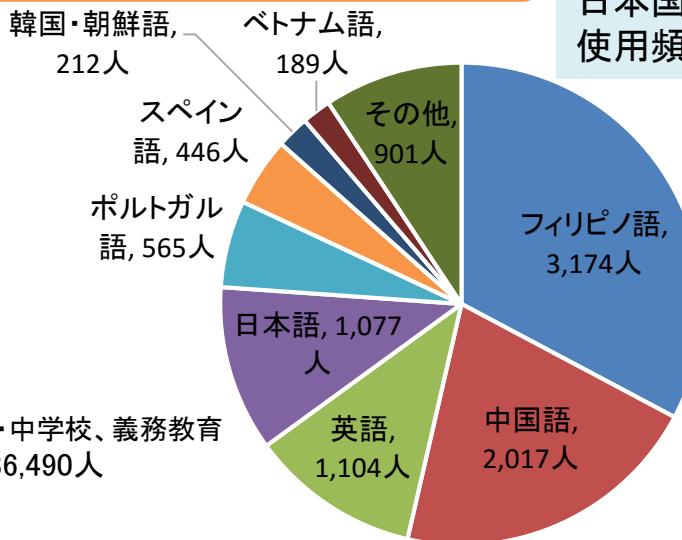
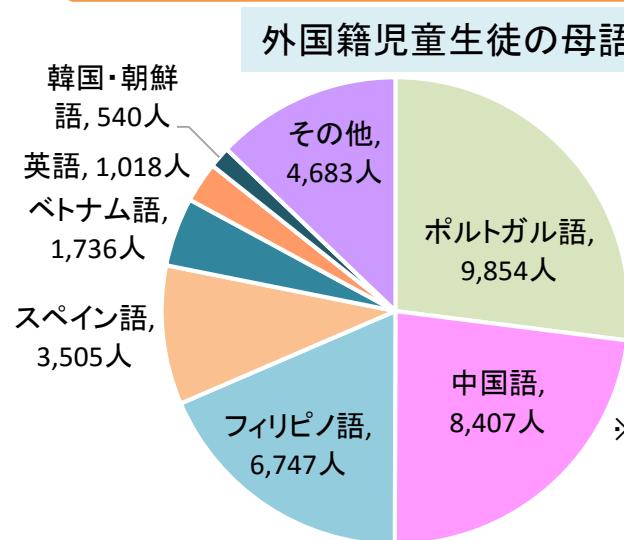
出典:文部科学省「学校基本調査(平成30年度)」

【 公立学校に在籍する日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒数 】



# 帰国・外国人児童生徒に対する日本語指導の現状①

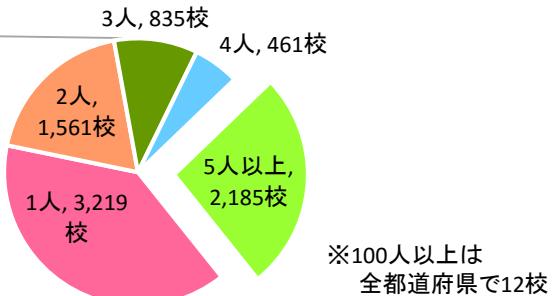
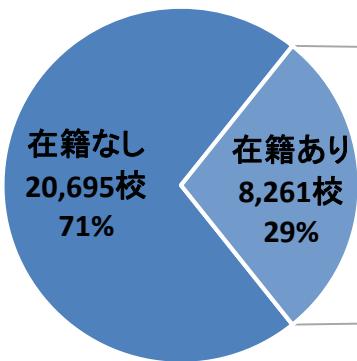
## ① 日本語指導が必要な児童生徒は多様化している



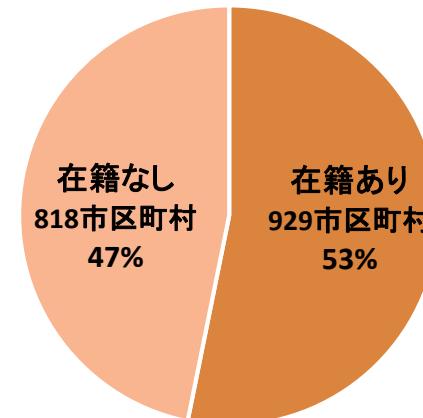
「その他」の言語  
インドネシア語、ウルドゥ語、  
タイ語、ネパール語  
ベンガル語、モンゴル語  
ロシア語、アラビア語  
マレー語、パシュトゥー語 等

## ② 日本語指導が必要な児童生徒は集住化・散在化の傾向がみられる

公立小・中学校に日本語指導が必要な児童生徒が在籍する学校数  
(公立小・中学校 28,956校)



公立小・中・高等学校等に日本語指導が必要な児童生徒が在籍する市町村数

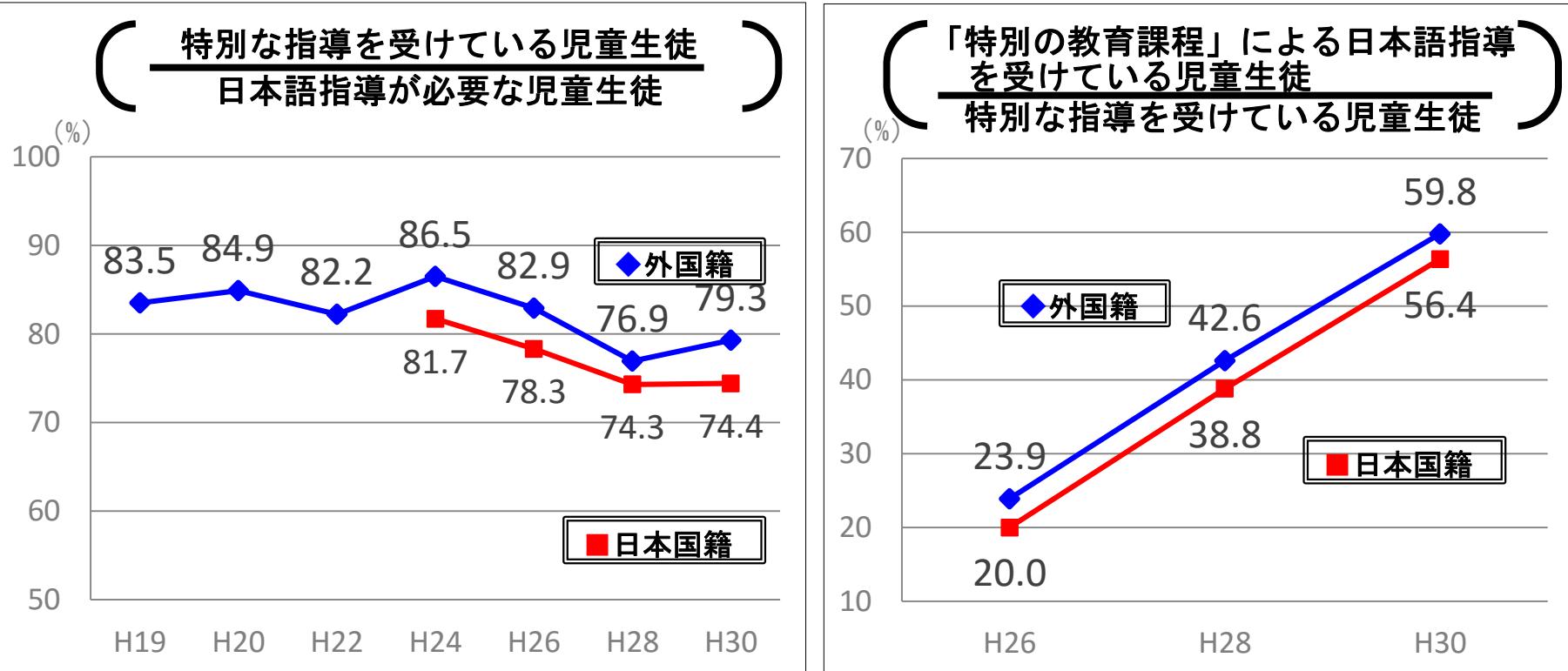


# 帰国・外国人児童生徒に対する日本語指導の現状②

- 日本語指導が必要な児童生徒のうち、特別な指導（教科の補習等）を受けている割合は、外国籍の者で79.3% (2.4ポイント増)、日本国籍の者で74.4% (0.1ポイント増)となっている。

このうち、小中学校において一人一人に応じた指導計画の作成・評価を行う「特別の教育課程」<sup>(※)</sup>を編成・実施して日本語指導を受けている割合は、それぞれ59.8 % (17.2ポイント増)、56.4 % (17.6ポイント増)となっている。

※ 平成26年度から導入され、在籍学級以外の教室などで行われる特別の指導を指す。



# 外国人の子供の就学状況等調査結果(速報値)

調査基準日:原則として令和元年5月1日

## (1)就学状況の把握状況

I 学齢相当の外国人の子供の人数(住民基本台帳上の人數) 124,049人

II 学齢相当の外国人の子供の就学状況の把握状況(下表)

III 不就学の可能性があると考えられる外国人の子供の数を単純合計すると(③+⑤+⑥)、  
19,654人となる。(さらに④を加えると22,701人。)

区分	住民基本台帳上の人數	市町村教育委員会から報告のあった人數						(参考) (※3) ⑥住民基本台帳上の人數との差(人)	
		就学者数		③ 不就学	④ 出国・転居 (予定含む)	⑤ 就学状況 確認できず	計 (人)		
		①義務教育 諸学校	②外国人 学校等						
小学生相当 計	87,164	68,246	3,361	648	2,220	5,976	80,451	6,746	
(構成比)		(84.8%)	( 4.2%)	( 0.8%)	( 2.8%)	( 7.4%)	(100.0%)		
中学生相当 計	36,885	28,149	1,643	352	827	2,792	33,763	3,140	
(構成比)		(83.4%)	( 4.9%)	( 1.0%)	( 2.4%)	( 8.3%)	(100.0%)		
合計	124,049	96,395	5,004	1,000	3,047	8,768	114,214	9,886	
(構成比)		(84.4%)	( 4.4%)	( 0.9%)	( 2.7%)	( 7.7%)	(100.0%)		

※ ④には、出国者も多く含まれるが、国内転居の後に不就学状態になっている者も含まれている可能性がある。他方、⑤、⑥には、実際には就学者も含まれている可能性があると考えられる。(今回の調査は、あくまで市町村教育委員会が把握している外国人の子供の就学状況について調査を行ったものであるため、設置主体が当該市町村教育委員会とは異なる学校(国私立学校、外国人学校等、他市町村の学校)については、実際には在籍していても、当該市町村教育委員会がその状況を把握していないなど、実際の在籍状況とは異なる場合もあり得る。)

※ 上表の「計114,214人」と「⑥9,886人」を足しても「(1) I 124,049人」にならないのは、⑥の算出に当たり、(1) I で無回答だった地方公共団体の①～⑤の人数を除いているためである。

## (2)住民登録手続きの際の就学案内の実施状況①

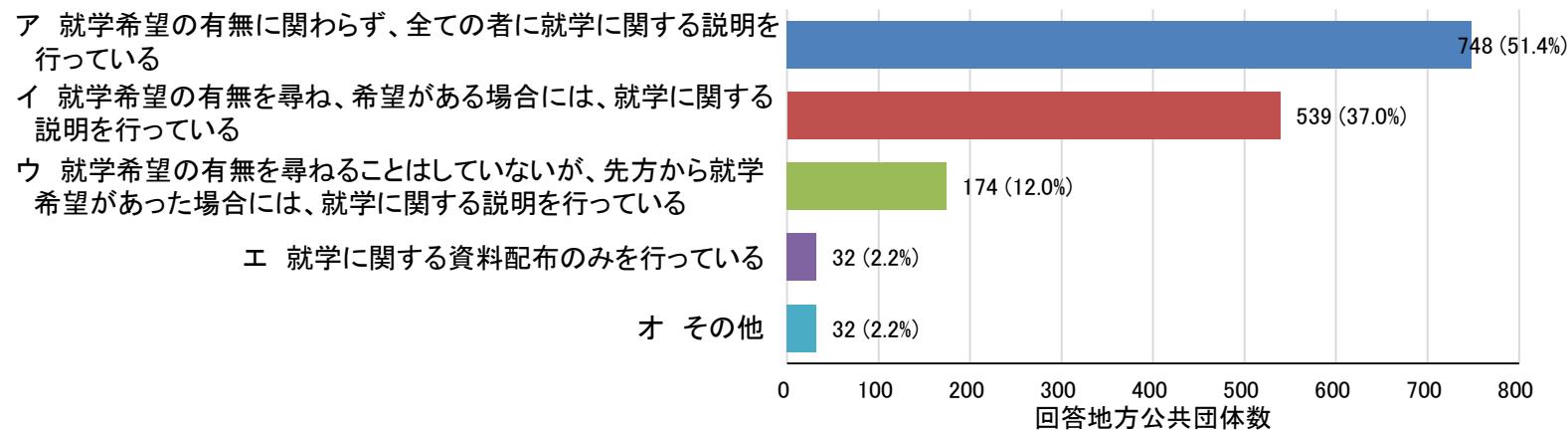
※ 外国人が住民登録に係る手続きを行う際、併せて就学案内を行う地方公共団体の状況



## (3)住民登録手続きの際の就学案内の実施状況②

(複数回答)

n=1,456((2)で「行っている」と回答)

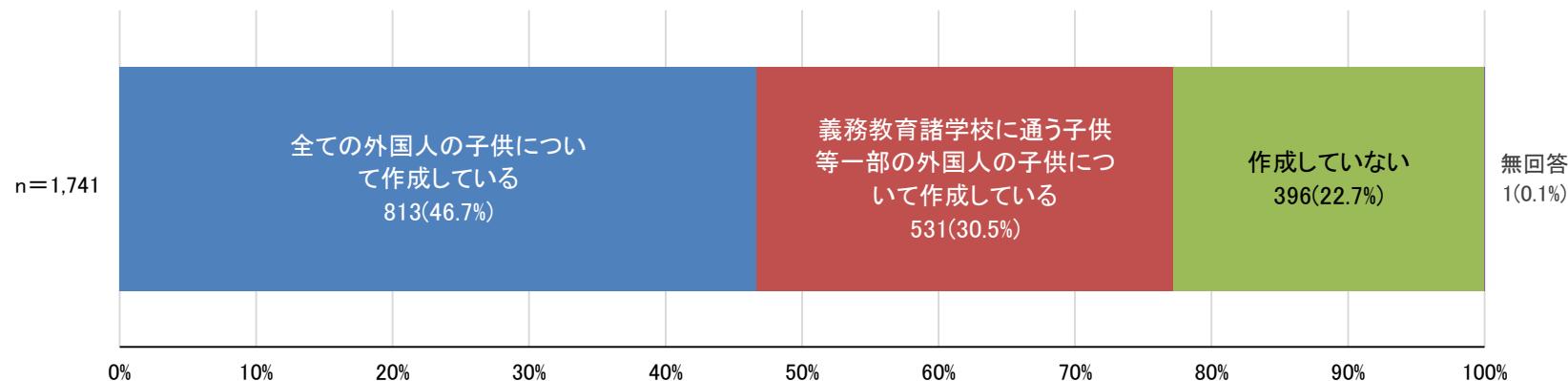


## (4)就学ガイドブック等、就学の案内に関する資料の備付け・配布の状況 ※就学案内の家庭送付を除く。

無回答  
1(0.1%)

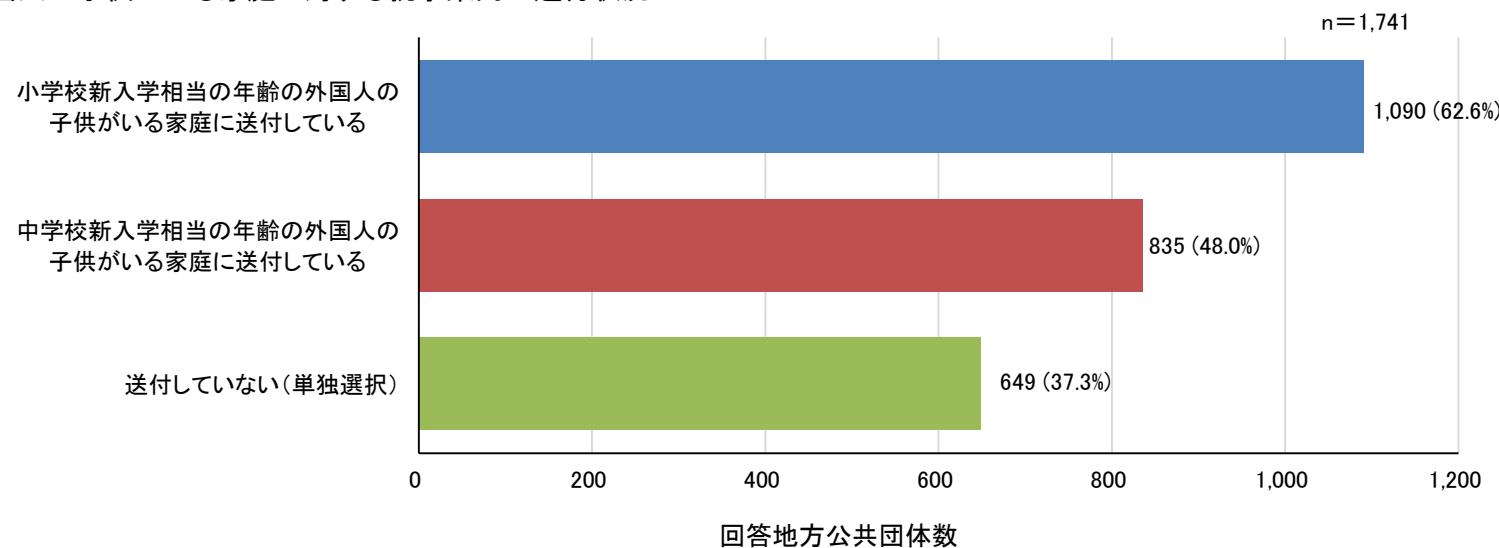


## (5)学齢相当の外国人の子供に係る学齢簿に準じるものを作成状況



## (6)就学案内の送付状況 (複数回答)

※ 外国人の子供がいる家庭に対する就学案内の送付状況



## (7)指導体制の整備状況

### ①教育委員会における、日本語指導が必要な外国人児童生徒等の受入れに係る指導体制の整備状況（複数回答）

n=1,741

	選択肢	回答数	構成比(%)
ア	一定域内で初期日本語・適応指導教室や日本語・教科統合指導などの取り出し授業を行うための「拠点校」を設置し、域内の日本語指導が必要な児童生徒が通級を行う	108	6.2
イ	一定域内で初期日本語・適応指導教室や日本語・教科統合指導などの取り出し授業を行うための「拠点校」を設置し、担当教員が拠点校での指導に加え、拠点校以外の学校へも巡回指導を行う	96	5.5
ウ	日本語指導の支援者や母語支援員等が域内の学校を巡回して指導・支援を行う ※(イ)のケースを除く	285	16.4
エ	学校に配置(複数校を巡回するものを除く)した外国人児童生徒等教育担当教員や日本語指導の支援者、母語支援員が指導・支援を行う ※(ア)(イ)のような「拠点校」方式によるものを除く	491	28.2
オ	外国人児童生徒等教育担当教員が配置されていない学校において、ICT等を活用した遠隔教育を実施している	7	0.4
カ	教育委員会等に、外国人児童生徒等教育の指導内容等の研究開発・提供、教員・支援員の配置・研修等についてのコーディネートを行うための組織を設置している	109	6.3
キ	特段の指導体制を整備していない(単独選択)	891	51.2
ク	その他	128	7.4

#### 「クその他」記載例:

市の教育センターに日本語教室を設置／市の「教育支援員」や「英語推進アドバイザー」が、児童生徒と保護者が文化について理解したり生活習慣を身に付けるための支援を実施／個別に対応／外部の日本語指導団体や国際交流協会と連携／教育委員会が独自に初期適応支援教室を設置／翻訳機能付きタブレット端末等の整備 等

### ②特段の指導体制を整備していない場合の理由（複数回答）

n=891(①でキを選択)

	選択肢	回答数	構成比(%)
ア	所管する学校に在籍する日本語指導が必要な外国人児童生徒等がいない又は少ない	825	92.6
イ	通常の学級において必要な支援ができている	66	7.4
ウ	どのような支援を行うべきか分からない	39	4.4
エ	人員や予算が不足している	132	14.8
オ	その他	25	2.8

#### 「オその他」記載例:

状況に応じ個別に指導／自費で日本語学校へ通っており日本語が理解できている／県による支援を活用している 等

# 教員勤務実態調査（平成28年度）集計【確定値】 ~勤務時間の時系列変化~

- 「教育政策に関する実証研究」の一環として、教員の勤務実態の実証分析を平成28～29年度の2か年で実施し、平成29年4月28日に速報値を公表。（調査期間：H28年10月～11月のうちの1週間。  
対象：小学校400校、中学校400校（確率比例抽出により抽出。）に勤務する教員。）
- 前回調査（平成18年度）と比較して、平日・土日ともに、いずれの職種でも勤務時間が増加。

## ● 教員の1日当たりの学内勤務時間（持ち帰り時間は含まない。）（時間：分）

平日	小学校			中学校		
	28年度	18年度	増減	28年度	18年度	増減
校長	10:37	10:11	+0:26	10:37	10:19	+0:18
副校長・教頭	12:12	11:23	+0:49	12:06	11:45	+0:21
教諭	11:15	10:32	+0:43	11:32	11:00	+0:32
土日	小学校			中学校		
	28年度	18年度	増減	28年度	18年度	増減
校長	1:29	0:42	+0:47	1:59	0:54	+1:05
副校長・教頭	1:49	1:05	+0:44	2:06	1:12	+0:54
教諭	1:07	0:18	+0:49	3:22	1:33	+1:49

※28年度調査の「教諭」については、主幹教諭・指導教諭を含む（主幹教諭、指導教諭は、平成20年4月より制度化されたため、18年度調査では存在しない。）。

※平成28年度の小学校教員のうち882人（12.5%）、中学校教員のうち719人（8.9%）が、土曜日・日曜日のいずれかが勤務日に該当している。

※18年度調査と同様に、1分未満の時間は切り捨てて表示。

## ● 教員の1週間当たりの学内勤務時間（持ち帰り時間は含まない。）（時間：分）

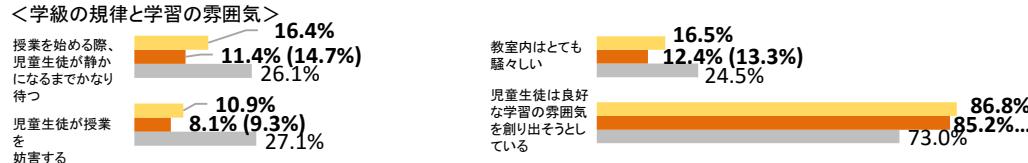
	小学校			中学校		
	28年度	18年度	増減	28年度	18年度	増減
校長	55:03	52:19	+2:44	56:00	53:23	+2:37
副校長・教頭	63:38	59:05	+4:33	63:40	61:09	+2:31
教諭	57:29	53:16	+4:13	63:20	58:06	+5:14

※28年度調査では、調査の平均回答時間（1週間につき小学校64分、中学校66分）を一律で差し引いている。

# 我が国の教員の現状と課題 - TALIS 2018結果より-

学級において規律が整っており、良好な学習の雰囲気がある。

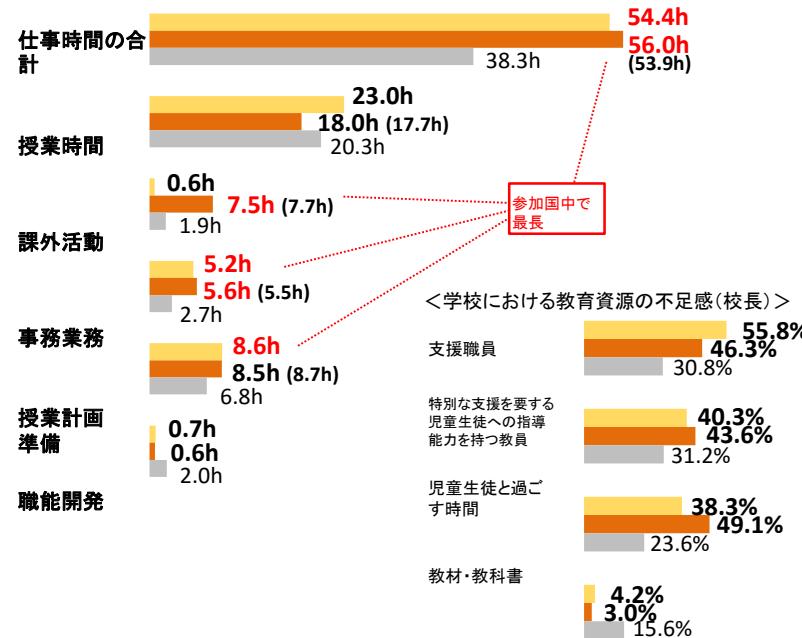
- 日本の小中学校教員の回答は、学級における規律や学習の雰囲気についてよい結果を示しており、中学校教員において、前回2013年調査と比べて一層よい結果となっている。



教員の仕事時間は参加国中で最も長く、人材不足感も大きい。

- 日本の小中学校教員の1週間当たりの仕事時間は最長。
- 前回2013年調査と同様に、中学校の課外活動(スポーツ・文化活動)の指導時間が特に長い。一方、日本の小中学校教員が職能開発活動に使った時間は、参加国中で最短。
- 質の高い指導を行う上で、支援職員の不足や、特別な支援を要する児童生徒への指導能力を持つ教員の不足を指摘する日本の小中学校校長が多い。一方、教材の不足については指摘が少ない。

<教員の1週間あたりの仕事時間>



## TALIS 2018

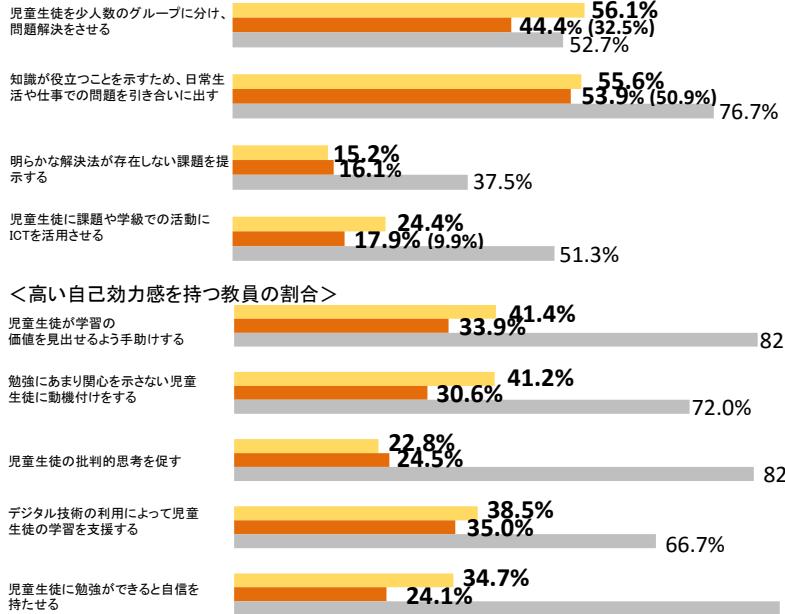
- OECD加盟国等48か国・地域が参加(初等教育は15か国・地域が参加)
- 日本では2018年2月～3月に小学校約200校及び中学校約200校の校長、教員に対して質問紙調査を実施



主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善やICT活用の取組等が十分でない。

- 主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善や探究的な学習に関わる指導実践について、頻繁に行う日本の中学校教員の割合は前回2013年調査と比べて増えているが依然として低い。
- 生徒にICTを活用させることについて、頻繁に行う日本の中学校教員の割合は前回2013年調査と比べて増えているが依然として低い。
- 児童生徒の自己肯定感や学習意欲を高めることに対して高い自己効力感を持つ日本の小中学校教員の割合は低い。

<各指導実践を頻繁に行っている教員の割合>



# 我が国の教員免許制度について

## 1. 免許状主義と開放制の原則

### 免許状主義

教員は、教育職員免許法により授与される各相当の免許状を有する者でなければならない（免許法第3条第1項）。

### 開放制の原則

我が国の教員養成は、一般大学と教員養成系大学とがそれぞれの特色を発揮しつつ行っている。

## 2. 免許状の種類

それぞれ学校種別（中学校・高等学校については教科別）

### ① 普通免許状 (有効期間10年)

専修免許状(修士課程修了程度)

一種免許状(大学卒業程度)

二種免許状(短大卒業程度)

### ② 特別免許状 (有効期間10年)

### ③ 臨時免許状 (有効期限3年)

○ 授与権者：都道府県教育委員会

○ 免許状の有効範囲

・普通免許状：全ての都道府県

・特別免許状  
・臨時免許状 } 授与を受けた  
 } 都道府県内

## 普通免許状

- ① 「大学における養成」が基本。

学士の学位等

+

教職課程の履修

( 教科に関する科目  
教職に関する科目 ) ⇒

教員免許状

- ② 現職教員の自主的な研鑽を促すため、一定の教職経験を積み、大学等で所要単位を修得した者に、上位免許状を授与する途を開いている。

## 特別免許状

免許状を有しない優れた知識経験を有する社会人を学校現場へ迎え入れるため、都道府県教育委員会が行う教育職員検定の合格により授与する「教諭」の免許状(学校種及び教科ごとに授与)

### ○ 授与要件

- ① 担当教科に関する専門的な知識経験や技能を有すること
- ② 社会的信望・教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を有すること

## 臨時免許状

普通免許状を有する者を採用できない場合に限り、例外的に授与する「助教諭」の免許状

### ○ 授与要件

都道府県教育委員会が行う教育職員検定の合格

※教育職員検定は、都道府県教育委員会が受験者の人物、学力、実務、身体について行うこととされており、具体的な授与基準等の細則は、都道府県ごとに定められている。

## 3. 免許状主義の例外

### ① 特別非常勤講師

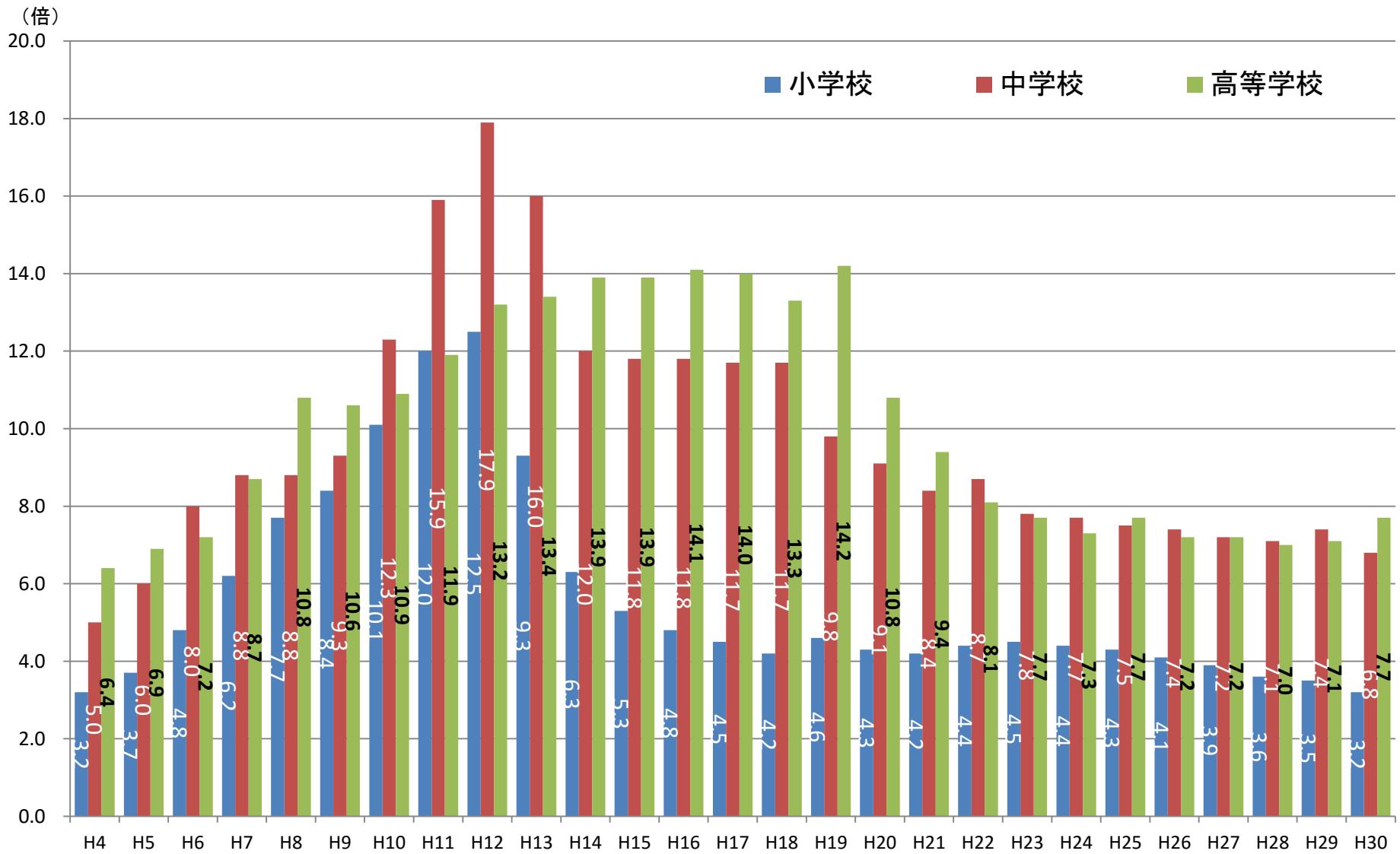
多様な専門的知識・経験を有する人を教科の学習に迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応や活性化を図ることを目的とした制度。教員免許状を有しない非常勤講師が、教科の領域の一部を担任することが可能(任命・雇用する者が、あらかじめ都道府県教育委員会に届出をすることが必要)。

### ② 免許外教科担任制度

中学校、高等学校、中等教育学校の前期課程・後期課程、特別支援学校の中學部・高等部において、相当の免許状を所有する者を教科担任として採用することができない場合に、校内の他の教科の教員免許状を所有する教諭等(講師は不可)が、1年に限り、免許外の教科の担任をすることが可能

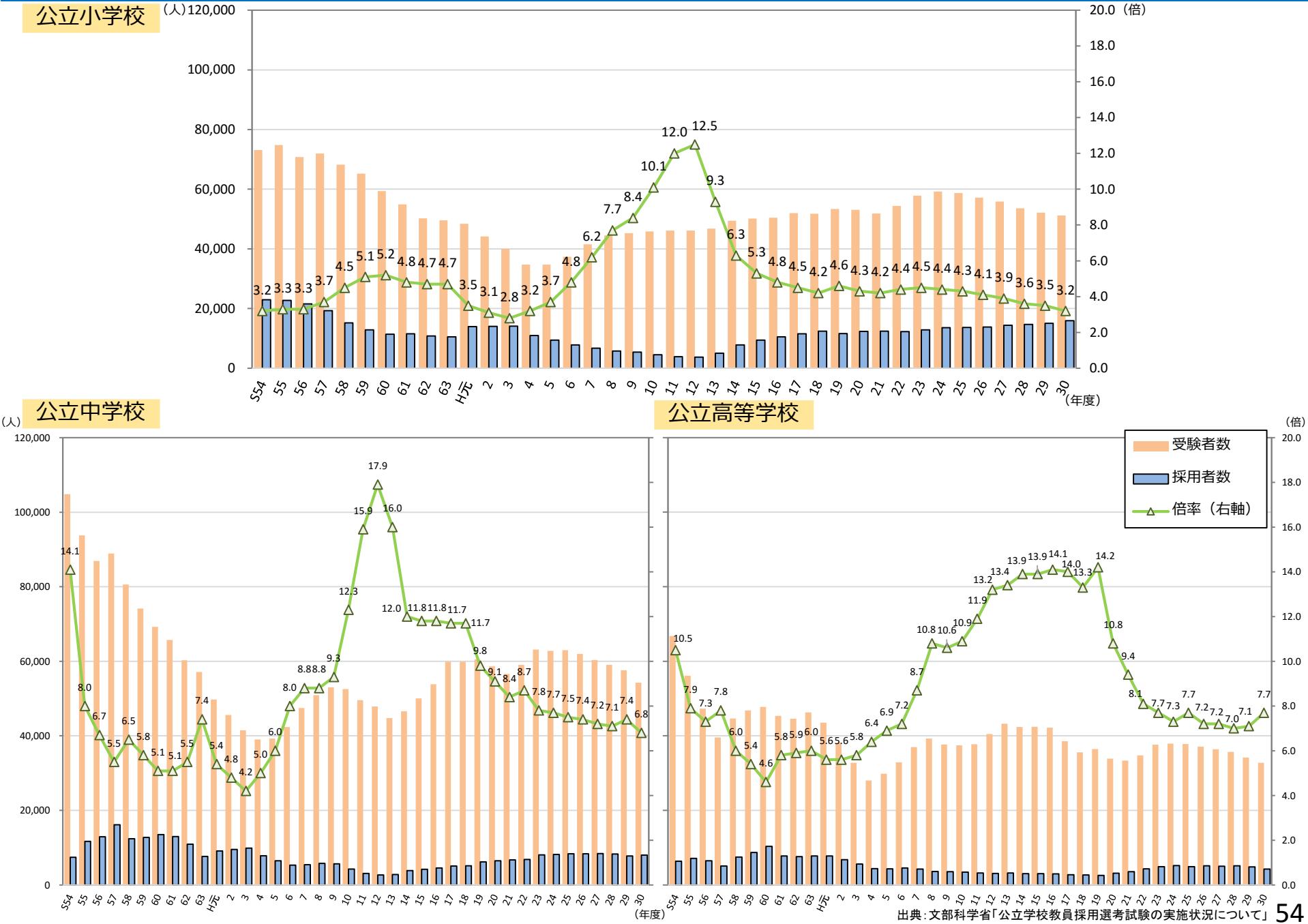
(校長及び教諭等が、都道府県教育委員会に申請し、許可を得ることが必要)。

# 公立学校教員採用選考試験の倍率の推移

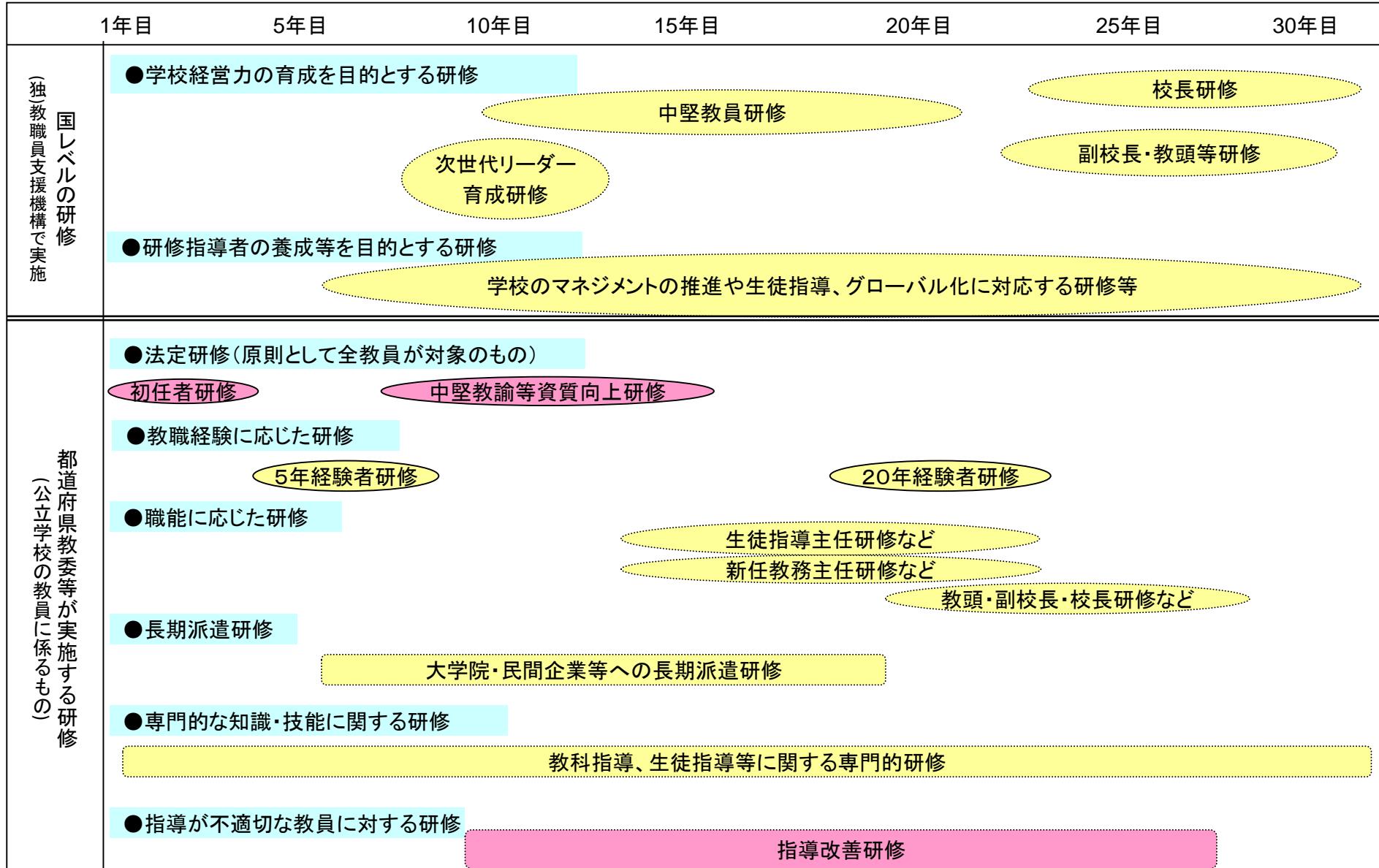


出典:文部科学省「公立学校教員採用選考試験の実施状況について」

# 公立学校教員採用選考試験の受験者数・採用者数・採用倍率の推移



# 教員研修の実施体系



# 新時代の学びを支える先端技術のフル活用に向けて ～柴山・学びの革新プラン、新時代の学びを支える先端技術活用推進方策～

- 昨年11月に公表した「柴山・学びの革新プラン」を踏まえ、先端技術の活用方策の具体化の検討を実施。教育再生実行会議の議論も踏まえつつ、令和元年6月25日に「新時代の学びを支える先端技術活用推進方策」の最終まとめを公表。
- ICTを基盤とした先端技術は、教師の活動を置き換えるものではなく、「子供の力を最大限引き出す」ために教師の役割や子供達の学習を支援・強化していくものである。そのために、①遠隔教育をはじめICTを基盤とした先端技術の効果的な活用の在り方と教育ビッグデータの効果的な活用の在り方、②基盤となるICT環境の整備を強力に推進。

## ～柴山・学びの革新プラン～ (H30.11.22)

1. 遠隔教育の推進による先進的な教育の実現
2. 先端技術の導入による教師の授業支援
3. 先端技術の活用のための環境整備



## 教育再生実行会議 第十一次提言 (令和元年5月17日)

- 新たな学びとそれに対応した教材の充実(全ての小・中・高等学校・特別支援学校等で遠隔教育を活用できるよう推進、スタディ・ログ等を活用した個別最適化された学びの実現に向けた実証研究の推進等)
- 新たな学びの基盤となる環境整備(地財措置が講じられている学校のICT環境整備について、地方公共団体間で差が生じている要因分析と必要な対応、ICT機器等を費用を低減して調達するためのガイドブックの作成、クラウドサービスの普及を見据えた教育用ネットワーク環境の在り方の検討等)

## 新時代の学びを支える先端技術活用推進方策（最終まとめ）(令和元年6月25日)

### ① 先端技術の効果的な活用

- ✓ 学習指導要領の求める資質・能力を育成、深化し、子供の力を最大限引き出す効果的な活用の在り方が必要
- 先端技術の効果的な活用のための基本的考え方を提示

今後、基本的考え方の実証・精緻化を進め、  
「学校現場における先端技術利活用ガイドライン」を策定

### ② 教育ビッグデータの効果的な活用

- ✓ ICTを基盤とした先端技術を活用することで得られる教育ビッグデータの効果的な収集・蓄積・分析が必要
- ✓ 教育ビッグデータの利活用の在り方の検討が必要
- 教育ビッグデータの現状・課題と可能性を整理

今後、教育データの標準化と学習履歴（スタディ・ログ）等の利活用の具体的な在り方の検討

### ③ 基盤となるICT環境の整備

- ✓ 学校のICT環境は、文房具と同様に教育現場において必要不可欠
  - ✓ 一方、学校のICT環境が脆弱であること、地域間格差があることは危機的な状況
- 世界最先端のICT環境の実現に向け、以下【1】～【4】の取組を推進

#### 【1】SINETの初等中等教育への開放

- 初等中等教育の様々な局面で全国的なネットワーク活用を進め、自治体等による学校ICT環境整備全般を促進
- 初等中等教育と高等教育との交流・連携ネットワーク基盤として機能

#### 【2】クラウド活用の積極的推進

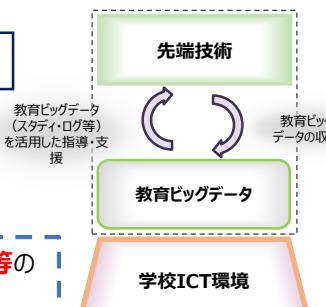
- 技術の進展を踏まえ、クラウドを活用した安全・安価・柔軟な環境整備の促進に向けて、「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の改訂

#### 【3】安価な環境整備に向けた具体的モデルの提示

- 安価な環境整備のモデル例を示すとともに、今後、自治体にわかりやすい調達仕様書例を提供
- 関係業界に、安価な端末の大量供給について協力を要請

#### 【4】関係者の意識の共有と専門性をもつた人材の育成・確保のための取組の推進

- ICT環境の整備状況、ICT利活用状況等も含めた更なる「見える化」
- ICT活用教育アドバイザーや外部人材の活用、ICT活用に関する指導者の養成研修の充実等

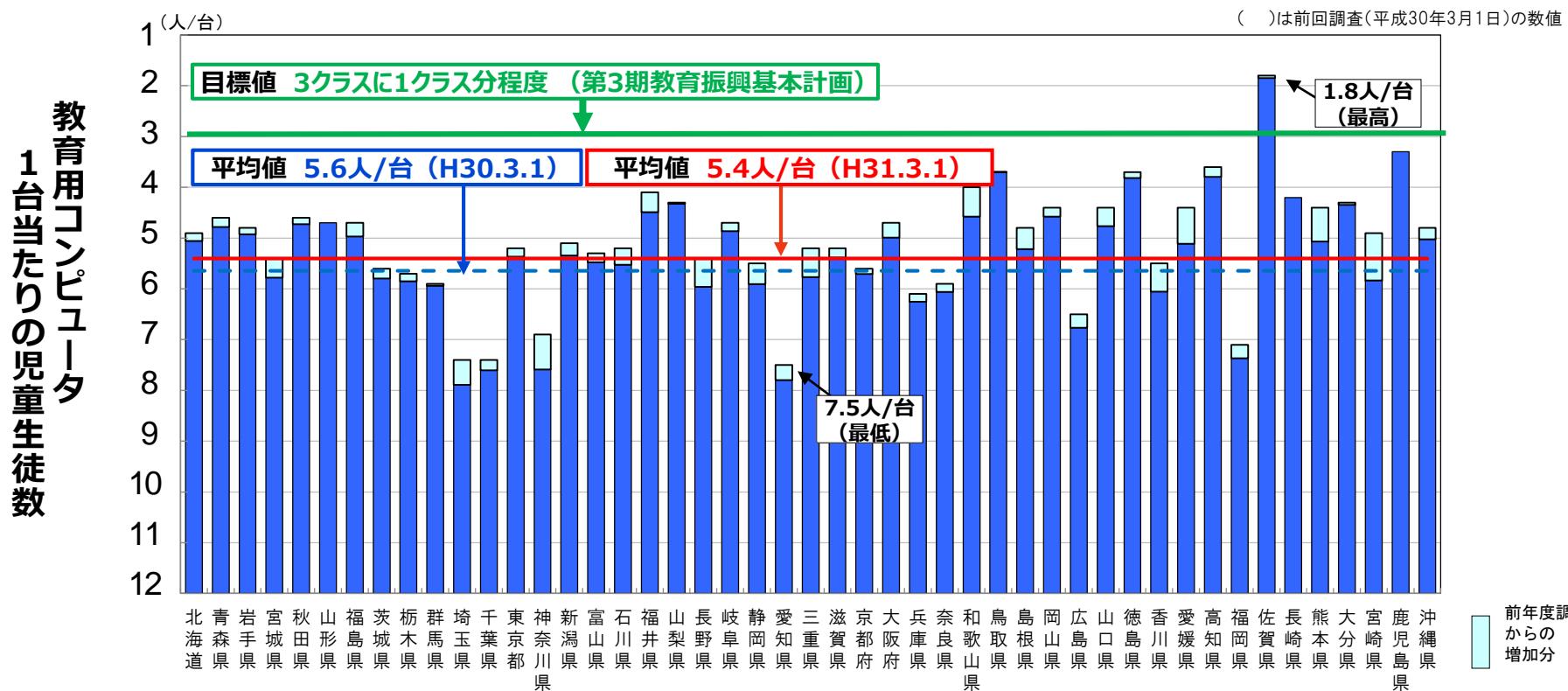


# 学校のICT環境整備の現状（平成31(2019)年3月）

2018～2022年度の目標

H31年3月1日現在

①教育用コンピュータ1台当たりの児童生徒数	<u>5.4人/台</u>	(5.6人/台)	(目標：3クラスに1クラス分程度)
②普通教室の無線LAN整備率	<u>40.7%</u>	(34.5%)	(目標：100%)
普通教室の校内LAN整備率	<u>89.6%</u>	(90.2%)	(目標：100%)
③インターネット接続率（30Mbps以上）	<u>93.4%</u>	(91.8%)	(目標：100%)
インターネット接続率（100Mbps以上）	<u>69.1%</u>	(63.2%)	
④普通教室の大型提示装置整備率	<u>51.2%</u>		(目標：100% (1学級当たり1台))



ホームページでは全市町村別の状況を公開

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/zyouhou/detail/1420641.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1420641.htm)

(出典：学校における教育の情報化の実態等に関する調査(速報値) (平成31年3月現在))

# 学校のICT環境整備に係る地方財政措置

## 教育のICT化に向けた環境整備5か年計画（2018～2022年度）

新学習指導要領においては、情報活用能力が、言語能力、問題発見・解決能力等と同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置付けられ、「各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図る」ことが明記されるとともに、小学校においては、プログラミング教育が必修化されるなど、今後の学習活動において、積極的にICTを活用することが想定されています。

このため、文部科学省では、新学習指導要領の実施を見据え「2018年度以降の学校におけるICT環境の整備方針」を取りまとめるとともに、当該整備方針を踏まえ「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画（2018～2022年度）」を策定しました。また、このために必要な経費については、**2018～2022年度まで単年度1,805億円の地方財政措置を講じること**とされています。

### 目標としている水準と財政措置額

- 学習者用コンピュータ **3クラスに1クラス分程度整備**
- 指導者用コンピュータ **授業を担任する教師1人1台**
- 大型提示装置・实物投影機 **100%整備**

各普通教室 **1台**、特別教室用として**6台**

(实物投影機は、整備実態を踏まえ、小学校及び特別支援学校に整備)

- 超高速インターネット及び無線LAN **100%整備**
- 統合型校務支援システム **100%整備**
- ICT支援員 **4校に1人配置**

● 上記のほか、学習用ツール<sup>(※)</sup>、予備用学習者用コンピュータ、充電保管庫、学習用サーバ、校務用サーバー、校務用コンピュータやセキュリティに関するソフトウェアについても整備

(※) ワープロソフトや表計算ソフト、プレゼンテーションソフトなどをはじめとする各教科等の学習活動に共通で必要なソフトウェア

・1日1コマ分程度、児童生徒が1人1台環境で学習できる環境の実現



### 標準的な1校当たりの財政措置額

#### 都道府県

高等学校費 **434** 万円 (生徒642人程度)

特別支援学校費 **573** 万円 (35学級)

#### 市町村

小学校費 **622** 万円 (18学級)

中学校費 **595** 万円 (15学級)

※上記は平成30年度基準財政需要額算定における標準的な所要額（単年度）を試算したものです。各自治体における実際の算定に当たっては、様々な補正があります。

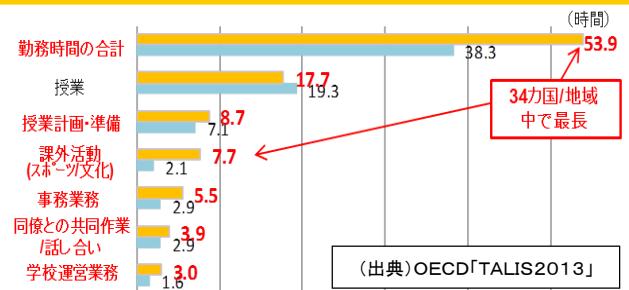
# チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について(答申) 概要

学校において子供が成長していく上で、教員に加えて、多様な価値観や経験を持った大人と接したり、議論したりすることで、より厚みのある経験を積むことができ、本当の意味での「生きる力」を定着させることにつながる。そのために、「チームとしての学校」が求められている。

## 1. 「チームとしての学校」が求められる背景

### (1) 新しい時代に求められる資質・能力を育む教育課程を実現するための体制整備

- 新しい時代に求められる資質・能力を子供たちに育むためには、「社会に開かれた教育課程」を実現することが必要。
- そのためには、「アクティブ・ラーニング」の視点を踏まえた指導方法の不斷の見直しによる授業改善や「カリキュラム・マネジメント」を通した組織運営の改善のための組織体制の整備が必要。



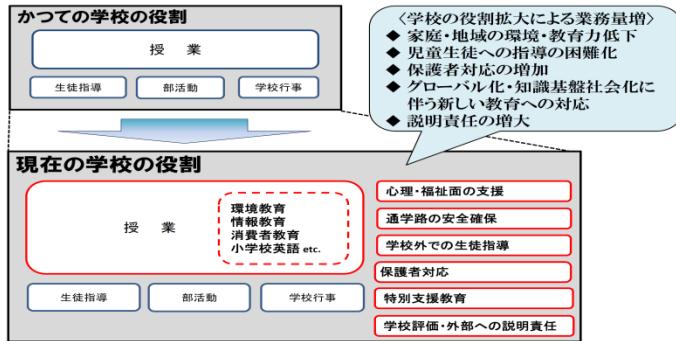
### (3) 子供と向き合う時間の確保等のための体制整備

- 我が国の教員は、学習指導、生徒指導、部活動等、幅広い業務を担い、子供たちの状況を総合的に把握して指導している。
- 我が国の学校は、欧米諸国と比較して、教員以外の専門スタッフの配置が少ない。
- 我が国の教員は、国際的に見て、勤務時間が長い。



### (2) 複雑化・多様化した課題を解決するための体制整備

- いじめ・不登校などの生徒指導上の課題や特別支援教育の充実への対応など、学校の抱える課題が複雑化・多様化。
- 貧困問題への対応など、学校に求められる役割が拡大。
- 課題の複雑化・多様化に伴い、心理や福祉等の専門性が求められている。



## 2. 「チームとしての学校」の在り方



### (1) 「チームとしての学校」を実現するための3つの視点

「専門性に基づくチーム体制の構築」、「学校のマネジメント機能の強化」、「教員一人一人が力を発揮できる環境の整備」の3つの視点に沿って検討を行い、学校のマネジメントモデルの転換を図っていくことが必要である。

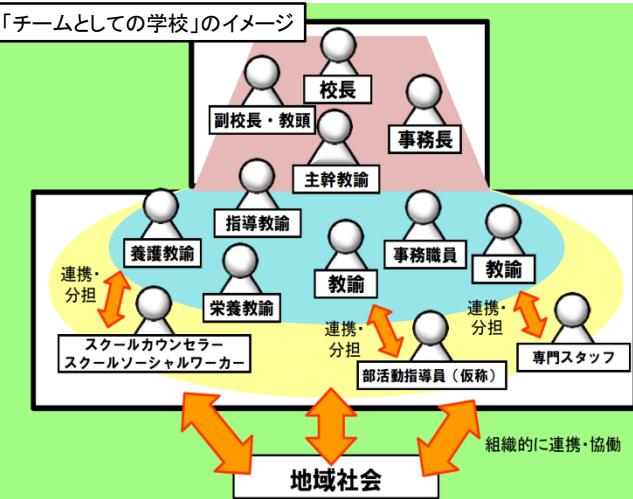
### (2) 「チームとしての学校」と家庭、地域、関係機関との関係

学校と家庭、地域との連携・協働によって、共に子供の成長を支えていく体制を作ることで、学校や教員が教育活動に重点を置いて取り組むことができるようする事が重要である。また、学校と警察や児童相談所等との連携・協働により、生徒指導や子供の健康・安全等に組織的に取り組んでいく必要がある。

### (3) 国立学校や私立学校における「チームとしての学校」

国立学校、私立学校については、その位置付けや校種の違いなどに配慮して、各学校の取組に対する必要な支援を行うことが重要である。

### 3. 「チームとしての学校」を実現するための具体的な改善方策



#### (1) 専門性に基づくチーム体制の構築

教員が、学校や子供たちの実態を踏まえ、学習指導や生徒指導等に取り組むことができるようにするため、指導体制の充実を行う。加えて、心理や福祉等の専門スタッフについて、学校の職員として法令に位置付け、職務内容等を明確化すること等により、質の確保と配置の充実を進める。

##### ①教職員の指導体制の充実

- アクティブラーニングの視点からの授業改善やいじめ、特別支援教育、帰国・外国人児童生徒等の増加、子供の貧困等に対応した必要な教職員定数の拡充
- 指導教諭の配置促進等による指導体制の充実

##### ③地域との連携体制の整備

- 地域との連携を推進するため、地域連携担当教職員(仮称)を法令上明確化

##### ②教員以外の専門スタッフの参画

- 心理や福祉に関する専門スタッフの学校における位置付けを明確にし、配置充実につなげるため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを法令に位置付け
- 学校図書館の利活用の促進のため、学校司書の配置を充実
- 教員に加え、部活動の指導、顧問、単独での引率等を行うことができる職員として、部活動指導員(仮称)を法令に位置付け
- 医療的ケアが必要な児童生徒の増加に対応するため、医療的ケアを行う看護師等の配置を促進

#### (2) 学校のマネジメント機能の強化

専門性に基づく「チームとしての学校」を機能させるため、優秀な管理職を確保するための取組や、主幹教諭の配置促進、事務機能の強化などにより、校長のリーダーシップ機能を強化し、これまで以上に学校のマネジメント体制を強化する。

##### ①管理職の適材確保

- 教職大学院等への派遣や、主幹教諭等を経験させることによる、管理職の計画的な養成
- マネジメント能力を身に付けさせるための管理職研修を充実させるためのプログラムの開発

##### ②主幹教諭制度の充実

- 管理職の補佐体制の充実のため、加配措置の拡充による主幹教諭の配置の促進
- 主幹教諭の活用方策等の全国的な展開のため、具体的な取り組み事例に基づく実践的な研修プログラムを開発

##### ③事務体制の強化

- 事務職員について、管理職を補佐して学校運営に関わる職として、学校教育法上の職務規定を見直し
- 学校の事務機能強化を推進するため、事務の共同実施組織について、法令上明確化

#### (3) 教員一人一人が力を発揮できる環境の整備

教職員がそれぞれの力を発揮し、伸ばしていくことができるようになるため、人材育成の充実や業務改善等の取組を進める。

##### ①人材育成の推進

- 教職員の意欲を引き出すため、人事評価の結果を任用・給与などの待遇や研修に適切に反映
- 教職員間や専門スタッフとの協働を促進するため、文部科学大臣優秀教職員表彰において、学校単位等の取組を表彰

##### ②業務環境の改善

- 「学校現場における業務改善のためのガイドライン」等を活用した研修を実施
- 教職員が健康を維持して教育に携わることができるよう、ストレスチェック制度の活用など、教職員のメンタルヘルス対策を推進

##### ③教育委員会等による学校への支援の充実

- 学校の指導方法の改善等を支援するため、小規模市町村において、専門的な指導・助言を行う指導主事の配置を充実
- 弁護士等による、不当な要望等への「問題解決支援チーム」を教育委員会が設置することへの支援

## 学校に置かれる専門スタッフ

職名	職務内容等	資格	配置状況等	財政措置(国)
スクールカウンセラー	心理に関する高度な専門的知見を有する者として、児童生徒、保護者、教職員に対してカウンセリング、情報収集・見立て、助言・援助等を実施	臨床心理士 精神科医 等	8,782人（H29） (※補助金等対象者)	予算補助 (1／3等)
スクールソーシャルワーカー	福祉の専門性を有する者として、児童生徒のニーズの把握及び関係機関との連携を通じた支援、保護者への支援、学校への働き掛け、自治体の体制整備への働き掛けを実施	社会福祉士 精神保健福祉士等	2,041人（H29） (※補助金対象者)	予算補助 (1／3等)
医療的ケアを行う看護師等	特別支援学校等において、たんの吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理等を実施	看護師、准看護師、保健師、助産師	1,272人(H28) (※補助金対象者)	予算補助 (1／3)
特別支援教育支援員	食事、排泄、教室移動の補助等、学校における日常生活の介助や学習支援等を実施	なし	59,714人(H29.5.1時点)	地方交付税措置
言語聴覚士(ST)、作業療法士(OT)、理学療法士(PT)、等の外部専門家	特別支援学校等において、医学・心理学等の視点による専門的な知識・技術を用いて、指導の改善や校内研修を実施	言語聴覚士 作業療法士 理学療法士 等	700人(H28) (※補助金対象者)	予算補助 (1／3)
就労支援コーディネーター	特別支援学校高等部及び高等学校において、ハローワーク等と連携し、就労支援を実施	なし	全国38地域において、計58人を配置(H28)	委託事業を実施
ICT支援員	教員のICT活用(授業、校務等)を支援	なし	2,542人(H29.3月時点)	地方交付税措置
学校司書	学校図書館の日常の運営、管理、教育活動等の支援	なし	22,262人(H28.4.1時点)	地方交付税措置
外部指導者(部活動)	部活動における技術指導	なし	41,075人(H29.6-8時点) ※運動部活動の外部指導者数 (中体連・高体連調査)	なし
外国語指導助手(A.L.T.)	小学校の外国語活動や中・高等学校の外国語の授業等の補助	なし	5,044人 ※JETのみ(H30.7.1時点)	地方交付税措置 (JET)
サポートスタッフ	補充学習や発展的な学習など、主として学力向上を目的とした学校教育活動のサポート	なし	7,700人(H30) (※予算積算上人数)	予算補助 (1／3)
	スクール・サポート・スタッフ	なし	3,000人(H30) ※	予算補助 (1／3)
	中学校における部活動指導員	なし	4,500人(H30) ※	予算補助 (1／3)

# 学校に置かれる教諭以外の主な職について

## 副校長

職務内容: 校長を助け、校長から命を受けて校務をつかさどる。(学校教育法第37条第5項等)

【設置人数: 3, 826名】

## 教頭

職務内容: 校長を助け、校務を整理し、及び必要に応じ児童の教育をつかさどる。(学校教育法第37条第7項等)

【設置人数: 33, 102名】

## 主幹教諭

職務内容: 校長、副校長及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童の教育等をつかさどる。  
(学校教育法第37条第9項等)

【設置人数: 21, 603名】

## 指導教諭

職務内容: 児童の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。(学校教育法第37条第10項等)

【設置人数: 2, 545名】

## 養護教諭

職務内容: 児童の養護をつかさどる。(学校教育法第37条第12項等)

【設置人数: 35, 178名】

## 栄養教諭

職務内容: 児童の栄養の指導及び管理をつかさどる。(学校教育法第37条第13項等)

【設置人数: 6, 331名】

## 事務職員

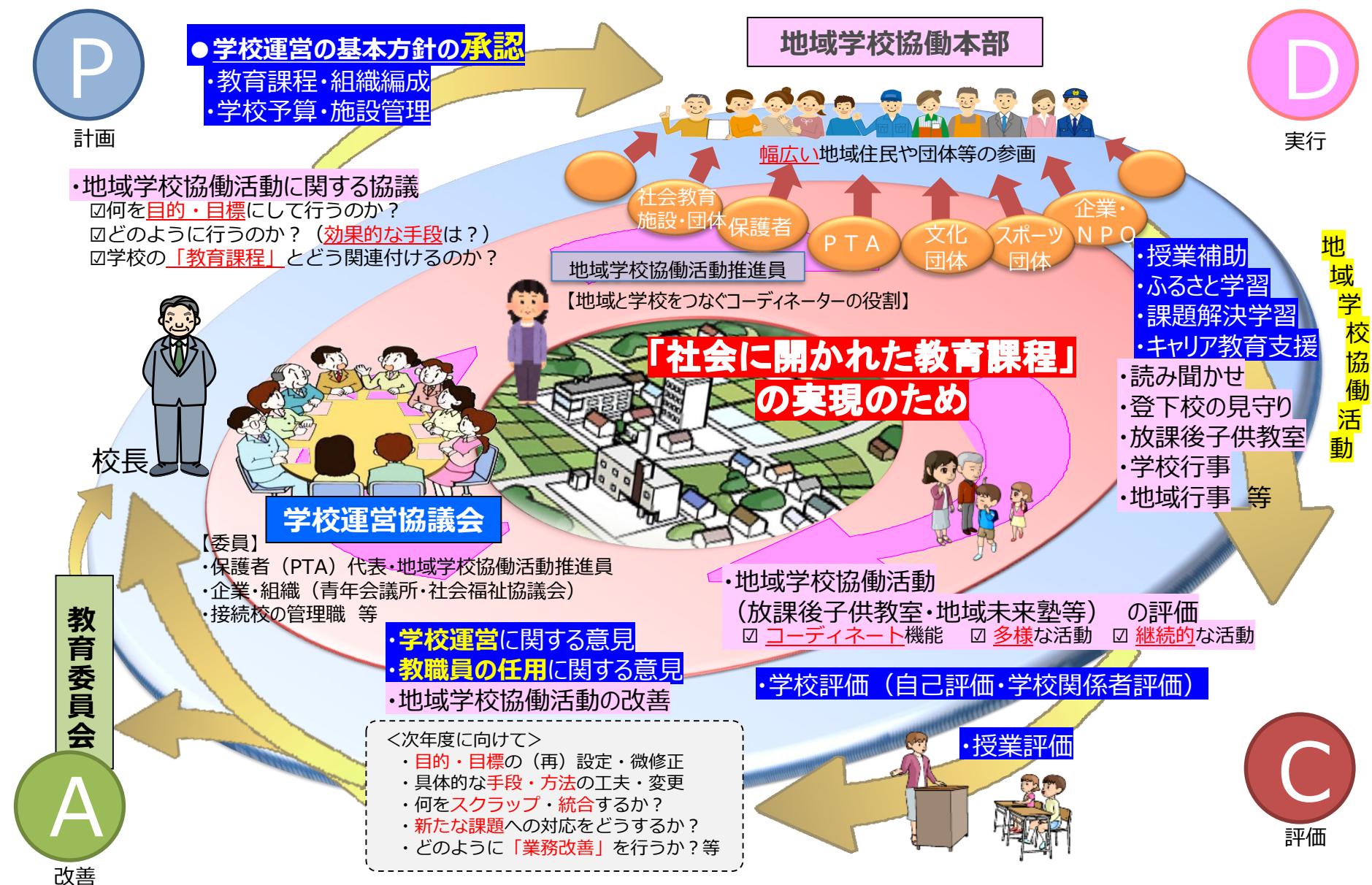
職務内容: 事務をつかさどる。(学校教育法第37条第14項等)

【設置人数: 54, 975名】

※人数はいずれも、公立学校（小学校、中学校、高等学校、義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校）における数値。

(出典)学校基本調査(平成30年度)

# 「社会に開かれた教育課程」の実現のためのコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進



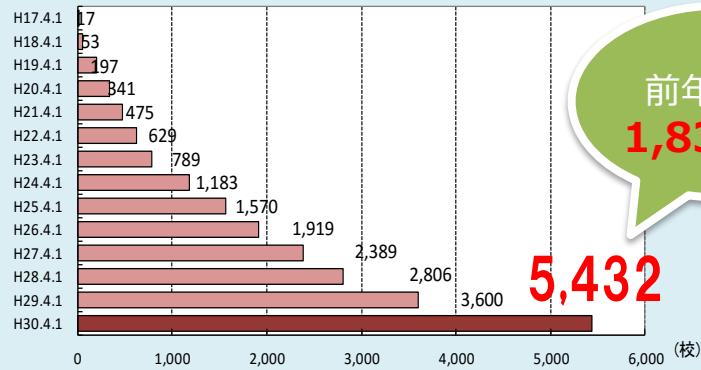
# コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入状況【学校数】

## 学校運営協議会を設置している学校数

46都道府県内 **5,432校** (平成30年4月1日現在)

(幼稚園147、小学校3,265、中学校1,492、義務教育学校39、中等教育学校1、高等学校382、特別支援学校106)

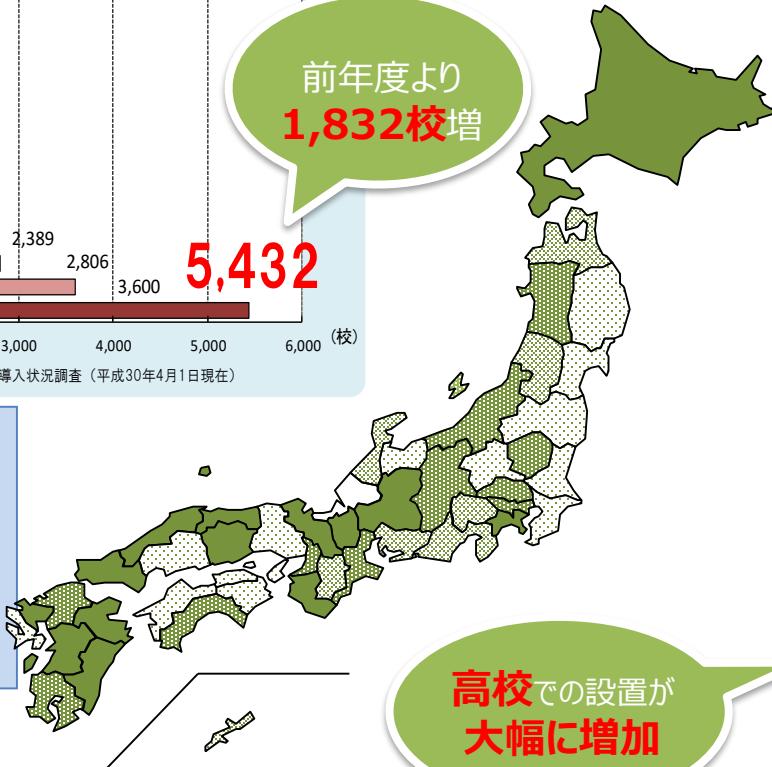
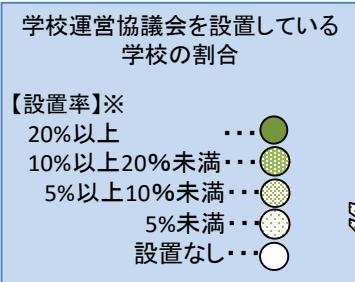
全国の学校のうち、**14.7%**がコミュニティ・スクールを導入



前年度より  
**1,832校**増

**5,432**

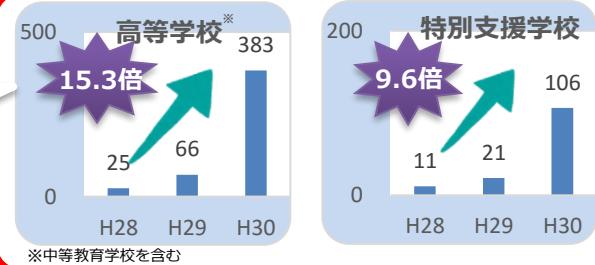
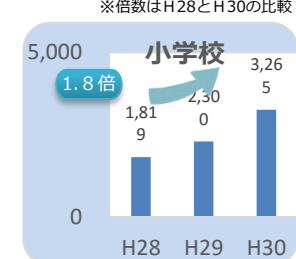
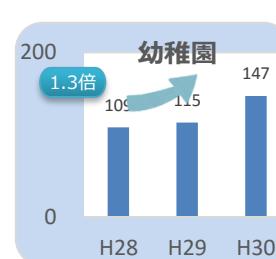
(出典)文部科学省コミュニティ・スクール導入状況調査(平成30年4月1日現在)



※沖縄県は地図を拡大しています。

※母数は平成30年4月1日調査で、各教育委員会から報告があった学校数。

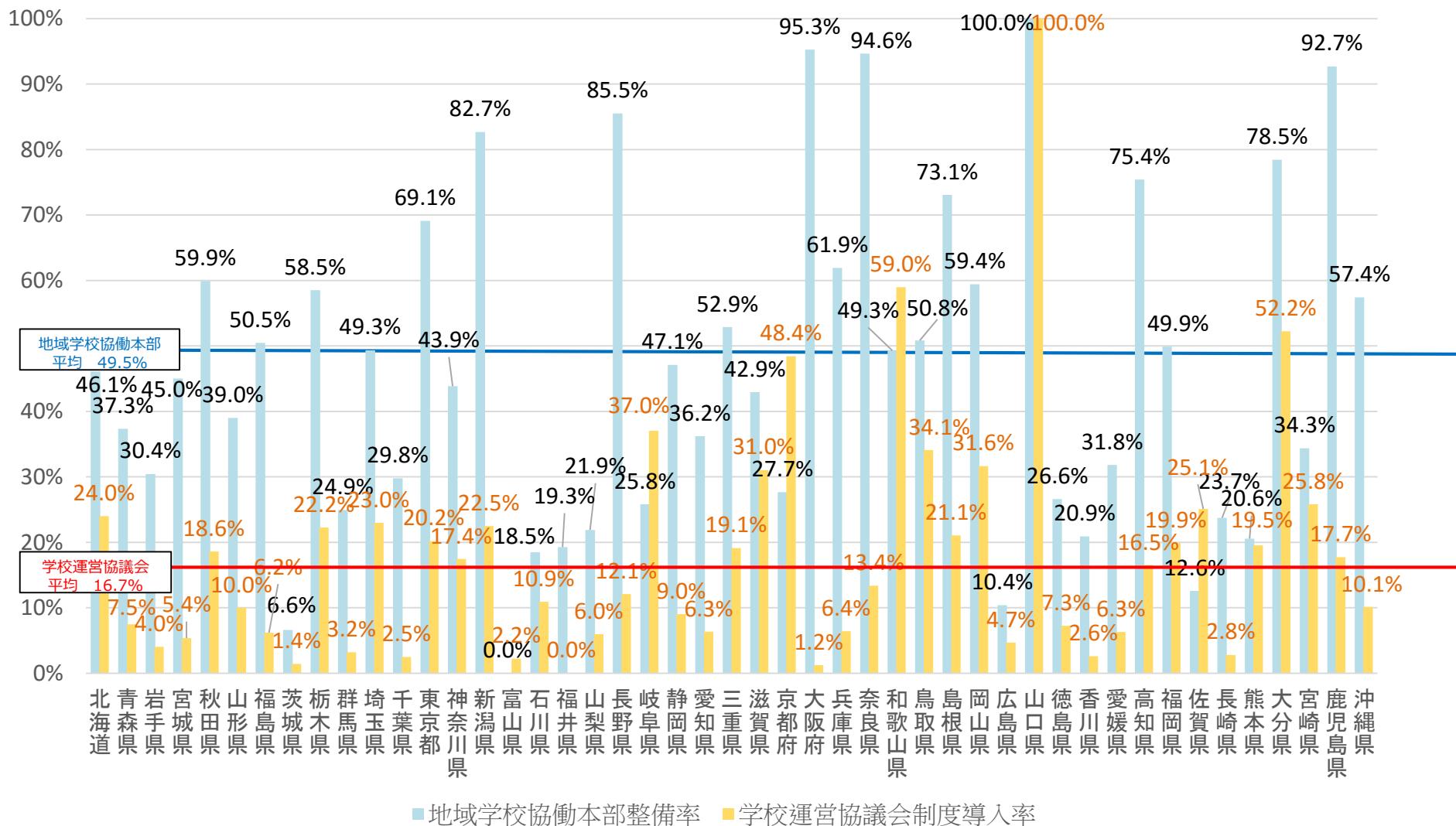
## ◆校種別の設置状況（3年経過）



高校での設置が  
大幅に増加

## 地域学校協働本部整備率と学校運営協議会制度の導入率（都道府県別）

地域学校協働本部が整備されている公立小・中・義務教育学校数：14,194校（小学校：9,874校、中学校：4,284校、義務教育学校：36校）  
 学校運営協議会制度を導入している公立小・中・義務教育学校数：4,796校（小学校：3,265校、中学校：1,492校、義務教育学校：39校）  
 （全国の地域学校協働本部数：8,567本部）

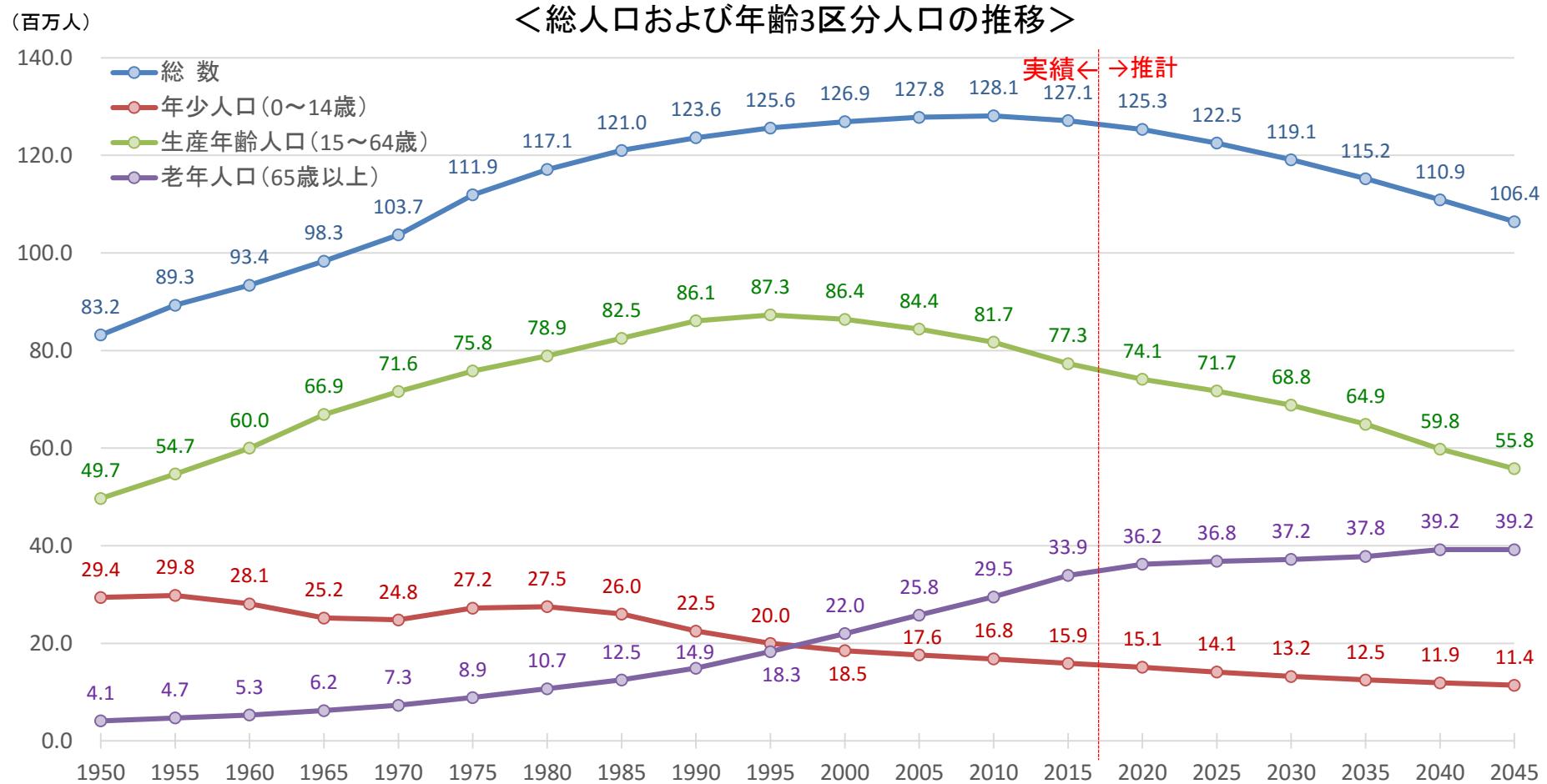


文部科学省・国立教育政策研究所社会教育実践研究センター調査  
 (平成30年5月時点)による。国庫補助対象外の取組を含む。

文部科学省コミュニティ・スクール導入状況調査（平成30年4月時点）による。

# 人口推移の予測

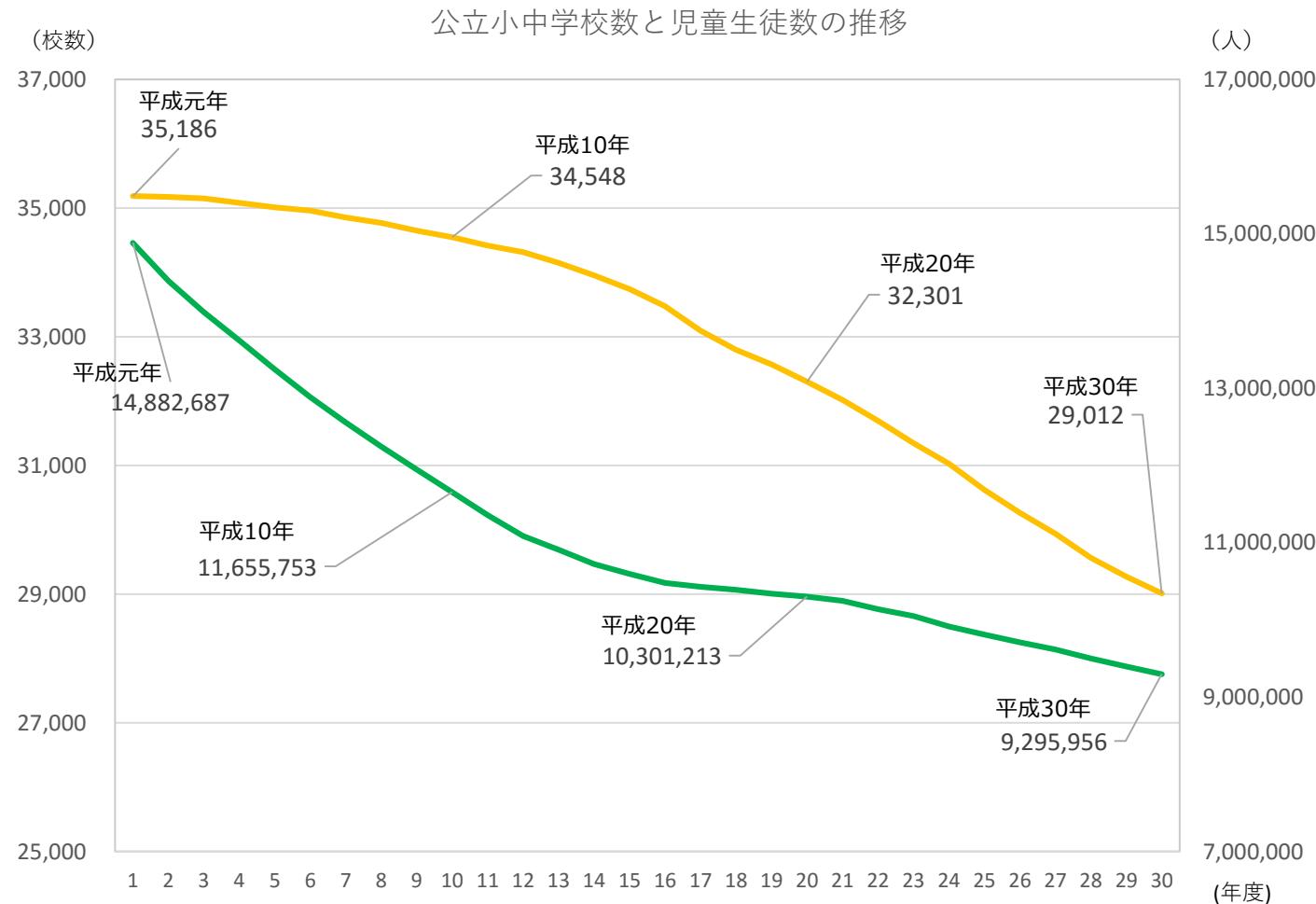
- 総人口は2008年をピークに減少を始め、2040年には1億1,000万人程度となる。生産年齢人口の減少も加速し、2040年には毎年100万人程度の減少が見込まれる。



出典：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)」(出生中位(死亡中位))  
※1950-1970年は沖縄県を含まない。実績は年齢不詳を按分した人口による。

# 公立小中学校数と児童生徒数の推移（H 1～H 30）

- 過去10年間で公立小中学校の学校数は10.2% (3,289校)減少。
- 過去10年間で公立小中学校の児童生徒数は9.8% (1,005,257人)減少。
- 1市町村に1小学校1中学校等という市町村は232 (13.3%)ある。



# 平成30年度 学校規模の適正化及び少子化に対応した学校教育の充実策に関する実態調査(概要)

調査対象／調査時点:全市区町村／平成30年8月1日、全都道府県／平成30年10月22日

※各自治体からの回答のうち主たるもの

## 主なポイント

### 都道府県調査

#### ■ 域内の市区町村における小中学校の規模適正化に関する現状認識

- ・すべての市区町村において検討課題 4%
- ・半分以上の市区町村において検討課題 77%
- ・一部の市区町村において検討課題 19%

#### ■ 市区町村の学校規模適正化の取組への支援

- 積極的に支援している 11% / 要請に応じて支援している 79%
- (内容)・激変緩和のための学習面・生活面の支援の観点から的人事面での措置 52%  
・統合校の教職員定数減の緩和措置 52% 等

#### ■ 市区町村の小規模校のメリットを生かし、デメリットを最小化するための取組への積極的な支援

- 行っている 85%  
(内容)・免許外を解消する等、小規模校の教職員配置の充実 83% 等

#### ■ 学校規模の適正化等について国からの支援の要望

- ・教職員定数の加配措置による支援 98%
- ・施設整備への補助 85%
- ・スクールバス導入費用への補助 81%
- ・統合が困難な小規模校等への支援の充実 64% 等

### 市区町村調査

#### ■ 学校規模の適正化を図る上で課題や懸念

- ・保護者や地域住民との合意形成 90%
- ・地域コミュニティの維持 62%
- ・地理的要因、交通事情 60% 等 ※「よく当てはまる」と回答した割合

#### ■ 学校規模の適正化等について国からの支援の要望

- ・教職員定数の加配措置による支援 82%
- ・施設整備への補助 77%
- ・スクールバス導入費用への補助 59% 等

#### ■ 学校規模の適正化について都道府県からの支援の要望

- ・校舎の新增築・改修事業への補助 73%
- ・事務量・調整業務増に対する人事面での措置 61%
- ・スクールバス・ポートへの補助 58%
- ・統合校の教職員定数減の緩和措置 57%
- ・通学対策事業への補助 55%
- ・学習・生活面の支援に係る人事面での措置 55% 等

#### ■ 小規模校のメリットを生かし、デメリットを最小化するための都道府県からの支援の要望

- ・免許外指導を解消する等、小規模校の教職員配置の充実 75% 等

#### ■ 小規模校のメリットを最大化させる取組

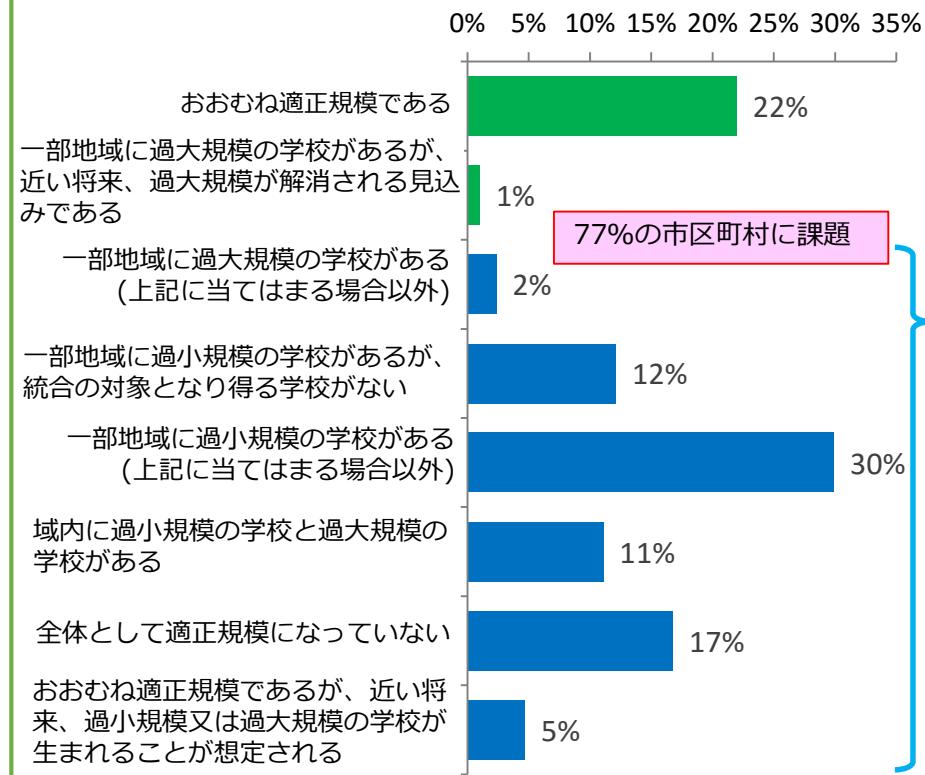
- 積極的に取り組んでいる 28% / 取り組んでいる 55%
- (内容)・地域人材・地域資源を活用した地域学習の実施 83%  
・きめ細かな指導の徹底 81%  
・意図的に全員に様々な役割を経験させる 67%  
・体験的な学習、校外学習の頻繁な実施 56%  
・保護者地域と連携した効果的な生徒指導・進路指導 52% 等

#### ■ 小規模校のデメリットを最小化させる取組

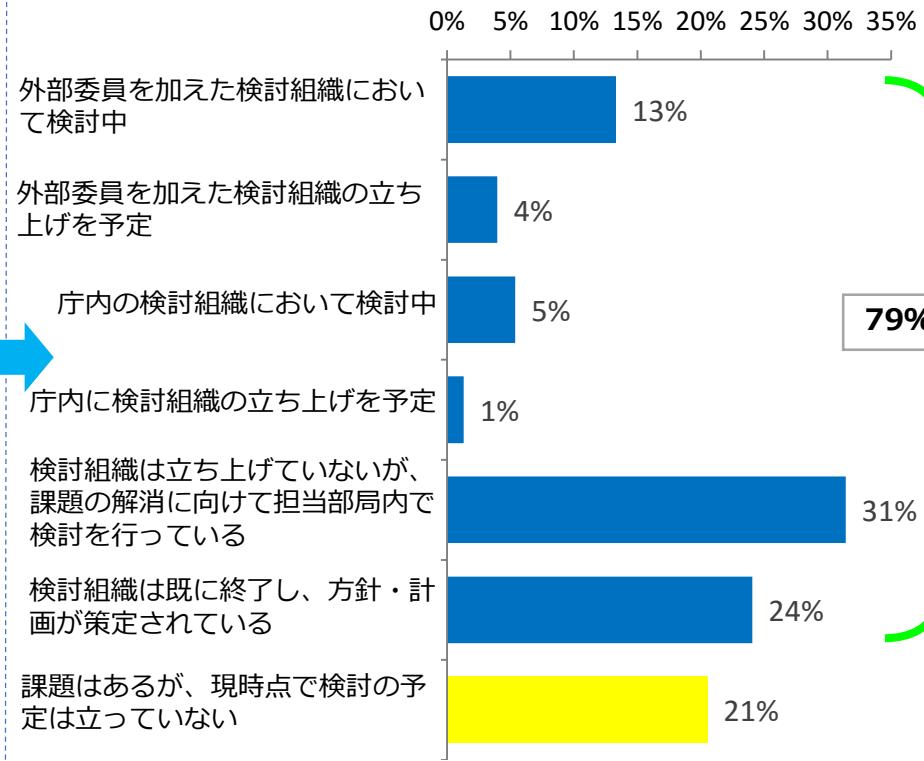
- 積極的に取り組んでいる 20% / 取り組んでいる 58%
- (内容)・異学年集団での共同学習や体験学習の計画的実施 73% 等

## 市区町村における学校規模に関する認識と検討状況

### ◆市区町村の域内の学校の適正規模に関する認識



### ◆課題を認識している市区町村の課題解消に向けた検討状況



※グラフは数値を小数第一位で四捨五入しているため、合計値が100%にならない。

## <経済・財政再生計画 改革工程表(KPI)>

### ◆学校の小規模化について対策の検討に着手している自治体の割合

※KPIの定義等 学校規模について課題を認識している市区町村のうち、課題解消に向けた検討に着手しているものと、既に検討が終了しているものの合計が占める割合

2014(平成26)年度 46% → 2016(平成28)年度 58% → 2018(平成30)年度 79% → 2021年度 100%

※1「経済・財政再生計画 改革工程表 2017改訂版」における目標値

※2「新経済・財政再生計画 改革工程表 2018」における目標値

## ■ 統合事例件数 平成29、30年度の2年間 277件（689校 → 283校）

### 【統合して開校した年度】

- ・平成29年度 127件
- ・平成30年度 148件
- ・その他(複数年度に渡って計画的に統合した事例) 2件

### 【統合の基本的な形態】

- ・小学校同士の統合 184件
- ・中学校同士の統合 55件
- ・小学校と中学校を統合して義務教育学校を設置 29件
- ・施設一体型の小中一貫校の整備を含む小学校同士又は、中学校同士の統合 9件

## ■ 統合に伴う通学手段

### 【スクールバスの導入件数】

- ・統合前 97件 → 統合後 203件

### 【統合後における通学時間が最も長い児童生徒】

- ・小学校 30分以上40分未満 36%  
20分以上30分未満 30%
- ・中学校 30分以上40分未満 41%  
40分以上50分未満 20%

## ■ 統合における施設や設備の整備について

### 【統合後の学校の設置場所】

- ・統合前の学校のうちの一つの敷地 83%
- ・上記以外の別敷地 17%

### 【統合に伴い実施した施設整備の状況】

- ・新增築 23%      ・改修 20%
- ・改修+増築 9%    ・特になし 48%

### 【統合に伴い、多額の費用を要したもの、統合前後を比較して大幅に費用の変動が生じたもの】

- ・校舎等の新增築、改修、解体 140件  
平均 134,241万円
- ・スクールバスの導入、運行、維持管理 70件  
平均 2,274万円

## ■ 統合前後における教職員の人数の変動

### 【小学校】(2校を統合した場合の平均)

- ・統合前の教職員数 32.8人 → 統合後の教職員数 25.2人

### 【中学校】(2校を統合した場合の平均)

- ・統合前の教職員数 35.7人 → 統合後の教職員数 25.7人

# 小中連携教育、小中一貫教育、小中一貫教育制度の関係

## 小中連携教育

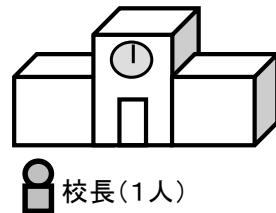
小・中学校段階の教員が互いに情報交換や交流を行うことを通じて、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指す様々な教育

## 小中一貫教育

小中連携教育のうち、小・中学校段階の教員がを目指す子供像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す教育

### ①義務教育学校

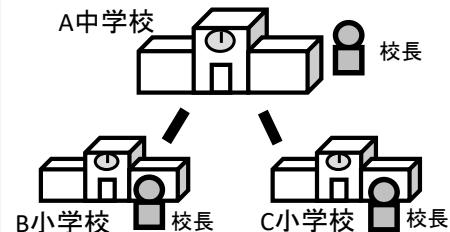
- ・新たな学校種(一つの学校)  
⇒一人の校長、  
一つの教職員組織
- 修業年限:9年  
(前期課程6年+後期課程3年)



### 小中一貫型小学校・中学校

- ・組織上独立した小学校及び中学校が一貫した教育を施す形態  
⇒それぞれの学校に校長、教職員組織

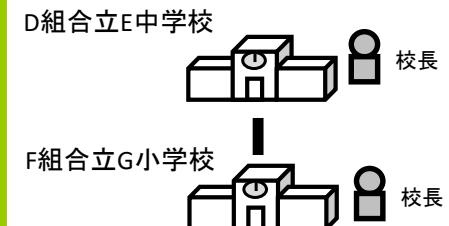
### ②併設型小学校・中学校 (同一の設置者)



※一貫教育にふさわしい運営体制の整備が要件

- 例:総合調整を担う校長を定める
- ・学校運営協議会の合同設置
- ・校長等を併任

### ③連携型小学校・中学校 (異なる設置者)



※併設型小・中学校を参考に適切な運営体制を整備すること

※①②③いずれも施設の形態は問わない。

# 小中一貫教育に関する制度の類型

義務教育学校		小中一貫型小学校・中学校	
		中学校併設型小学校 小学校併設型中学校	中学校連携型小学校 小学校連携型中学校
設置者	一	同一の設置者	異なる設置者
修業年限	9年 (前期課程6年+後期課程3年)	小学校6年、中学校3年	
組織・運営	一人の校長、一つの教職員組織	それぞれの学校に校長、教職員組織 小学校と中学校における教育を一貫して施すためにふさわしい運営の仕組みを整えることが要件 例) ① 関係校を一体的にマネジメントする組織を設け、学校間の総合調整を担う校長を定め、必要な権限を教育委員会から委任する ② 学校運営協議会を関係校に合同で設置し、一体的な教育課程の編成に関する基本的な方針を承認する手続を明確にする ③ 一体化マネジメントを可能とする観点から、小学校と中学校の管理職を含め全教職員を併任させる	
免許	原則小学校・中学校の両免許状を併有 <small>※ 当分の間は小学校免許状で前期課程、中学校免許状で後期課程の指導が可能</small>	所属する学校の免許状を保有していること	
教育課程		• 9年間の教育目標の設定 • 9年間の系統性・体系性に配慮がなされている教育課程の編成	
教育課程の特例	一貫教育に必要な独自教科の設定	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	指導内容の入替え・移行	<input type="radio"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
施設形態	施設一体型・施設隣接型・施設分離型		
設置基準	前期課程は小学校設置基準、後期課程は中学校設置基準を準用	小学校には小学校設置基準、中学校には中学校設置基準を適用	
標準規模	18学級以上27学級以下	小学校、中学校それぞれ12学級以上18学級以下	
通学距離	おおむね6km以内	小学校はおおむね4km以内、中学校はおおむね6km以内	
設置手続き	市町村の条例	市町村教育委員会の規則等	

# 義務教育学校の状況と小中一貫教育を行う学校数

## 義務教育学校

### 学校数 (校)

国立	3
公立	9 1
私立	—
計	9 4

## 小中一貫型小学校・中学校(施設形態別)

### 小学校

	施設一体型	施設隣接型	施設分離型	その他	(校)
国立	1	—	—	—	1
公立	8 7	2 5	4 5 8	2	5 7 2
私立	8	—	—	—	8
計	9 6	2 5	4 5 8	2	5 7 9

### 中学校

	施設一体型	施設隣接型	施設分離型	その他	(校)
国立	1	—	—	—	1
公立	8 6	2 5	2 1 8	1	3 3 0
私立	8	—	—	—	8
計	9 5	2 5	2 1 8	1	3 3 9

#### 【施設一体型】

小中一貫教育を実施する学校について、校舎の全部が一体的に設置されているもの(複数の校舎が渡り廊下等でつながっているものを含む。)

#### 【施設隣接型】

小中一貫教育を実施する学校について、同一の敷地または隣接する敷地に、複数の校舎が隣接して設置されているもの

#### 【施設分離型】

小中一貫教育を実施する学校について、隣接していない異なる敷地に、複数の校舎が分離して設置されているもの(ともに小中一貫教育を実施する同一学校種の校舎が分離して設置されている場合を含む。)

#### 【その他】

上記3類型に当てはまらないもの

出典:文部科学省 令和元年度(速報)学校基本調査

# 学校における健康に関する指導について

学校における健康に関する指導は、学校保健、学校安全、学校給食の三領域から構成されており、連携して一体的に取り組まれている。学校だけでは対応が困難な課題等に対応するため、関係者の連携を推進し、学校における健康に関する指導の各分野の連携を一層進めていくことが必要。

## 小学校学習指導要領（平成29年3月告示）第1章 総則（抄）

### 第1 小学校教育の基本と教育課程の役割

2

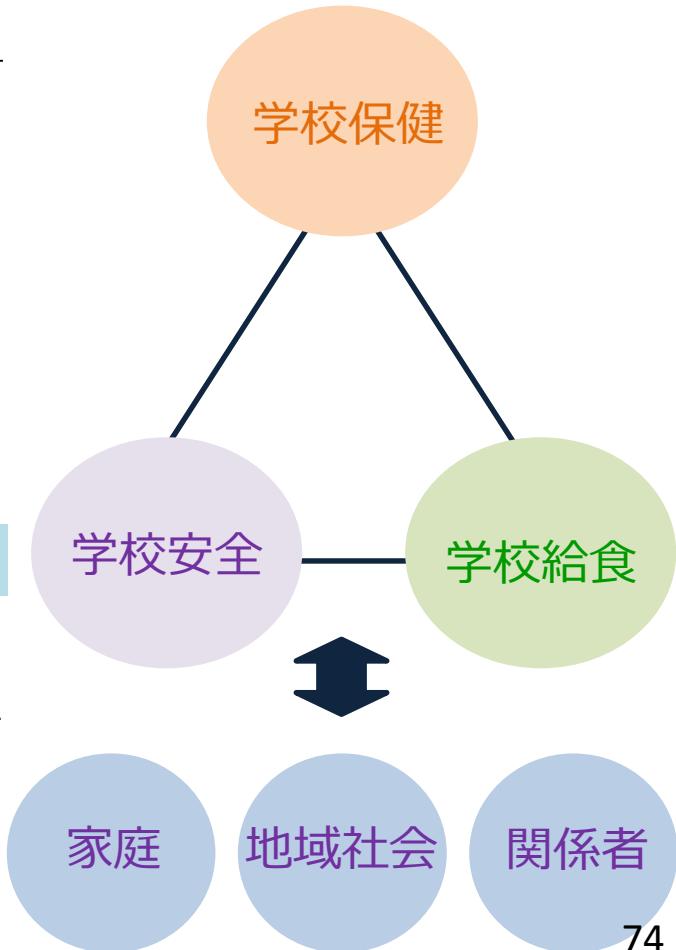
（3）学校における体育・健康に関する指導を、児童の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、体育科、家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科、外国語活動及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。

## 第3期教育振興基本計画（平成30年6月15日閣議決定）（抄）

（子供の健康や安全を守るためにの関係者の連携の推進）

○ 昨今の児童生徒をとりまく諸課題の状況等を踏まえると、メンタルヘルス、アレルギー疾患等の健康課題や、自然災害、交通事故、犯罪、国民保護等の非常時の対応等の安全上の課題など、学校だけでは対応が困難な課題が数多くある。

教育委員会、首長部局、医師会、歯科医師会、薬剤師会、学校保健会、警察等が連携し、例えば学校保健に関し、児童生徒の健康を守るために関係者が協力して取組を進める仕組みを構築するなど、それぞれが専門性を生かしつつ、組織の壁を越えて学校の課題解決に取り組むことが重要である。



# 新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）【概要】（平成31年1月25日中央教育審議会）

## 第1章 学校における働き方改革の目的

- これまでの我が国の中学校教育の蓄積はSociety 5.0においても有効であり、浮足立つことなく充実を図る必要。これまで高い成果を挙げてきた我が国の中学校教育を維持・向上させ、持続可能なものとするには、学校における働き方改革が急務。
- ‘子供のためにあればどんな長時間勤務も良しとする’という働き方の中で、教師が疲弊していくのであれば、それは‘子供のため’にはならない。学校における働き方改革の目的は、教師のこれまでの働き方を見直し、自らの授業を磨くとともに日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子供たちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになること。
- 志ある教師の過労死等の事態は決してあってはならないものであり、そのためにも、学校における働き方改革の実現が必要。
- 学校における働き方改革を進めるに当たっては、地域と学校の連携・協働や家庭との連携強化により、学校内外を通じた子供の生活の充実や活性化を図ることが大切。

## 第2章 学校における働き方改革の実現に向けた方向性

- 教員勤務実態調査（平成28年度）においても、小・中学校教師の勤務時間は、10年前の調査と比較しても増加。主な要因は、①若手教師の増加、②総授業時間数の増加、③中学校における部活動指導時間の増加。
- 働き方改革の実現には、文部科学省・教育委員会・管理職等がそれぞれの権限と責任を果たすことが不可欠。特に、文部科学省には、学校と社会の連携の起点・つなぎ役としての機能を前面に立って果たすことが求められる。

※特別支援学校・高等学校については、学校間の多様性などの特徴を踏まえた支援を行うことが重要。

※私立学校・国立学校については、固有の存在意義や位置付け、適用される法制の違いなどに配慮した支援が重要。

以下の施策の  
一体的な推進が必要

## 第3章 勤務時間管理の徹底と勤務時間・健康管理を意識した働き方改革の促進

- 勤務時間管理の徹底と上限ガイドライン
  - ・勤務時間管理は、労働法制上、校長や服務監督権者である教育委員会等に求められる責務。さらに今般の労働安全衛生法の改正によりその責務が改めて法令上明確化。
  - ・学校現場においては、まず勤務時間管理の徹底が必要。その際、ICTやタイムカードなどにより客観的に把握すること。
  - ・文部科学省の作成した上限ガイドライン（月45時間、年360時間等）の実効性を高めることが重要であり、文部科学省は、その根拠を法令上規定するなどの工夫を図り、学校現場で確実に遵守されるように取り組むべき。

## ○ 労働安全衛生管理の必要性

- ・労働安全衛生法に義務付けられた労働安全衛生管理体制の整備が求められるほか、義務の課されていない学校においても、可能な限り法令上の義務がある学校に準じた体制の充実に努めるべき。
- ・特に、ストレスチェックは、全ての学校において適切に実施されるよう、教育委員会の実態を調査し、市町村ごとに実施状況を公表すべき。
- ・産業医の選任義務のない規模の学校に関しては、教育委員会として産業医を選任して域内の学校の教職員の健康管理を行わせる等の工夫により、教職員の健康の確保に努めるべき。

## ○ 教職員一人一人の働き方に関する意識改革

- ・管理職のマネジメント能力向上や、教職員の勤務時間を意識した働き方の浸透のため、研修の充実を図るべき。
- ・管理職登用等の際にも、教師や子供たちにとって重要なリソースである時間を最も効果的に配分し、可能な限り短い在校等時間で教育の目標を達成する成果を上げられるかどうかの能力や働き方改革への取組状況を適正に評価することが重要。
- ・管理職以外の教職員も含め、働き方改革の観点を踏まえて人事評価を実施すべき。
- ・学校評価や教育委員会の自己点検・評価も活用すべき。

## 第4章 学校及び教師が担う業務の明確化・適正化

○これまで学校・教師が担ってきた代表的な業務の在り方に関する考え方を右の表のとおり整理。

○業務の明確化・適正化は、社会に対して学校を閉ざしたり、内容を問わず一律に業務を削減したりするものではなく、社会との連携を重視・強化するもの。

学校として何を重視し、どのように時間を配分するかという考え方を明確にし、地域や保護者に伝え、理解を得ることが求められる。

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
<p>①登下校に関する対応 ②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応 ③学校徴収金の徴収・管理 ④地域ボランティアとの連絡調整</p> <p>※ その業務の内容に応じて、地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が担うべき。</p>	<p>⑤調査・統計等への回答等 (事務職員等) ⑥児童生徒の休み時間における対応 (輪番、地域ボランティア等) ⑦校内清掃 (輪番、地域ボランティア等) ⑧部活動(部活動指導員等)</p> <p>※ 部活動の設置・運営は法令上の義務ではないが、ほとんどの中学・高校で設置。多くの教師が顧問を担わざるを得ない実態。</p>	<p>⑨給食時の対応 (学級担任と栄養教諭等との連携等) ⑩授業準備 (補助的業務へのサポートスタッフの参画等) ⑪学習評価や成績処理 (補助的業務へのサポートスタッフの参画等) ⑫学校行事の準備・運営 (事務職員等との連携、一部外部委託等) ⑬進路指導 (事務職員や外部人材との連携・協力等) ⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応 (専門スタッフとの連携・協力等)</p>

- 業務の役割分担・適正化を確実に実施するため、以下の仕組みを構築することが必要。

文部科学省	教育委員会等	学校
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>学校における働き方改革の趣旨等をわかりやすくまとめた明確で力強いメッセージの発出</b></li> <li>・ 関係機関や社会全体に対して何が学校や教師の役割か明確にメッセージを発出するなど、<b>社会と学校との連携の起点・つなぎ役としての役割を前面に立て果たすことを徹底</b></li> <li>・ 業務改善状況調査を見直し、<b>在校等時間の可視化などを把握の上、市区町村別に公表</b></li> <li>・ 今後学校へ新たな業務を付加するような制度改正等の際には<b>スクラップ・アンド・ビルトの原則</b>を徹底</li> <li>・ 業務の役割分担・適正化を実施するための<b>条件整備</b>等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>業務改善方針の策定及びフォローアップ、ICTの活用推進</b>等の取組を学校や地域の実情に応じて推進</li> <li>・ 学校や地域で発生した業務について、仕分けを実施し、<b>他の主体に対応の要請、教師以外の担い手の確保、スクラップ・アンド・ビルト</b>による負担軽減</li> <li>・ <b>学校が保護者や地域住民と教育目標を共有し、理解・協力を得ながら学校運営を行える体制</b>の構築等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教職員間で<b>削減する業務を洗い出す</b>機会を設定</li> <li>・ <b>校長は</b>校内の分担を見直すとともに、<b>自らの権限と責任で</b>学校の伝統として続いているが、必ずしも適切といえない又は本来は家庭や地域社会が担うべき<b>業務を大胆に削減</b></li> </ul> <p>(例) 夏休み期間の<b>プール指導</b>、勝利至上主義の<b>早朝練習の指導</b>、内発的な研究意欲がない<b>形式的な研究指定校</b>としての業務、運動会等の<b>過剰な準備</b>等</p>

- 代表的な業務については、過去の裁判例(※)等を見ても、学校や教師が法的にその全ての責任を負うものではなく、学校への過剰要求は認められないことについて、文部科学省がメッセージを発出することが必要。

※学校・教師が担うべき安全配慮義務の範囲は、児童生徒の発達段階に応じても異なり、個別の事案ごとに判断されるが、予見可能性がある場合に限られた判例や、教師に責任があるとしたうえで、両親も監督義務を怠ったとして連帯して責任を負うとした判例がある。

- 学校が作成する計画等についても、個別の計画を詳細に作成するのではなく、**複数の計画を一つにまとめて体系的に作成**するなど、文部科学省は真に効果的な計画の在り方について示すべき。
- 教育課程の編成・実施においても、**総合的な学習の時間の一定割合は、学校外での学習について授業として位置づけ**られるようにすることや、学習評価において、**指導要録の大幅な簡素化などといった、大胆な見直し**を行うことが必要。

## 第5章 学校の組織運営体制の在り方

- 学校が組織として効果的に運営するために、主に以下の取組が必要。
  - ・ 校長や副校長・教頭に加え、**主幹教諭、指導教諭、事務職員等のミドルリーダーがリーダーシップを發揮**できる組織運営。
  - ・ **ミドルリーダーが若手の教師を支援・指導**できる環境整備。
  - ・ 事務職員やサポートスタッフ等との役割分担や、事務職員の質の向上、**学校事務の適正化と事務処理の効率化**。

# 第6章 教師の勤務の在り方を踏まえた勤務時間制度の改革

## ○ 細特法の今後の在り方

- ・細特法の誤解の下で勤務時間管理の意識が希薄化し、時間外勤務縮減の取組が進まない実態。この点については、上限ガイドラインにおいて、超勤4項目以外の業務のための時間についても勤務時間管理の対象とし、その縮減を図ることが必要。
- ・教師は、子供たちの発達段階に応じて、言語や指導方法を場面ごとに選択しながら教育活動に当たらなくてはならないという、専門職としての専門性とも言える教師の職務の特徴を踏まえた検討が必要。
- ・細特法を見直して労基法を原則とすべき、という意見に対して、教育の成果は必ずしも勤務時間の長さのみに基づくものではなく、人権法も含めた教師の給与制度も考慮した場合、必ずしも教師の待遇改善にはつながらない、との懸念。
- ・教師の専門性や職務の特徴を認識した上で検討した場合、超勤4項目の廃止や36協定を要するところは、現状を追認する結果になり、働き方の改善につながらない、また、学校において現実的に対応可能ではない。
- ・したがって、細特法の基本的な枠組みを前提に、働き方改革を確実に実施する仕組みを確立し成果を出すことが求められる。
- ・なお、教職調整額が「4%」とされていることについては、在校等時間縮減のための施策を総合的に実施することを優先すべきであり、必要に応じ中長期的な課題として検討すべき。

## ○ 一年単位の変形労働時間制の導入

- ・かつて行われていた「休日のまとめ取り」のような一定期間に集中した休日の確保は、教職の魅力を高める制度として有効であり、週休日の振替や年次有給休暇に加え、選択肢の一つとして検討。
- ・教師の勤務態様として、授業等を行う期間と長期休業期間との繁閑の差が実際に存在していることから、地方公共団体の条例やそれに基づく規則等に基づき、適用できるよう法制度上措置すべき。
- ・導入の前提として、文部科学省等は①長期休業期間中の部活動指導時間の縮減や大会の在り方の見直しの検討要請、研修の精選等に取り組むべき、②学期中の勤務が現在より長時間化しないようにすることが必要であり、所定の勤務時間を延長した日に授業時間や児童生徒の活動時間を延長するこ<sup>う</sup>とあってはならない、③育児や介護等の事情により配慮が必要な教師には適用しない選択も確保できるよう措置すべき。

## ○ 中長期的な検討

- ・労働法制や教師の専門性の在り方、公務員法制の動向も踏まえつつ、教師に関する労働環境について細特法や教育公務員特例法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律といった法制的な枠組みを含め、必要に応じて中長期的に検討。

## 第7章 学校における働き方改革の実現に向けた環境整備

### ○ 教職員及び専門スタッフ等、学校指導・運営体制の効果的な強化・充実

- ・小学校の英語専科を担当する教師の充実や、中学校の生徒指導を担当する教師の充実、通級による指導や日本語指導のための教員定数の義務標準法に基づく着実な改善をはじめとする学校指導体制の充実
- ・校長や副校長・教頭等の事務関係業務の軽減に有効な、共同学校事務体制の強化のための事務職員の充実
- ・平成31年度までのスクールカウンセラーの全公立小中学校配置及びスクールソーシャルワーカーの全中学校区配置並びに課題を抱える学校への重点配置、質の向上及び常勤化に向けた調査研究
- ・部活動ガイドラインの遵守を条件とした部活動指導員の配置促進
- ・多様なニーズのある児童生徒に応じた指導等の支援スタッフ、授業準備や学習評価等の補助業務を担うサポートスタッフ、理科の観察実験補助員の配置促進
- ・スクールロイヤーの活用促進 等

### ○ 勤務時間管理の適正化や業務改善・効率化への支援

- 以下のような実態が文部科学省の調査により明らか。
  - ・登下校の対応などについて地域人材の協力体制整備が不十分
  - ・都道府県単位で共通の校務支援システムの導入が必要
  - ・業務改善方針等の策定や学校宛ての調査・照会の精選などについて市区町村での取組が不十分
  - ・部活動数の適正化や地域クラブとの連携が一層必要
  - ・学校給食費や学校徴収金の公会計化が不十分
- これに関し、文部科学省は以下の取組を推進すべき。
  - ・業務削減時間を示した好事例展開
  - ・関係者の共通理解・協力を得ながら取り組むためのポイントや具体的なプロセスを示す
  - ・専門家や地方公共団体の担当者、文部科学省職員が教育委員会や学校を訪問しアドバイスする 等

### ○ 今後さらに検討を要する事項

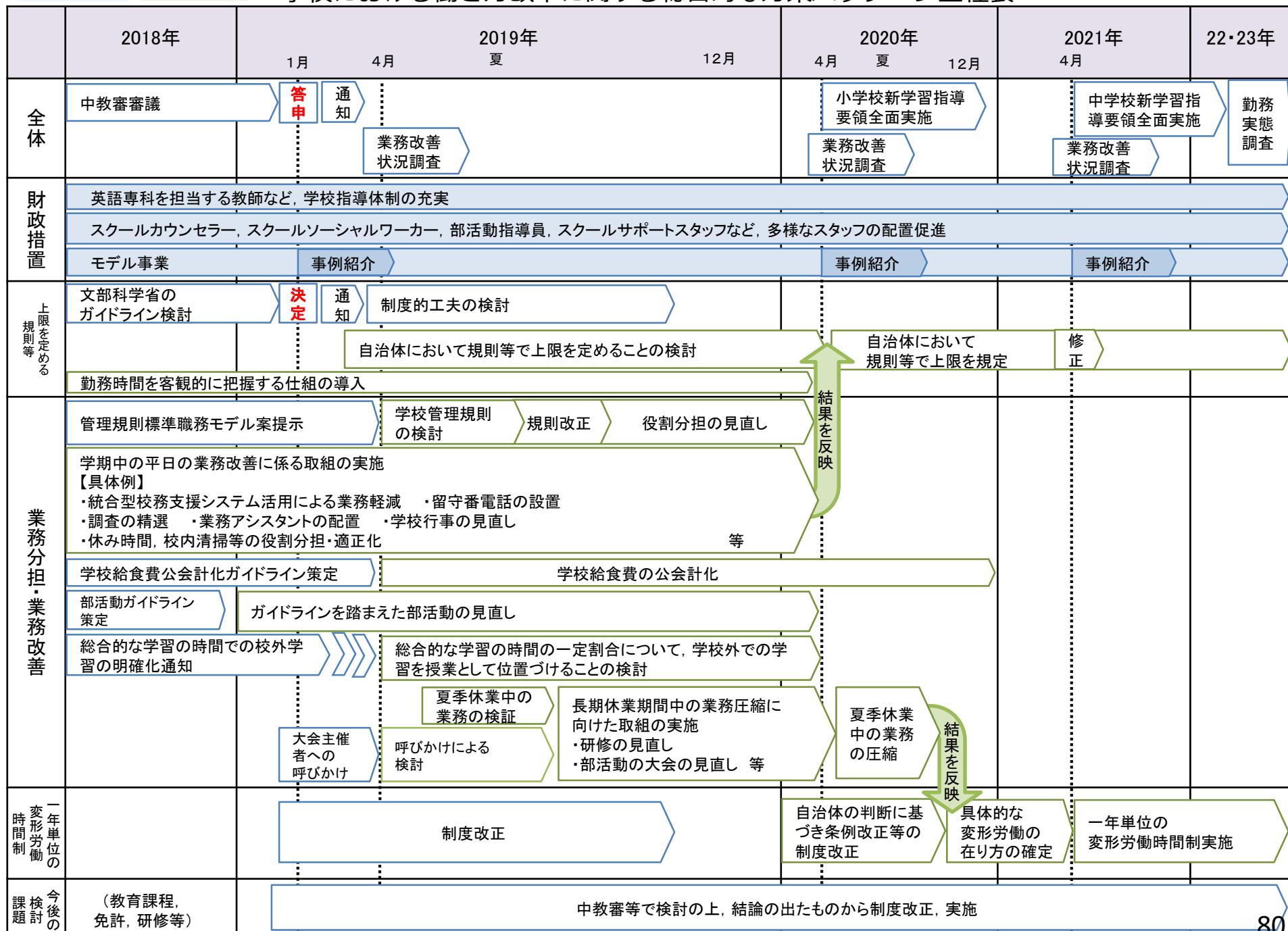
- ・小学校の教科担任制の充実、年間授業時数や標準的な授業時間等の在り方を含む教育課程の在り方の見直し
- ・免許更新制がより教師の資質能力向上に実質的に資するようにするなど養成・免許・採用・研修全般にわたる改善・見直し
- ・新時代の学びにおける先端技術の効果的な活用 等
- ・教育的観点からの小規模校の在り方の検討
- ・人事委員会等の効果的な活用方法の検討

等

## 第8章 学校における働き方改革の確実な実施のための仕組みの確立とフォローアップ等

- 文部科学省は、業務改善状況調査等を通じて、学校における働き方改革の進展状況を市区町村ごとに把握し、公表することで、各地域の取組を促すべき。
- また、教員勤務実態調査（平成28年度）と比較できる形で、3年後を目途に勤務実態の調査を行うべき。

今回の学校における働き方改革は、我々の社会が、子供たちを最前線で支える教師たちがこれからも自らの時間を犠牲にして長時間勤務を続けていくことを望むのか、心身ともに健康にその専門性を十二分に発揮して質の高い授業や教育活動を担っていくことを望むのか、その選択が問われている。



## ○趣旨

限られた時間の中で、教師の専門性を生かしつつ、授業改善や児童生徒等に接する時間を十分確保し、教師が自らの授業を磨くとともにその人間性や創造性を高め、児童生徒等に対して効果的な教育活動を持続的に行うことをできる状況を作り出すことを目指して進められている「学校における働き方改革」の総合的な方策の一環として制定するもの。

## ○対象者

給特法第2条に規定する公立の義務教育諸学校等の教育職員

※義務教育諸学校等: 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼稚園

教育職員: 校長(園長)、副校長(副園長)、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手、寄宿舎指導員

※事務職員等については、「36協定」の中で働き方改革推進法に定める時間外労働の規制が適用される。

## ○本ガイドラインにおける「勤務時間」の考え方

「超勤4項目」以外の自主的・自発的な勤務も含め、外形的に把握することができる 在校時間を対象とすることを基本とする(所定の勤務時間外に自発的に行う自己研鑽の時間その他業務外の時間については、自己申告に基づき除く)。

校外での勤務についても、職務として行う研修や児童生徒の引率等の職務に従事している時間について外形的に把握し、これらを合わせて「在校等時間」として、本ガイドラインにおける「勤務時間」とする(休憩時間を除く)。

## ○上限の目安時間

①1ヶ月の在校等時間について、超過勤務45時間以内 ②1年間の在校等時間について、超過勤務360時間以内

※児童生徒等に係る臨時的な特別な事情により勤務せざるを得ない場合は、1ヶ月の超過勤務100時間未満、1年間の超過勤務720時間以内(連続する複数月の平均超過勤務80時間以内、かつ、超過勤務45時間超の月は年間6ヶ月まで)

## ○実効性の担保

- ・教育委員会は、所管内の公立学校の教師の勤務時間の上限に関する方針等を策定し、実施状況について把握し、必要な取組を実施。上限を超えた場合、事後的に検証。
- ・文部科学省は、各教育委員会の取組の状況を把握し、公表。等

## ○留意事項

- ・実施に当たっては、在校時間はICTの活用やタイムカード等により客観的に計測し、校外の時間についても、できる限り客観的な方法により計測する。
- ・上限の目安時間の遵守を形式的に行なうことが目的化し、実際より短い虚偽の時間を記録に残したり、残させたりするようなことがあってはならない。
- ・中教審の答申において、本ガイドラインの実効性を高めるため、その根柢を法令上規定するなどの工夫を図るべきと提言されており、文部科学省として更に検討。等 81

# 近年の主な制度改革等

年	概要		
	教育制度関係	教育課程関係	教職員関係
昭和 51年		研究開発学校制度の導入	
52・53年		学習指導要領改訂(ゆとりある充実した学校生活の実現=学習負担の適正化)	
63年	単位制高等学校の導入(定時制・通信制) (平成5年からは全日制でも導入)		専修免許状の創設、特別免許状の制度の創設、特別非常勤講師制度の創設、教職課程の見直し(専門教育科目の充実等)
平成 元年		学習指導要領改訂(社会の変化に自ら対応できる心豊かな人間の育成)	
6年	総合学科高校の制度化		
10年		学習指導要領改訂(基礎・基本を確実に身に付けさせ、自ら学び自ら考える力などの「生きる力」の育成)	教職課程の見直し(カリキュラムの柔軟化、教職に関する科目の充実等)、特別免許状の改善(対象教科の拡大、有効期限の延長)
11年	中高一貫教育制度の導入		
12年	学校評議員制度の導入		高等学校の免許教科の新設(情報、福祉等)
14年			他校種免許状による専科担任制度の拡充、隣接校種免許状の取得促進、特別免許制度の改善(学士要件、有効期限の撤廃)、免許状の失効等に係る措置の教科
15年		学習指導要領一部改正(学習指導要領のねらいの一層の実現)	
16年	株式会社立学校の特例(構造改革特区) の導入  学校運営協議会制度の導入		
17年			栄養教諭の制度化
18年	認定こども園制度の創設		特別支援学校教員免許状の創設
19年	盲学校、聾学校、養護学校を特別支援学校に一本化  学校評価の導入		

年	概要		
	教育制度関係	教育課程関係	教職員関係
20年		教育課程特例校制度の導入	副校長、主幹教諭、指導教諭の制度化 教職課程の見直し(教育実践演習の創設等)
20・21年		学習指導要領改訂(「生きる力」の育成、基礎的・基本的な知識・技能の習得、思考力・判断力・表現力等の育成のバランス)	
21年			教員免許更新制の導入
26年		日本語指導に関する「特別の教育課程等」の導入	更新講習の枠組み及び内容の見直し(必修領域の精選及び選択必修領域の導入)
27年	地方教育行政制度の改革(新教育長、総合教育会議、教育大綱)  公設民営学校の特例(国家戦略特区)の導入	学習指導要領一部改正(道徳の「特別の教科」化)	
28年	小中一貫教育制度の導入		教員の養成・採用・研修一体改革(校長及び教員の資質の向上に関する指標や教員研修計画の全国的整備、十年経験者研修の見直し、教員養成課程に係る科目区分の統合)
29年	共同学校事務室の制度化  学校運営協議会設置の努力義務化、地域学校協働活動推進員の委嘱に関する規定等の地域と学校の連携・協働体制の整備		通級指導、外国人児童生徒指導、少人数指導などのための基礎定数の新設  スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、部活動指導員の制度化  教職課程の見直し(履修内容の充実等) 教職課程コアカリキュラムの作成
29・30年		学習指導要領改訂(育成を目指す資質・能力を三つの柱 <sup>(※)</sup> で整理、社会に開かれた教育課程の実現) (※)「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」	
30年			
31年	デジタル教科書の制度化		新たな教職課程の開始